

第四章 第一期の市議会（昭和五四年度～五七年度）

——「北口」の後始末と「行革」の時代——

第一節 四年間の概観

一 国の動き

昭和五四年四月から五八年三月までの四年間は、国政レベルにおいては相当大きな変化の見られた時期であった。内閣の推移だけでも第一次大平、第二次大平、鈴木（善）、第一次中曽根と四代にわたっていることは、この四年間の政局の激動を物語る一つの証といえよう。そしてこの間に、戦後政治史において特筆すべき政治事件が相次いで起きていることは、すでに多くの識者の指摘するところである。以下では、その概略を述べておこう。

自民党内の 五三年一二月に発足した第一次大平内閣は、五四年六月の東京サミットを成功裡にこなした「四〇日間抗争」ことで政局運営に対する自信を深めた。そして五一年一二月総選挙以来統一している国会の与野党伯仲状態を解消し、自民党の安定多数を回復すべく、五四年九月七日に衆議院を解散、一七日に第三五回総選挙が公示された。しかしながら一〇月七日に行われた投票の結果、自民党は前回選挙をさらに一議席下回る二

四八議席にとどまり、安定多数には程遠い惨敗を喫したのである。この事態をめぐって自民党内には、惨敗の最大の責任を選挙戦に際して政府の財政再建策として一般消費税導入を唱えた大平首相にあると主張して大平退陣を求める反主流派と、最大派閥の田中派の支持に基づききつづいて大平政権維持を図ろうとする主流派との間に、深刻な対立が生じることとなった。この対立は、選挙後に招集された特別国会にまで持ち込まれ、一月六日に行われた首班指名には自民党から大平首相、福田前首相の二人が候補者として指名を争うという、政党政治としては前代未聞の事態が発生した。首班指名選挙では大平一三五票、福田一二五票でいずれも過半数を得るに至らず、決戦投票の結果大平一三八票、福田一二一票となり、わずか一七票差によって大平氏の首班指名が決定した。これを受けて第二次大平内閣は、一月九日に発足したが、組閣にあたっては主流・反主流両派の確執は続き、党三役人事の決定は一週間後の一六日まで待たねばならなかった。こうして一〇月七日の投票日から一月一六日までの四〇日間、自民党は事実上分裂状態となり激しい党内抗争に明け暮れたのであった。

内閣不信任案の可

自民党内の抗争は、第二次大平内閣の発足後も鎮静化することはなかった。内閣に対する

決と衆参同日選挙

与党内反主流派の非協力と国会の与野党伯仲という厳しい政治状況のなかで、五五年一月

に再開された通常国会の運営は混乱を続け、五月一六日にその頂点に達する。この日、社会党から提出された大平内閣不信任案に対し、自民党反主流派に属する六〇数人の議員が本会議場を欠席するという事態が発生したのである。このため採決の結果、内閣不信任案は賛成二四三票、反対一八七票で可決された。内閣不信任案の可決成立は、昭和二八年五月の第四次吉田内閣のもとの、いわゆる「バカヤロー解散」以来実に二七年ぶりのことであり、これによって政局は再び激動を迎えることになった。大平首相はこの夜ただちに国会内で臨時閣議を開き、衆議院解散の方針を決定した。こうして一九日に衆議院は解散し、前年一〇月からわずか七カ月で再び総選

筆となったが、本年六月にはかねてから参議院の通常選挙が予定されていたため、政府は六月二二日を両選挙の投票日とすることに決定し、史上初めての衆参同日選挙が実施されることとなったのである。

参議院選挙が公示された五月三〇日、遊説第一声を放ったその夜大平首相は、心臓発作で倒れ入院し、選挙戦さなかの六月一二日未明死亡した。現職総理大臣の選挙期間中の急死という事態もまた、日本の政治史上初めてのことであり、政府は急速伊東正義内閣官房長官を首相臨時代理に任命し、六月二二日、二三日にイタリアで開催されたベネチア・サミットに外務、大蔵、通産の三閣僚を派遣するなどして外交日程の処理にあたった。一方、党首不在の危機感のもとにかえって結束力を固めた自民党は、「大平首相の弔い合戦」を唱えて選挙戦に臨んだ。六月二二日の投票率は七四・五パーセントの高率に達し、開票の結果、自民党は衆議院で二八四議席（前回より三六議席増）、参議院では六九議席（前回より六議席増、非改選議席と合わせて一三五議席）を獲得した。こうして、史上初の衆参同日選挙は、党首の急死に対する国民の同情票を大量に集めた自民党の大勝利のうちに終わったのである。

鈴木（善）内閣と 右のように、同日選挙に大勝利をおさめた自民党では、大平前首相の後継者に、同派の「大第二臨調の設置 番頭格」といわれた鈴木善幸総務会長が選出され、七月一七日新たに鈴木（善）内閣が発足した。鈴木首相は、内閣のかかえる最大の課題の一つに行政改革を掲げ、これを断行するために権威ある調査審議機関を設置することとした。この機関の名称は臨時行政調査会（昭和三六年から三九年まで池田内閣のもとで同名の機関が設置されていたため一般には第二臨調とよばれた）とされ、その設置目的、所掌事項、構成、任期等を定めた臨時行政調査会設置法が、五五年一〇月の閣議決定を経て同年一月末に国会で可決成立した。そして会長には、財界の最長老で清廉・質素な人柄で知られる土光敏夫元経団連会長が就任した。同調査会は五六年三

月に発足し、以後五八年三月まで二年間に「増税なき財政再建」を基本理念として、我が国の行政制度全般について調査・審議を行い、この間五六年七月の第一次答申（緊急答申）をはじめ五次にわたる答申を政府に提出した。これらの答申のなかでは政府支出の削減、行政の簡素効率化、国鉄等公社および特殊法人の改革等とならび国・地方の機能分担、広域行政、国庫補助金の改善等我が国の地方行政制度のあり方についても踏み込んだ改革案が提言された。こうした提言とこれを受けた国レベルでの制度改革は、後述するように自治体職員の給与問題をはじめとして藤沢市政にも影響を及ぼし、その都度本市議会でもさまざまな側面で質疑の対象に取り上げられている。

（以上の記述については『日本内閣史録・第六巻』第一法規、石川真澄著『データ戦後政治史』岩波新書他を参考にした）

二 藤沢市政の動き

右に述べたように、国政レベルでは極めてドラスティックな変化の見られた四年間であったが、藤沢市政に関しては、葉山市政が三期目を迎え最も安定した時期であったといえよう。特に前半の二年間は五五年二月の市長選無投票当選に象徴されるように、議会内では与党六会派の占める安定多数の議席に支えられ、また議会外でも多くの市民層からの着実な支持を得て、ほぼ順調な市政運営がなされてきた。葉山市政二期目における最大の懸案事項であった藤沢駅北口再開発事業が、五四年九月の北口広場・人工広場の完成によって一応終了したことにより、以後四年間の市政の中心に据えられたのは、五三年三月に決定された「新総合計画」の実施であった。

「新総合計画」は、①市民の福祉と健康をすすめるまち、②安全で快適な環境をつくるまち、③豊かな生活の

場を育てるまち、④市民が創造する文化のまち、⑤市民の参加と連帯でつくるまち、の五本の柱からなる藤沢市新総合計画基本構想のもとに策定され、五四年度から六〇年度までの七カ年を予定して第一次基本計画が実施された。そして、この計画のもとに様々な施策の成果が、四年間にわたって積み重ねられてきた。すなわち、中央卸売市場の開場をはじめ、下水道の整備、湘南ライフタウンの整備促進と商業施設の出店、石名坂焼却施設および秋葉台公園体育館の建設工事の着工等、新たな公共施設整備への積極的な取り組みがみられた。藤沢・辻堂両駅周辺の再開発もひきつづき進められ、五五年三月には辻堂駅北口駅前広場が完成、同年六月には藤沢駅橋上化に伴って南北自由通路が開通した。教育施設の拡充も著しく、この四年間に市内に開校された学校の数は、実に小学校六校（滝の沢、大鋸、駒寄、天神、高谷、小糸）、中学校五校（大庭、村岡、湘南台、滝の沢、高倉）に及んだ。このような積極的な施策への取り組みを可能とするためには、これを支える財政基盤が確立されていなければならぬことはいまでもない。この点で、四年間における本市の財政状況は、表1に見られるように、ひきつづき健全財政が維持され、のちに述べるように五六年度決算では、政令指定都市以外の市のなかでは全国一の黒字額を記録したのである。

また「新総合計画」は、計画作成の手法の面でも大きな特色をもっていた。すなわち、同計画は実施から三年を経過した時点で見直し作業を行うとされていたが、この見直しにあたって導入されたのが、地区市民集会の制度である。これは、右に挙げた五本柱の五番目の「市民の参加と連帯でつくるまち」の理念を具体的に実現するために導入された制度で、市内一三地区に住民の代表者で構成される運営委員会が主催する恒常的な集会をもち、住民の声を市政に汲み上げようというものである。この制度をめぐる議会での質疑については、五六年二月定例会の部分で詳述するが、市民参加を包括的な地域計画の作成段階において具体化しようとする手法は、葉山

表1 昭和54年度～57年度における財政構造の推移

（千円）

区 分	年度 (昭和)	54	55	56	57
歳入総額 A		47,602,543	54,120,436	59,474,428	65,500,098
歳出総額 B		45,300,957	51,741,149	55,200,343	61,270,892
差引 C (A-B)		2,301,586	2,379,287	4,274,085	4,229,206
翌年度繰越財源 D		316,732	202,361	21,648	213,955
実質収支 E (C-D)		1,984,854	2,176,926	4,252,437	4,015,251
単年度収支 F (本年度E-前年度E)		88,366	192,072	2,075,511	△237,186
積立金 G		21,533	67,620	43,157	1,310,423
繰上償還金 H		—	—	—	—
積立金とりくずし額 I		—	—	—	—
実質単年度収支 J (F+G+H-I)		109,899	259,692	2,118,668	1,073,237
歳入規模に対する 実質収支の割合 %		4.2	4.0	7.2	6.1
標準財政規模に対する 実質収支の割合 %		8.1	7.7	13.2	10.3

革新市政を側面から強化しようとする試みとしての意義をもつものといえよう。

また、国際交流の面においても大きな成果があった。すなわち、中国昆明市との都市提携の実現である。五六年一月五日に昆明市市長朱奎氏を本市に迎えて行われた友好都市提携の調印式は、三年のアメリカ・マイアミビーチ市との提携以来二番目の海外都市との提携であり、本市における国際化の面で一層の促進が図られたことを意味するべきことであった。

しかし、これらの多くの成果が見られた反面、この四年間にいくつかの問題も生じている。その第一は、五七年六月に起こった北口再開発事業をめぐる汚職事件で、現職の市幹部職員が逮捕されたことである。第二には、同年九月の台風の襲来で市内各地に大きな被害が発生し、市の防災行政―特に河川管理と緊急連絡体制―において不備のある部分が露呈したことが挙げられる。その他、

羽鳥踏切立体化工事や鶴沼耕地整理事業の進捗の遅れ、長後駅周辺等北部地域の都市環境整備、市内幹線道路の交通渋滞、市民病院事業における赤字の慢性化等が、今後の課題として残されている。

三 藤沢市議会の動き

開催状況と議

五四年四月から五八年三月における藤沢市議会本会議の開催状況は、定例会一六回（本会議開

案の処理状況

催延べ日数九九日）、臨時会六回（同延べ日数六日）となっている。各年度毎の本会議、議

運営委員会、各常任委員会、特別委員会、議員全員協議会、各派交渉会、各派代表者会議、議会報編集委員会の開催日数は、表2に示すとおりである。なお、特別委員会については、五五年六月定例会での議決により、従来の藤沢駅北口整備、北部地域開発促進、西部地域開発の三特別委員会が廃止され、代わって西・北部地域開発特別委員会が設置された。また、五七年八月臨時会では、不祥事等調査及び防止特別委員会が設置されている。

この四年間に本会議に上程された議案は合計六九六議案で、その区分および各年度毎の内訳は、表3に示したとおりである。このなかでは、契約議案が六四議案と前期四年間（五〇年度から五三年度）の三四議案と比べて倍増していることが注目される。また、認定および報告を除く議案の処理状況は、表4に掲げるとおりである。

このなかで市長提議案の否決一件は、五五年一二月定例会における「藤沢市石けん利用推進委員会の設置及び運営に関する条例の制定について」であり、撤回一件は五七年六月定例会の「藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言について」である。議員提出議案のなかで撤回一件は、五七年六月定例会の「藤沢市平和都市宣言について」、否決三件は五七年六月定例会の「朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化及び全面人事往来に関する意見書」、同九月定例会の「歯舞、色丹と全千島の返還を実現するための要望決議」、五八年二月定例会の「私学助成

表2 昭和54年度～57年度議会開催日数

区 分	年 度 (昭和)				
	54	55	56	57	計
本 議 会	24	27	26	28	105
議 会 運 營 委 員 會	29	32	32	38	131
総 務 企 画 常 任 委 員 會	4	4	5	5	18
文 教 厚 生 常 任 委 員 會	5	6	5	4	20
経 済 観 光 常 任 委 員 會	4	5	5	6	20
都 市 建 設 常 任 委 員 會	4	6	6	4	20
藤 沢 駅 北 口 整 備 特 任 委 員 會	1	2	—	—	3
北 部 地 域 開 発 促 進 特 任 委 員 會	1	3	—	—	4
西 部 地 域 開 発 特 任 委 員 會	1	2	—	—	3
西 ・ 北 部 地 域 開 発 特 任 委 員 會	—	—	2	2	4
公 ・ 水 害 ・ 地 震 対 策 特 任 委 員 會	2	2	3	4	11
交 通 改 善 対 策 特 任 委 員 會	1	2	2	1	6
決 算 特 任 委 員 會	5	5	4	5	19
予 算 等 特 任 委 員 會	7	7	7	6	27
不 祥 事 等 調 査 及 び 防 止 特 任 委 員 會	—	—	—	6	6
議 員 全 員 協 議 會	1	2	1	1	5
各 派 交 渉 會 議 會	7	5	5	5	22
各 派 代 表 者 會 議 會	10	13	6	10	39
議 會 報 編 集 委 員 會	5	5	4	4	18
計	111	128	113	129	481

の拡充を求める意見書」である。
定数・会派 議員の定数は前期ま
構成・役職 でと同様に四四人で
 あった。本市の総人口は、五五年に
 行われた国勢調査の結果、三〇万二
 四八人となり市制施行以来初めて三
 〇万人を超えた。このため地方自治
 法第九条第一項の規定に基づき、
 議員定数を四人増やして四八人とす
 ることが可能となった。しかし、諸
 般の事情を勘案し、五七年六月定例
 会において定数を現行どおり四四人
 のままとする旨の条例が制定され、
 議員定数の増加は見送られたのであ
 る。なお、五八年二月に社会党議員
 一人が辞職したため、以後同年四月
 の選挙まで、議員数四三人、欠員一
 人となった。また議会内会派につい

第1節 4年間の概観

表3 昭和54年度～57年度提出議案の分類

議案		年度(昭和)		54	55	56	57	計
		54	55					
専決処	分	9	5	5	8	27		
契約議	案	21	18	19	6	64		
単行議	案	23	26	14	12	75		
条	案	22	31	28	25	106		
予	案	44	46	42	34	166		
人	事	6	7	4	4	21		
認	定	16	16	15	16	63		
報	告	28	26	27	32	113		
意見書・決	議	10	22	10	19	61		
計		179	197	164	156	696		

表4 昭和54年度～57年度の議案等の処理状況（認定・報告を除く）

区分		市長提出議案				議員提出議案			
		54	55	56	57	54	55	56	57
委員会付託	69	82	65	55	0	0	0	1	
付託省略	51	71	47	31	10	22	10	21	
計	120	153	112	86	10	22	10	22	
原案可決	120	152	112	85	10	22	10	18	
修正可決	0	0	0	0	0	0	0	0	
撤回回了	0	0	0	1	0	0	0	1	
審議未了	—	—	—	—	0	0	0	0	
否承決認	0	1	0	0	0	0	0	3	
承	—	—	—	—	—	—	—	—	

表5 昭和54年度～57年度各委員会正副委員長の会派別内訳

会派別	区分		委員長					副委員長					計
	常任 委員	特別 委員	議 連	議 會	議 報	小計	常任 委員	特別 委員	議 連	議 會	議 報	小計	
民主自由クラブ	4	9	1	4		18	5	6	4			15	33
昭和新政会		1				1		3				3	4
新自由クラブ								1				1	1
新清同志会	1					1	1	1				2	3
新自由クラブ同志会	1	1				2							2
市政市民会議	2	2	1			5	1	2	1	1		5	10
社会党	1	3	2			6	5	2		1		8	14
民社クラブ	2	1	1			4	1	4		1		6	10
共産党	4	1				5		1		1		2	7
公明党	1	3				4	3	2				5	9

- (1) 特別委員会には各年度決算・予算等特別委員会を含む。
- (2) 新自由クラブ同志会は56年9月に結成されたが、同会派に所属する正・副委員長については56年度も含めた。
- (3) 議会運営委員会は、58年2月に委員長辞職に伴って、新たに選任された正・副委員長を含む。

ては、五四年五月の時点で民主自由クラブ、新自由クラブ、昭和新政会、新清同志会、市政市民会議、日本社会党、民社クラブ、日本共産党、公明党の九会派で、前期より二会派増えた。しかし、五六年九月に新自由クラブと新清同志会が解散し新たに新自由クラブ同志会議員団が結成されたため、会派数は八会派に減り五八年三月に至っている。

議会内の役職の推移は、以下に述べるとおりである。議長については、五四年五月から五六年六月までで広谷甲二議員、五六年六月から五八年四月までは松山三之助議員と、いずれも公明党の議員が務めた。一期四年間を通じて公明党が議長の職を占めたのは、本市の市議会史上はじめてである。しかしながら、あとに述べるように、同じ公明党議員の議長でありながら広谷議長と松山議長はその選出の経緯が著しく異なっている。広谷議長の場合は、与党六会派のなかでの話し合いのうえで公明党からの選出と決まったのに対し、松山議長は、同党が他の与党

会派と別れ独自に野党の民主自由クラブおよび昭和新政会と結ぶことによって、与党の推す候補を議場での選挙で破り議長に選出されたのである。そして、これを契機に公明党は与党の立場を離脱し、その結果議会内での葉山市政に対する与野党議席数が逆転することになった。副議長については、四年間にわたって野党で最大会派である民主自由クラブの議員が占めた。すなわち、五四年五月から五七年六月までの三年間は浅野明夫議員が、残りの一年間は野島一三議員がそれぞれ就任したが、浅野副議長は与野党間の話し合いで選出されたのに対し、野島副議長の場合は五七年六月定例会の議場での選挙によって決定した。

各常任・特別委員会に議会運営委員会と議会報編集委員会を加えた正・副委員長の職の会派別内訳は、表5に示すとおりである。ここでは、やはり最大会派の民主自由クラブが正・副委員長ともに圧倒的に多く、ついで葉山市政の中核である社会党、以下市政市民会議および民社クラブ、公明党、共産党、昭和新政会、新清同志会、新自由クラブ同志会、新自由クラブの順になっている。また、議会運営委員会については、委員長を与党会派から出し、副委員長を野党の民主自由クラブに割り振るといふ方式が、四年間に定着したが、昭和五八年二月に委員長が辞職したことにより、民主自由クラブの副委員長が委員長に就任し、副委員長には新たに市政市民会議の委員が選任されている。

第二節 昭和五十四年度

一 市議会議員選挙と党派構成の変動（四月二二日）

統一地方選挙に伴う第九回藤沢市議会議員選挙は、昭和五十四年四月一二日に公示され、一〇日間の選挙運動期間を経て、二二日に投票が行われた。今回の立候補者数は、前回五〇年の選挙よりも一〇人少なく、現職三人、新人一八人、元議員二人の計五四人によって選挙戦が展開された。

二二日は、市内五カ所で投票が行われ、この結果新人一〇人、元議員二人を含む四四人の新議員が誕生した。最高得票者は長谷川忠勤氏（民社・現）で四三二八票と、市議選史上はじめて四〇〇〇票台でトップ当選を飾った。他方、最下位当選者と次点者との票差がわずか一票であったことも市民の注目を集め、選挙の持つ非情さを改めて印象づけた。なお、最終投票率は前回をやや下回り、六五・六八パーセントであった。

当選者の平均年齢は四九・一六歳、最年長者は七五歳の加藤照氏（生長の家政治連合・現）、最年少者は鈴木恒夫氏（無所属・新）の二九歳で、年齢別構成は七〇代三人、六〇代四人、五〇代一人、四〇代一人、三〇代一人、二〇代一人となっている。また、女性は前回より一人減って五人となった。

二六年以来、市議会選挙の一年後に市長選挙の実施という周期が定着していることから、市議会選挙における党派別の勢力分野の情況が、翌年の市長選挙の行方を予想するうえで、今回も注目された。各党派の当選者数は表1に示されるように、日本社会党六人、公明党六人、新自由クラブ四人、日本共産党四人、民社党二人、自由

表54—1 第9回市議会議員選挙の党派別得票状況

(昭和54年4月22日執行)

党派	項目	得票数	得票率	立候補者数	当選者数
				人	人
日本社会党		18,470	14.9	8	6
公明党		13,549	10.9	6	6
新自由クラブ		11,023	8.9	5	4
日本共産党		9,500	7.6	4	4
民主社会党		7,216	5.8	2	2
自由民主党		5,325	4.3	2	2
生長の家政治連合		2,171	1.7	1	1
無所属		57,055	45.9	26	19
合計		124,309	100.0	54	44

民主党二人、生長の家政治連合一一人、無所属一人、保守系一人、革新系五人）であった。新自由クラブは、五一年一二月総選挙の神奈川三区および五四年四月の県議会議員選挙における藤沢市選挙区においてもいずれもトップ当選を果たした勢いを保持し、この選挙でも一挙に四人当選となった。これに対し、葉山革新市政における与党の中心的役割を果たしてきた社会党は、現職一人を含む二議席を失った。しかし、共産党が議席を倍増したこと、その他の各党とも候補者を絞り込んだ手堅い選挙戦に終始したことから、結果的に議会内での与野党間の力関係に大きな変化をもたらすまでには至らなかった。

こうして、今後四年間市民の代表として議会活動を担う新メンバーが決定すると、さっそく五月臨時会に向けて党派結成のため動きが活発に行われた。そして、五月二日までに、各党派の構成がほぼ確定した。

従来最大の会派であった保守系の市政刷新議員団は、民主自由クラブと名称を変え、自民党公認議員と新自由クラブ公認議員（一人）・保守系無所属議員で構成されたが、その数は一四人にとどまった。これに対し保守系無所属の新議員二人は新自由クラブの新議員一人を加え、新会派昭和新政会を結成した。また、当初新会派結成の動向が注目された新自由クラブは、結局議会内会派としては桜井正平議員一人のみとなり、他の三人は右の二会派と新清同志会

に、それぞれ分かれて所属することとなった。

以上のように、保守系会派が四つに分かれ、これに従来からの日本社会党、民社クラブ、日本共産党、公明党、市政市民会議（旧市民革新議員団）の革新・中道の各会派を加えると、会派数は全部で九会派となつて、多会派分立状況がますます促進されるに至つた。この時点での、与野党別の会派内訳とそれぞれの議席数を示すと、次のようになる。

与党 日本社会党議員団・六議席、公明党議員団・六議席、市政市民会議・四議席、日本共産党議員団・四議席、民社クラブ議員団・三議席、新清同志会議員団・三議席、計二六議席

野党 民主自由クラブ・一四議席、昭和新政会・三議席、新自由クラブ議員団・一議席、計一八議席

右のような構成で、新しい議会はそのスタート・ラインに立ったのである。しかし、これらの会派が与野党の立場に分かれたからといって、それぞれの側で一枚岩的に結束したわけではないことは言うまでもない。そのため、多元化した各会派間における政治的な諸関係は、議会の内外において複雑に錯綜することになり、五月臨時会での人事議案を皮切りとして、その後四年間の議会運営や対市長関係にも、微妙な影響を及ぼすことになつた。

二 昭和五四年五月臨時会（五月一六日）

選挙後をはじめての臨時会は、五月一六日に一日間を会期として開かれた。臨時会に先立ち、五月七日に議員全員協議会（座長加藤照議員）が開かれ、会派結成の届け出の報告、五月臨時会の日程、控え室と議席の割り振り等についての協議と決定が行われた。また新議会における正・副議長をはじめとする役員人事等をめぐつての各派

表54—2 各委員会正副委員長一覧

(昭和54年5月選出)

委 員 会 名	委員長(会派名)	副委員長(会派名)
総務企画常任委員会	平本 昇策 (民主自由クラブ)	斉間 壽久 (公明党)
文教厚生常任委員会	高山 年正 (新清同志会)	中山 五福 (日本社会党)
経済観光常任委員会	長谷川忠勤 (民社クラブ)	瀬川 進 (日本社会党)
都市建設常任委員会	桑原 正一 (日本共産党)	杉山 幸春 (民主自由クラブ)
西部地域開発特別委員会	平沢 信雄 (民主自由クラブ)	内田 松男 (民主クラブ)
藤沢駅北口整備特別委員会	榎居 祐三 (日本社会党)	宮治 政弘 (民主自由クラブ)
北部地域開発促進特別委員会	大山 正雄 (日本共産党)	二見 友久 (新清同志会)
藤沢橋等交通改善対策特別委員会	津田萬次郎 (市政市民会議)	内田 末吉 (公明党)
公・水害・地震対策特別委員会	田中 和子 (民主自由クラブ)	関根宗四郎 (昭和新政会)
議会運営委員会	関根 久男 (市政市民会議)	三堀 義一 (民主自由クラブ)
議会報編集委員会	山本 捷雄 (民主自由クラブ)	五十嵐紀子 (日本社会党)

交渉会は、五月一〇日から一五日の六日間にわたって、渡辺光男議員(民主自由クラブ)を座長として行われた。

一日の交渉会では、前議会に置かれていた五つの特別委員会を、ほぼ同様な形で、新議会においても引き続き設置することとした。このため正・副議長、監査委員、常任・特別各委員会の正・副委員長、市営住宅運営審議会委員等各種審議会・協議会委員等を合計すると、議会役員ポストの総数は五〇となり、これらを各会派間にどのように配分するかをめぐって、精力的な交渉が重ねられた。

この結果、与党六会派は議長、監査委員等三〇の役職、野党の最大会派である民主自由クラブは副議長、監査委員等一五の役職、他の野党二会派(昭和新政会、新自由クラブ)が残りの五つの役職を分担することとなった。

最も注目されたのは、言うまでもなく正・



本会議で就任のあいさつをする広谷甲二議長

副議長の職である。副議長については、民主自由クラブのなかで話し合いの結果、四期目の浅野明夫議員が務めることに決定し、他の会派もこれを了承した。これに対して、議長職を与党六会派のうちどの会派が占めるかについて、交渉が一二日夜半を過ぎてまともならず、結局、これまで一度も議長職を務めた経験のない公明党が、このポストを担当することに決定したときは、すでに一三日未明を迎えていた。同党はさっそく会派内での人選に移り、党県本部の意向も勘案したうえで、広谷甲二議員を議長とすることに決まった。広谷議員は、この時五四歳、昭和三四年の選挙で創価学会出身の無所属議員としてはじめて議席を占めて以来、公明党の結成を経て連続六期当選のベテラン議員であり、円滑な議会運営と与野党関係の的確な調整に、十分な手腕を発揮するものとの期待を寄せられた。

た。まず初めに、地方自治法第一〇七条の規定により、最年長者の加藤照議員を臨時議長とし、市長のあいさつと理事者の紹介が行われた。ついで議長選挙に入り、選挙方法は議長指名推選によることとして、加藤臨時議長が広谷議員を指名した。ここに全会一致で、広谷議員の第一八代議長就任が正式に決定した。ひきつづき副議長選挙に移り、広谷新議長の指名によって浅野議員の副議長就任も決まった。公明党議員が議長を務める市議会は、神奈川県下では初めてのことである。

この日の日程は、以下各議員の議席の指定、四つの常任委員会（総務企画、文教厚生、経済観光、都市建設）、議会運営委員会、議会報編集委員会の各委員の議長指名による選任、五つの特別委員会（西部地域開発、藤沢駅北口整備、北部地域開発促進、交通改善対策、公・水害・地震対策）の設置に関する議案の審議と可決およびこれらの各特別委員会委員の議長指名による選任、各委員会の正副委員長の互選と続き、いずれも過日の各派交差点での取り決めに基づいて滞りなく進行した。各委員会の正副委員長は表2で示すように決定した。

最後に、監査委員の選任について、市長より黒江貞子議員（社会党）と渡辺光男議員（民主自由クラブ）の二人が提案され、異議なく議会の同意を得て、五月臨時会はすべての議事を終了した。

三 昭和五四年六月定例会（六月二二日～六月二二日）

六月二二日から二二日までの一日間を会期とし、昭和五三年度一般会計補正予算他三予算、市税条例の一部改正等六件の専決処分の承認、中央卸売市場造成工事等六件の工事請負契約の締結、市道の認定、青少年相談センター条例の一部改正、損害評価会委員の選任等二〇議案と、四市共催川崎競輪事業における弾力条項の適用、開発経営公社の経営状況等の報告一五件が上程された。

六月一二日は、各議案および報告について理事者側から提案理由が説明され、二日目の一四日にはこれらの議案に関する質疑、討論および採決と各所管の委員会への付託の決定が行われた。本定例会の期間中に、一五日に都市建設常任委員会、一六日に総務企画常任委員会が開かれ、前者では市道の認定など四件と五四年藤沢駅北口市街地再開発事業費特別会計補正予算および本町公園整備についての陳情など陳情四件、後者では五四年一般会計補正予算がそれぞれ審査された。これらの審査結果は二〇日の本会議で各委員会から報告され、採決の結



市開発経営公社が取得した旧さいか屋ビル

果全員異議なく原案のとおり可決された。これによって、上程された全議案は二〇日まですべて原案のとおり可決または承認され、以後二〇日、二一日、二二日の三日間を一人の議員による一般質問にあてるという日程で議事が進行した。

丸井九月出店に伴う旧さいか屋ビル取得問題

本定例会において最も大きな問題となったのは、議案第一一号の北口再開発事業に関する専決処分承認についてであった。これは、藤沢駅北口に残されていた旧さいか屋ビルに、株式会社丸井が本年九月に出店することの決定に必要な条件として、藤沢市開発経営公社が同ビルを取得するのに必要な資金を調達するために、債務負担行為の補正を専決処分で行ったことに対する承認で、昭和四八年の基本計画策定以来長年にわたって続けられてきた北口再開発事業の、いわば最後

の懸案をめぐる議会での論戦でもあった。

これに関連した問題は、本会議に先立って開かれた六月七日の藤沢駅北口整備特別委員会においても論議され、理事者側の説明に対して、各委員からいくつもの点について質問や疑問が出されていた。一二日の本会議では、山本篤三郎企画調整局長が次のように提案理由を説明した。すなわち、開発経営公社が旧さいか屋ビル（地下二階、地上一一階、延べ面積七九〇七・一三平方メートル）を取得した理由は、同ビルの処理にあたって、こ

れまでの賃借の形態よりも資産として取得し運用することが、一般財源からの負担を避ける唯一の方法であるという結論に達したからである。また、丸井の九月出店を確定するには、四月中に同ビルの処理について、丸井、朝日産業、さいか屋、開発経営公社の四者間で協定を成立させる必要があったため、取得資金の調達のための債務負担行為の追加を専決処分とした。なお、取得の総額は二三億四七〇〇万円だが、このうち一〇億円は昨年一月臨時会での補正第三号で債務負担の議決を得ているので、残りの一三億四七〇〇万円を債務負担行為の追加として今回の承認を願うものである。

理事者側の提案説明の要点は右のとおりであるが、六月一四日付の東京新聞紙上に次のような記事が掲載されたことから、同日の本会議ではこの議案に対して、各議員からの厳しい質問や批判が集中することになった。

双方の合意は昨年一月——市の旧さいか屋店舗ビル買収——

五四年度一般会計予算案、財団法人藤沢市開発経営公社の五四年度事業計画などを審議する藤沢市議会六月定例市議会は一二日から議事日程に入ったが、同議会最大の焦点である藤沢駅北口再開発事業に関連して、同公社が旧さいか屋店舗をさいか屋から総額二三億四〇〇〇万円で購入することで、すでに昨年一月に双方が合意していた事実が、一三日までに明らかになった。市当局はこれまで終始、市議会などで合意文書の内容を否定しており、市議会で「市民を欺くものだ」として市当局の責任が追及されるのは必至とみられる。

一四日の本会議は、午前一一時三〇分の開会と同時にただちに質疑に入り、質疑通告のあった大山正雄議員（共産党）の他、高山年正（新清同志会）、渡辺光男（民主自由クラブ）、関根宗四郎（昭和新政会）、桑原正一（共産党）、桜井正平（新自由クラブ）、山本捷雄（民主自由クラブ）の各議員が、この問題について、質問を行

った。そして、昨年一二月臨時会から今月一二日の提案説明までこの問題についての議会への説明が一切なかった理由、買い取る物件の一部に抵当権が設定されている問題、この専決処分が一私企業に対する問題に偏りすぎ、地方自治法に定められた精神から逸脱するのではないかといった疑問等について、山本局長および開発経営公社理事長を兼任する伊草昇助役との間で質疑が交わされた。

このような質問と答弁の中間には、「ほんとのことを言いなさいよ、ちゃんと、この場に及んで」、「政治責任ですよ、これは」などといった声飛び交い、議場は緊迫した雰囲気包まれた。そして質疑は、二度の休憩、議会運営委員会での協議、会議時間延長の決定などをはさんで長時間にわたったが、最後に葉山市長の「この問題の解決のためには全力を挙げて努力してまいりたい」という言葉で一応終了した。そして夕方の休憩時間の後、午後七時過ぎに再開され、ふたたびこの議案についての討論が行われた。

討論では、榊居祐三（社会党）、高山年正（新清同志会）、滝沢茂男（昭和新政会）の三議員が、今回の措置が最善とは認め難いが、丸井の九月出店を確保するためにやむを得ざる措置であったと思われ、今後の反省材料としてほしい、などの意見を付して賛成討論を行った。これに対し、平本昇策議員（民主自由クラブ）は「十数億という債務負担行為を専決で決めることはまことに議会軽視もはなはだしい」、大山正雄議員（共産党）は「売買取約がなされていたことの隠蔽など革新市政にあるまじき行為」等それぞれ厳しい批判の言葉を述べ、反対の立場を明らかにした。採決の結果、起立多数でこの専決処分は承認されるに至った。しかしこの問題は、右の議案審議での質疑だけにとどまらず、最終日の一般質問の場においても野党の山本捷雄議員（民主自由クラブ）によって再度取り上げられるなど、前期の議会から引き続き、北口再開発事業がいかに厳しい政治的争点であったかということ、改めて浮き彫りにした。

一般質問での主な論点

本定例会の一般質問は、前述のとおり六月二〇日、二一日、二二日の三日間に、共産党、民社クラブ、公明党、昭和新政会、民主自由クラブ、社会党の各党派から一人の議員が出て行われ、長後地区への県立高校の誘致、災害時の広域避難場所の増設、中央卸売市場造成工事の進捗状況と地場農業の育成対策、平日夜間救急医療体制の確立について、大・中規模小売店出店規制問題、辻堂羽鳥踏切立体化工事の状態、湘南海岸のごみ対策等の諸問題をめぐって質疑が交わされた。

大・中規模小売店 デパート、大手スーパー・マーケット等の出店が、既存の小売店や専門店の営業に深刻な**の出店規制問題** 打撃をもたらすことは、全国の商業地域に共通する現象である。藤沢市においては、これ

まで大・中型店舗出店に関する独自の指導要綱等は定められていなかった。しかし北口再開発によるさいか屋、丸井の出店はもとより、東部の弥勒寺、北部の六会や中部の善行、西部の辻堂等の各地区においても、相鉄ストア、ヨークマート、ニチイ等の大規模店の出店が計画され、これに対する地元商店会等による反対の陳情が、前期の議会において何度か経済観光常任委員会に出されていただけでなく、本会議でもこの問題について度々質疑が行われていた。また、前年九月には、湘南民主商工会会長他五人により、「藤沢市準大型店舗出店等調整指導要綱」の制定を求める陳情が議会に寄せられ、審査の結果、趣旨了承と決定された。

おりしも、本年五月一四日に国会において大規模小売店舗法（大店法）が改正され、同法による規制の対象が、これまでの一五〇〇平方メートル以上の店舗から五〇〇平方メートル以上に変更されることとなった。この結果、従来地方自治体が条例や要綱などで措置してきた準大型・中型店についても、改正大店法が施行される

と、自治体はこうした措置による独自の規制を行うことが困難な立場に置かれることになる。したがって、市はこの問題について、法律の趣旨、県の方針、商工会議所の意向、さらには地元商店会および消費者の要求等を幅広く考慮しつつ、市独自の指導要綱策定等による一貫した措置と、これまで以上にきめ細かな対応とを迫られるようになった。

このような事態を踏まえ、二一日の一般質問では宮地淳子議員（共産党）が、地元商店や市商工会議所等による大型店出店反対の声を市当局はどのようにとらえているか、今回の法改正に当てはまらない三〇〇平方メートルから五〇〇平方メートルの中型店規制のための指導要綱を市で制定する必要があるか、などの点を質した。また、二二日には山本捷雄議員（民主自由クラブ）が、市の都市計画や将来人口などを考慮したうえでの大・中型店の適正な配置に関する市の将来展望、中間的商業地域の対策および融資や経営診断などによる中小企業の振興策の必要性等の諸点について市の考えを質した。これに対し、池上義男市民局長および加藤房太郎経済緑政部長は、県の指導を考慮したうえで改正大法法の運用準備期間の切れる一〇月をめどにして三〇〇平方メートルから五〇〇平方メートルの中型店の規制措置を考えていること、大型店と地元商店街との共存を配慮した商店街近代化対策を進めていること、中小企業が大型店と競合できるだけの力を付けるように体質改善を図りたい等の説明と見解を述べた。

懸案の北口丸井九月出店が目前に迫るとともに、藤沢駅南口近くに新たに大型家具店の出店が計画されている。こうした状況下において、この問題は、後述する湘南ライフタウンの商業センターや辻堂ニチイ出店問題とも密接な関連を持つものであるだけに、市の対応が注目されたわけである。なお、市はその後九月末から床面積三〇〇平方メートルと五〇〇平方メートルの中型店舗出店に関する指導要綱の作成に着手した。そして市経済緑

政部を中心に、商工会議所、市商連、消費者団体等との協議を経て、翌五五年二月一日に「準大型店舗出店調整指導要綱」を制定、施行した。

議員表彰

本定例会に先立って、六月七日に開かれた第四五回関東市議会議長会総会で、関根久男（市政市民会議）、広谷甲二（公明党）両議員が議員在職二〇年以上で、野島一三議員（民主自由クラブ）が議員在職一〇年以上で、それぞれ永年勤続表彰を受けた。さらに、閉会翌日の六月二十七日に東京で開かれた全国市議会議長会第五五回定期総会で、関根久男議員と広谷甲二議員は、議員在職二〇年以上の特別表彰を受けた。

四 昭和五四年九月定例会（九月一〇日～九月二六日）

九月一〇日から二六日まで一七日間を会期とし、葛原最終処分場整備工事、中央卸売市場建設工事等の工事請負契約の締結、市民センター条例等の一部改正、市営住宅条例の一部改正、昭和五四年一般会計補正予算等二八議案、五三年度下水道事業等四事業会計決算の認定、請願八件が上程された。一〇日の本会議は理事者による各議案の提案理由の説明、第二日の一二日は議案についての質疑、採決および各委員会への付託の決定、請願八件についての紹介議員代表による説明が、それぞれ行われ、工事請負契約の締結等一四議案が、原案のとおり可決された。

九月一三日より二〇日までの間は、各委員会において付託議案、請願および陳情の審査が行われた。このなかでは、一三日の経済観光常任委員会における大型店出店規制のための条例制定を求める請願および生協羽鳥店出

店に反対する陳情、一四日の都市建設常任委員会での町区域の設定に関する議案および湘南台地名問題についての陳情、一七日の文教厚生常任委員会における湘南台方面中学の建設促進と市民体育館併設に反対する二つの請願、防カビ剤TBZ（チアベンダゾール）使用中止を求める陳情、一八日の総務企画常任委員会における五四年一度一般会計補正予算、灯油の値上げ防止と安定供給についての請願等の問題が、それぞれ主な論点となった。

各委員会での審査結果は、付託議案についてはいずれも可決すべきものと決定した。請願については原子爆弾被爆者援護法制定の促進に関する請願、市内印刷産業の育成についての請願の二件が採択、継続審査六件、陳情については趣旨了承八件、結論保留二件となった。これらの審査結果は、二二日の本会議に報告され、採決の結果、一〇議案が原案のとおり可決、四事業会計の決算が認定された。

五日目の二六日の本会議では、教育委員会委員の任命と、公平委員会委員の選任の二議案が提出され、いずれも原案のとおり同意された。また同日、「原子爆弾被爆者援護法制定に関する意見書」と「食品添加物チアベンダゾール（TBZ・カビ防止剤）の使用禁止に関する意見書」の二意見書も異議なく原案のとおり可決された。

一般質問での主な論点

一般質問は二一日、二五日、二六日の三日間にわたり、共産党、民主自由クラブ、昭和新政会、社会党、市政市民会議、公明党の各党派の一〇人の議員によって行われた。ここでは主に、湘南台駅付近の公共施設整備、同駅への地下鉄・相鉄の乗り入れの可能性、長後駅周辺の整備計画、御所見中学の生徒増加への対応、打戻排水路の整備等の北部地域の諸問題、大規模地震対策および震災時の食糧備蓄と防災組織の育成状況、一般消費税導入についての市長の見解、新総合計画の推進と市財政の現状、サンパール広場の管理体制、立体駐車場、南口の身

障者用エレベーター計画等の藤沢駅北口再開発事業と同駅周辺の整備、職員の適正配置問題、老人福祉施策等の諸点が取り上げられた。

大規模地震対策

この問題は、二五日の小川竹次郎議員（市政市民会議）の質問のなかで取り上げられた。国の地震予知連絡会議が東海沖大地震発生の可能性を警告して以来、神奈川県下の各自治体では大規模地震への対応が真剣に検討されてきていた。昨年六月に起きた宮城県沖地震では死者二七人という被害があり、また同月には国レベルで大規模地震対策特別措置法が制定されるなど、市民の間にも震災対策についての関心が高まってきていた。そして本年八月七日には、右の法律に基づいて地震対策強化区域の指定が発表された。その結果、神奈川県下の八市一町が強化区域の指定を受け、このなかには藤沢市の西部に隣接する茅ヶ崎市、寒川町、海老名市などが含まれているにもかかわらず、藤沢市自体はこの指定から外されてしまった。そのため、一般市民や市議会議員の間では、茅ヶ崎や寒川と同様な地質の上に成り立つ市街地を抱える藤沢がなぜ指定から除外されたのかという点について、疑問や不満が広がっていた。このような状況の下で小川議員は市長に対し、指定区域の線引きについての市の考え方および指定追加を国や県に求める意向があるか否かを質した。これに対し市長からは、藤沢市は茅ヶ崎市と同じ沖積台地の上にあつて地盤が軟弱であるため、今後とも十分な注意が必要であると認識していること、強化地域の第二次指定を受けるよう知事に要請する等努力するつもりである旨の答弁があつた。

さらに小川議員は、小・中学校における指導訓練のあり方、自主防災組織の育成、食糧の備蓄状況、がけ地や新築工事現場の危険箇所、市民病院等における具体的な震災対策等多様な角度から、市の地震対策の現状や認識、問題点について質問を行った。これらの諸点について、丸山一雄教育長、瀬沼和男消防長らが答弁にあつた。

り、小・中学校は毎年度初めに防災計画を教育委員会に提出することが義務付けられ、最小限各学期に一度は避難訓練が行われていること、自主防災組織は昭和五〇年以降家屋密集地域で重点的に結成され、現在では八四の組織があること、食糧備蓄は二万四〇〇〇食で全市民のためには不足しているが、市内の各業者と供給協定を結んでいることなどを説明した。

一般消費税への対応

一般消費税は、当時の大平首相が政府の財政再建のための新たな切り札としてその導入を強く主張し、折から九月一七日に公示された第三五回総選挙における中心的な争点となっていた。すでに昨年九月定例会において、本市議会は、内閣総理大臣と大蔵大臣あてに「一般消費税の新設反対に関する意見書」を提出しており、このような経緯も踏まえて、二五日の一般質問では宮地淳子議員（共産党）が、この新税に対する市長の基本的態度を改めて質した。これに対し市長は、低所得者ほど税負担が重くなること、物価の上昇をもたらす恐れがあること、消費を低下させ景気に悪影響を及ぼし結果として法人税や所得税が伸び悩んで市税収入にしわ寄せが及ぶ懸念のあること、非課税の特例が新たな不公平を生じかねないこと、四点を挙げ、基本的に一般消費税には反対の立場を明らかにした。

北口再開発の完了と問題点

藤沢駅北口再開発事業は、五〇年八月の着工以来四年余の歳月を経て、本年九月一七日に漸く完成した。同日ベドストリアンデッキで結ばれた北口人工広場で、盛大な完成式典が行われ、葉山市長を先頭に人工広場と同時に仮開通した駅南北自由通路の渡り初めが行われた。こうしたときあたり、鈴木恒夫議員（昭和新政会）は一般質問において、事業完了にあたっての市長の率直な感想を質した。これに対して、市長は地元権利者、市議会議員、市民各位の協力と関係職員の実績に深く感謝の意を表した。また鈴木議員は、都市再開発法の規定に縛られすぎて核テナント入居の決定が困難をきわめた経緯を踏まえ、今後の再開発



藤沢駅北口市街地再開発事業の完成式（昭和54年9月17日）

事業のあり方について市長の意見を求めた。これについて市長は、法律の規定や建設省の指導のあり方が石油ショック以後の時代状況にそぐわなくなっている事実を指摘し、同法の根本的な見直しを含めて法制度の整備を国に申し入れたことを明らかにした。

北部地域の諸問題

藤沢市におけるいわゆる「南北格差」問題は、これまで何度も議会での論点となってきたが、今回の一般質問でも、加藤三郎（民主自由クラブ）、宮治政弘（同）、小川竹次郎（市政市民会議）の三議員が、それぞれ湘南台、御所見、長後地区および

北部第二土地区画整理事業をめぐる問題点を取り上げた。

加藤議員は湘南台地区を中心として、街づくりについての市の基本的な方針、今後予想される駅周辺の交通混雑への対応、新総合計画に盛り込まれている駅周辺の官公庁施設整備の見直し等について質問を行った。これに対して市長は、湘南台および長後等北部地域はいわば藤沢市の副都心として発展することを期待しており、今後一〇数年間における投資はこの地域を主として行われることになり、それは財政的にも裏付けられていると説明した。また伊草助役は、交通対策についてはまずバス会社に対する行政指導を行うこと、官公庁施設の整備に関しては市民センター、総合図書館、消防署等具体的施設を、後期計画のなかで順次整備していく予定であることを明らかにした。さらに加藤議員が、北部第二土地区画整理事業に対して一部の地権者が反

対している問題について市および市長の対応を質したのに対し、市長は、事業開始以来再三説明会や個々の話し合いを行ってきたが、いまだ十分な理解が得られていないことを認め、今後とも総力を挙げて努力していきたいと述べた。

宮治議員は、農業用水の打戻排水路が家庭雑排水などによって汚染され、地元で被害が生じているにもかかわらず、その地区が市街化調整区域である関係で整備が遅れている問題を取り上げ、市の対策を求めた。これについて、平川秀雄下水道路部参事は、国や県の補助対象にならないので市の単独事業で行うことになるが、それには無理があるので、総合計画に含まれる水路改修計画を進めるとともに、部分的にコンクリートによる暫定整備なども行って維持管理を図りたいと答弁した。また宮治議員は、御所見中学の生徒数の急激な増加が予想されるが同中学は地形上増築が困難であり、校地の拡張かあるいは学区の一部編入等何らかの措置が急務ではないかと指摘して市の対応を質した。これに対して丸山一雄教育長は、御所見中学は二三学級が限界で、北部地区の中学校の学区編成のバランスをとるといふ点からも、今後は保護者の理解を得られれば秋葉台中学への中途編入も考えられると答えた。

小川議員は、長後駅周辺の街づくりの立ち遅れを指摘し、新総合計画後期計画期間での取り組みという方針を見直す意思があるか否かを質した。それに対し、市長は地元住民の理解と合意を前提に、積極的に考えていく姿勢のあることを明らかにした。

五 昭和五四年一二月定例会（一月二七日～二月二二日）

一月二七日から二月二二日までの二五日間を会期とし、専決処分の承認、工事請負契約の変更、一般職員

の給与に関する条例等の一部改正、昭和54年度一般会計補正予算等二四議案、請願一〇件、五三年度一般会計歳入歳出決算等一二決算の認定が上程された。

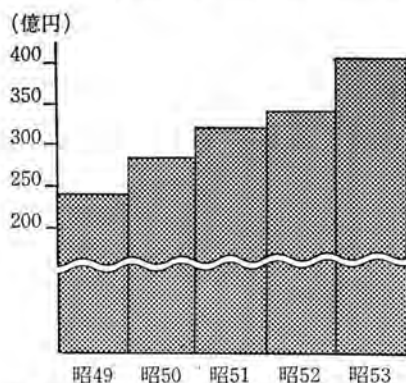
第一日の本会議は、一月二七日午前一〇時過ぎに開会され、議事日程を決定したのち、閉会中の一月七日、八日の両日、付託された請願第一号湘南台方面中学校建設促進に関する請願、第二号湘南台中学校(仮称)の用地確保と建設促進に関する請願、第八号国民健康保険に傷病手当実施条例等の制定を求める請願の三件について審査した文教厚生常任委員会における審査の経過と結果が報告された。そしてこの委員会報告のとおり、請願第一号は採択、第二号は取り下げ承認、第八号は継続審査と決定した。

昭和五三年度決算の審議

ひきつづき、昭和五三年度一般会計と北部第一土地区画整理事業費特別会計等一一特別会計の決算の認定が一括上程された。これらの会計の決算額は、一般会計の歳入決算額が四二億八四五一万八四九九円、歳出決算額が三九一億四一七六万三九五三元で、歳入歳出差し引きは二億四二七五万四五〇六円であるが、翌年度繰越し措置が二億四六二六万六二九七円あるため、実質収支額は一八億九六四八万八二〇九円の黒字となった。また一一特別会計は歳入決算額三〇二億八六一三万二九七〇円、歳出決算額三〇一億九九一三万八六一八円で差し引き収支は八六九九万四三三二円であるが、翌年度に繰り越すべき財源を除くと、実質収支は一億三五六二万七八七〇円の赤字となった。しかし、この赤字額は、前年度の特別会計決算における二九億八五八一万円余に比べると、大幅に減少していた。

本会議における決算審議は、一月二七日に提案理由の説明、二九日に通告による質疑と決算特別委員会の設

第4章 第11期の市議会（昭和54年度～57年度）



最近5年間の歳出決算額の推移（普通会計）

置およびそれに全決算の付託を決定、同特別委員会での審査を経て、二月一九日の本会議で委員会報告、代表討論、採決という日程で進めた。提案理由の説明で、葉山岐市長は五三年度における主要な施策の成果ならびに予算の執行状況の概要を説明し、そのなかで市長は、低成長経済により地方財政にもさまざまなしわ寄せがもたらされている状況下で、財源の拡充、事務事業の見直し、経常経費の節減等による効率的な財政運営を確保するよう努めてきたことを強調し、一五三年度も依然として厳しい財政状況下ではありましたが、市民の生活を守り、健康と環境と創造に満ちあふれた「緑と太陽と潮風のまち藤沢」を築くため、最大限努力いたしましたつもりであります」と述べた。

市長の説明から一日おいた二九日の午後三時四〇分に、第二日の本会議が開かれた。冒頭で、前日付の東京新聞に掲載された「市長を囲む会パーティー券、助役が押し売り」と題する記事に関連して、田中和子議員（民主自由クラブ）と大山正雄議員（共産党）の二人から出されていた緊急質問を認めるか否かについて採決を行い起立少数で否決された。

つづいて、一括上程された一二決算の質疑に入り、大山正雄議員が市債と債務負担行為の状況および北口サンパールビル地下駐車場売却問題を、また滝沢茂男議員（昭和新政会）が北口特別会計に関する市長の提案理由説明のなかの不明点等をそれぞれ取り上げ、質疑が行われた。この質疑のあと、定数一四人で構成される決算特別委員会の設置および全一二決算の審査を付託することが決定された。決算委員は、委員会条例第五条第一項の規

定に基づき、広谷議長が津田萬次郎議員（市政市民会議）他一三人を指名した。同特別委員会は、本会議散会後の午後五時過ぎに第一回の特別委員会を開き、委員長に榊居祐三委員（社会党）、副委員長に平本昇策委員（民主自由クラブ）を選出、審査の日程を決定した。一月三〇日、二月三日、二月四日までの三日間に、市側から提出された資料および説明をもとに、一般会計の各費目、各特別会計の順で、それぞれに関連した施策の実施状況、成果、問題点について活発な質疑応答が行われた。

二月五日の特別委員会では、全一二会計決算についての各会派からの討論および採決が行われ、共産党が認定第八号と第一五号の競輪事業費関係の二決算に反対、第一二号の北口再開発事業費、第一六号の中央卸売市場事業費の二決算に態度保留、民主自由クラブが全決算に態度保留の意思を明らかにした。これに対して、社会党、公明党、市政市民会議、民社クラブ、新清同志会、昭和新政会の各議員団は全決算について賛成討論を行った。採決の結果、全決算を認定すべきものと決定した。

二月一九日の本会議では、冒頭に榊居決算特別委員会委員長が委員会の審査の経過ならびに結果を報告し、五三年度決算を総括して、「厳しい条件のもとにあって、健全財政を堅持するとともに、積極的に施策目標に取り組み、市民福祉の充実に努力されたあとが顕著」であると評価した。そして委員会における主な質疑内容、討論、採決の結果を述べ、全一二決算を認定すべきものであると決定したことを報告した。

この委員会報告を受けて、各会派による代表討論が行われ、ここでも共産党（宮地淳子議員）が委員会での討論と同様な立場を明らかにしたのに対し、民主自由クラブ（井上正一郎議員）は委員会での態度保留から全決算の認定に賛成の立場へ変更した。また社会党（五十嵐紀子議員）、公明党（斉間壽久議員）、市政市民会議（西条節子議員）、民社クラブ（鈴木明夫議員）、新清同志会（加藤照議員）、昭和新政会（滝沢茂男議員）が、それぞれ

委員会と同様に全決算の認定に賛成の討論を行った。なお、各党派から出された主な要望、意見としては、「学童保育に対する助成の充実を求める」（共産党）、「北口再開発事業については、秘密主義や議会軽視の態度を十分に反省して残された事業の完遂に努めてほしい」（民主自由クラブ）、「特別会計における収入未済額、収入欠損額の縮小に努力してほしい」（社会党）、「中央図書館の抜本的な対応策を考えてほしい」（公明党）、「違反建築に対する監視体制の強化を望む」（市政市民会議）、「家庭雑排水対策の計画的な取り組みを求める」（民社クラブ）、「生きがい事業団の作業受注拡大に努力してほしい」（新清同志会）、「庁舎整備計画の早急な立案を望む」（昭和新政会）などがあった。採決の結果、認定第八号と第一五号の競輪事業費関係二決算は賛成多数、一般会計を含む他の一〇決算は全員賛成でそれぞれ認定され、五三年度決算の審議を終了した。

議案の審議、請願の審査等

決算審議と並行する形で、昭和五四年度下水道事業費特別会計補正予算等の専決処分承認、町区域の設定等二三議案の審議が行われた。これらの議案は、一二月六日の本会議に上程され、理事者による提案説明と質疑、各委員会における審査等を経て、専決処分の承認など八議案は一二月一〇日、五四年度一般会計補正予算等一五議案は一九日の本会議で、原案のとおり可決または承認された。請願は前述の一件を含め九件が本定例会中に審査されたが、村岡トシネル安全対策拡幅について請願他四件が採択、二件が継続審査、不採択と取り下げが各一件となった。また、十九日の本会議で任期満了に伴う固定資産評価審査委員会二人の選任に同意し、市選挙管理委員会委員と同補充員を選出した。

一般質問での主な論点

一般質問は二月一九日、二〇日、二一日の三日間に社会党、共産党、公明党、民社クラブ、民主自由クラブ、新清同志会の各会派から一二人の議員が予定されていた。しかし、最終日の二一日の本会議は午後四時三分に議長が休憩を宣言したまま、その後会議が開かれず自然閉会となったため、一番目の平沢信雄議員（民主自由クラブ）の質問に対する答弁と二番目の大山正雄議員（共産党）の質問はできないまま会期終了となった。

行財政改革問題

地方自治体の行財政改革をめぐる問題は、今期市議会における最も重要かつ継続的な論点であった。今回の一般質問では、矢島豊海（社会党）、鈴木明夫（民社クラブ）、二見友久（新清同志会）の各議員が、市の行財政をめぐる諸問題を取り上げた。この年の九月一〇日には、第一七次地方制度調査会の答申が出され、そのなかで今後の地方自治のあり方を示す二つの基本的方向として、国・地方を通ずる行財政の簡素・効率化と地方分権の一層の推進がうたわれている。また、一月二八日には横浜市において、全国各地の自治体の代表者が集まり、地方の時代と行財政システムの改革をテーマとするシンポジウムが開かれた。矢島議員は、こうした経緯も踏まえ、市長の政治姿勢として、地方の時代の真の実現のための財政自主権の確立、事務の再配分、超過負担の解消等を国に求めていく形で、本市の行財政改革を推進する考えがあるか否かを市長に質した。これに対して市長は、八〇年代に向けて、手づくりの市民自治を確立するために努力したいと述べ、事務配分については神奈川県市長会で協議を進めていること、機関委任事務に伴う超過負担解消のために国に対して積極的に働き掛ける意向であることを明らかにした。

鈴木（明）議員は、昭和五〇年に設置された行財政緊急対策本部のその後の経過およびその成果がどこに生かされているかを質した。これについて市長は、同本部の成果として税の滞納整理の強化、消費的経費の節減、事務事業の総点検等により約一〇億円の財源捻出が実現し、こうした方針は、その後の予算編成においてもひきつづき生かされている、と答弁した。また二見議員は、新総合計画の推進に対応した機能的・効率的な行政機構改革を行うとともに、市民にとって分かりやすい行政組織を作る必要があるのではないかと質問した。これに対し山本篤三郎企画調整局長は、各局への分権化とスタッフ機能の再編成などを中心とする新たな行政組織の改編を、五五年度をめぐりとして行う予定であることを明らかにした。さらに五五年度予算の編成に関連する財政見通しの問題についても、斉間壽久（公明党）、内田末吉（同）両議員の一般質問の中で取り上げられた。

このように、今回の一般質問では、市の行財政問題が何度も取り上げられていることが注目されるが、その背景としては何よりも本定例会後の翌年二月に予定されている市長選挙がある。すなわち、この市長選挙において圧倒的な優勢が伝えられている葉山現市長に対し、次期四年間の市政担当者として行財政に関する基本的な姿勢を明らかにしておくべきだという議会側の意向があったと考えられよう。その意味で、これらの質問がすべて与党議員から出されていることも極めて興味深い。

高校学区改編問題

かねてから神奈川県下の公立高校の学区再編について検討を進めてきた、県公立高校入学選抜制度研究協議会（知事の諮問機関）は、一月二日「現行の学区を改編し、収容力の調整を図りながら、将来は一六学区とすることが望ましい」とする答申を、知事に対して提出した。県教育委員会はこの答申を受け、翌年三月をめぐりとして具体的な線引き作業に入り、五六年度から新たな学区再編を実施する方針を固めた。藤沢市を含む湘南鎌倉学区には、現在一一の普通科高校があり、その内訳は鎌倉二、藤沢五、

寒川一、茅ヶ崎三（ただし五五年度に新たに茅ヶ崎西浜高校の開設が予定されている）で、四八年に県が高校一〇〇校計画を立てた当時の五校から、六年間に倍増している。このため、県内でも高校新增設が急速に進行した学区の一つに数えられ、同協議会の答申では、当面二つの学区に分割する必要が指摘された。一二月二〇日の一般質問では、内田末吉議員（公明党）がこの問題を取り上げ、学区の分割で藤沢市が二分される懸念もあることを指摘し、教育委員会の考えを質した。これについて丸山一雄教育長は、同協議会の一六学区分割再編案には基本的に賛成だが、具体的な割り方については、現在の行政区域に基づくものとするよう県に要望していく意向であることを明らかにした。

六 昭和五五年二月市長選挙（無投票）

任期満了に伴う第一〇回藤沢市長選挙は、二月七日に告示されたが、市選挙管理委員会が立候補の届け出を締め切った八日午後五時までに届け出を済ませたのは、現職の葉山峻氏ただ一人であった。この結果、一七日に予定されていた投票日を待たずに、同氏の三選が事実上確定した。本市市長選挙における無投票当選は、昭和二二年度の飛嶋繁氏以来三三年ぶり二回目で、公職選挙法および地方自治法のもとではじめてのことである。

神奈川県下では、五三年夏の鎌倉市長選挙で革新系が敗れ、五四年春の統一地方選挙でも茅ヶ崎、平塚両市で保守系候補者が当選するなど、全国的な革新退潮・保守回帰の傾向がここでも見られていた。それだけに、湘南における革新自治体のとりでともいうべき藤沢の市長選挙の結果は、早くから注目されていた。しかしながら、北口再開発事業の完成を筆頭に二期八年間のさまざまな実績を誇り、革新・中道政党のみならず、無党派市民層や保守層の一部にまで幅広い支持層を持つ葉山氏に対して、対立する保守陣営が互角に選挙戦を闘えるだけの候



当選後、登庁し、あいさつをする葉山峻市長

補者を擁立することは、きわめて困難であると見られていた。それゆえ、前年末に公明・民社の両中道政党がそれぞれ単独で葉山氏支持を決定した頃から、議会筋はもとよりマスコミや一般市民の間でも「次の市長選は無投票」のうわさが、かなりの真憑性をもって語られていた。そして、結局具体的な対立候補の名が全く浮かび上がってこないまま、二月七日の告示日を迎えることになったのである。

こうして現職の葉山氏が、第一二代藤沢市長として以後四年間の市政を担当することに決定した。結果的に、藤沢市の有権者一九万九〇〇〇人弱にとっては市長を選択する機会が失われたことになった。しかしその反面では、いわゆる「市長選の後遺症」が、その後の二月定例会における議会運営に直接的な支障をもたらすといった現象は、今回はほとんど見られなかったといえよう。

七 昭和五五年二月定例会（二月二十六日～三月二十七日）

二月二十六日から三月二十七日までの三二日間を会期とし、昭和五五年度一般会計予算、市税条例の一部改正等五二議案、請願六件が上程された。五五年度の予算規模は一般会計四三五億二九六万八〇〇〇円、特別会計三八二億一六三万円、予算合計八一七億四一三万八〇〇〇円で、前年度比較では一般会計が六・六パーセント増、

特別会計が一・〇パーセント減、合計で二・九パーセントの増となっている。本会議初日の二月二十六日には、理事者側の提案説明とともに、三期目のスタートを切った葉山峻市長が、施政方針と五五年度の重点施策の概要を述べた。

第二日の二月二十八日の本会議は、保育所条例の一部改正など二五議案と請願四件についての質疑、討論、採決および各所管の委員会への付託決定が行われた。このなかでは、遠藤緑地の買い上げに関する財産の取得、葛原最終処分場整備工事についての工事請負契約の変更、中学校における完全給食の中止を内容とする学校給食合同調理場設置条例の一部改正等の議案が、主な質疑の論点となった。このうち、給食に関する条例の改正は、五五年四月から中学校における完全給食を中止するというもので、これについては藤谷昌男議員（共産党）が、市民の十分な理解を得られていないとの見解から反対討論を行ったが、賛成多数で原案のとおり可決された。この他、工事請負契約の締結等九議案も、原案のとおり可決された。

二月二十九日から三月九日まで、各委員会においてそれぞれ付託された議案、請願および陳情の審査が行われた。これらの審査のなかにおいて、都市建設常任委員会（二月二十九日）での村岡歩行者用トンネル建設要求に関する陳情、文教厚生常任委員会（三月三日）での六会・長後方面の中学校設置および学童保育の充実を求める請願、経済観光常任委員会（三月四日）では六会駅周辺の大型店、ニチイ辻堂店の開設、神奈川生協羽鳥店出店に関する各陳情、総務企画常任委員会（三月五日）における湘南台地区文化施設設置を求める陳情および合成洗剤の追放に関する陳情等がそれぞれ主な質疑の対象となった。なお、経済観光常任委員会は閉会中の一月二一日にも開かれ、二月一日より施行となった前述の準大型店舗出店指導要綱案について、理事者の説明と質疑が行われた。

三月一〇日の本会議では、委員会の審査結果について報告があり、採決の結果、五四年度一般会計補正予算など一六議案が原案のとおり可決された。また請願六件については、二件が採択、二件が継続審査、不採択と取り下げが各一件となった。ひきつづき一〇日、一日、一二日の三日間にわたって、五五年度一般会計予算等二三議案についての各会派の代表質問が行われた。質問は田中和子（民主自由クラブ）、黒江貞子（社会党）、村上伸（公明党）、大山正雄（共産党）、小川竹次郎（市政市民会議）、内田松男（民社クラブ）、高山年正（新清同志会）、関根宗四郎（昭和新政会）、平本昇策（民主自由クラブ）、平沢信雄（同）の一〇人の議員によって行われ、市長の政治姿勢、行政改革、財政問題、都市基盤整備、教育、医療、福祉等市政全般にわたる諸問題が取り上げられた。一二日の代表質問終了後、予算等特別委員会の設置が決定され、山口倉吉議員（民主自由クラブ）他二人の議員が議長より指名されて、付託された二三議案の審査を行うこととなった。そして、一三日より二四日までの間の実質七日間における委員会審査を経て、二七日の本会議最終日に委員会報告を行い、各会派の代表討論と採決という日程で予算審議は進行了た。

都市計画税改定問題

これは、藤沢市の都市計画税の税率を引き上げるために、市税条例の一部を改正するという議案（第一二六号）をめぐる問題である。

都市計画税とは、市町村の都市計画事業の遂行に関する財源に充てるため昭和三十一年に創設された目的税で、都市計画区域内の土地と家屋を対象とし、固定資産税の課税標準価格の一定割合を制限税率として課税するものである。この制限税率は、地方税法によって長らく一〇〇分の〇・二と定められていたが、五三年の法改正によ

って同年度から一〇〇分の〇・三に引き上げることができるようになった。このため神奈川県内では、五三年度から横浜、川崎など七市が、また五四年度からは茅ヶ崎、横須賀両市がそれぞれ税率を一〇〇分の〇・三に改定したが、藤沢市では市の財政状況と市民の税負担軽減を勘案し、二年間引き上げを見送ってきた。しかし、藤沢における都市計画事業の財源は年々増大し続け、これに占める都市計画税の割合は二二パーセントに過ぎない。また、本市の人口が今年度中にも三〇万を超えるのはほぼ確実で、五六年度から事業所税の課税団体の指定を受けることになる。そこで、事業所税を導入する前に都市計画税の税率を制限税率いっぱいまで引き上げておくことは、自治省の意向に沿うことにもなる。このような理由から、税率をこれまでの一〇〇分の〇・二から〇・三に改定し、五五年四月より施行するよう市税条例の第一三二条と付則第一項および第二項の条文を改正するというのが、今回提案された議案の内容である。これについて葉山市長は、施政方針の説明で「さらに続く都市化と人口増に対応するため市民生活にとって欠くことのできない都市計画事業をはじめ義務的事業の投資は、なお増大する傾向にあります」と述べ、この条例改正の必要を強調した。

しかしながら、この議案は、以下の諸点において大きな問題をかかえており、議会でさまざまな議論を呼ぶことになった。第一には、すでに見たように、五三年度決算で約一九億円もの赤字を出している健全財政を誇りながら、なせいま税率引き上げを急ぐのか、その根拠が必ずしも明確ではないという点である。第二に、手続き面でも問題があった。定例会の場合、本会議開会の一週間前までに議案が議会に送付されるのが慣例であるのに、本議案に限って議会に送付されたのは、本会議初日の議案上程当日であった。このため議会側にとって、この提案がいかにも唐突に提案されたという印象を与えることになった。さらに第三の問題点は、本会議上程後に理事者側から内容の変更が図られたことである。当初の議案内容は右に述べたとおりだが、これが公表された直後か

らマスコミや一般市民の間に増税反対の声が強くなり、三月七日には鶴沼保全協会はか八団体の会長名で税率据え置きを求める陳情が、市議会議長宛に出された。このため市側は、事前のPR不足や予想される各種公共料金の値上げとの関係等を考慮し、三月一〇日の本会議で山本篤三郎企画調整局長から、次のように内容を変更するとの説明がなされた。すなわち、五五年度に限る経過措置として税率を一〇〇分の〇・二五とし、五六年度から一〇〇分の〇・三とするという変更である。一度上程された議案が、わずか一〇日あまりの間に、しかも実質的な審議が何らなされない段階で理事者側が内容を変更するというのはきわめて異例のケースであり、この点でも市当局の姿勢に対する議会側の不信感を生むこととなった。

こうした事情もあって、この議案は一〇日以降の代表質問や予算等特別委員会での審査で、何度も議論の争点となった。特に野党議員の代表質問のなかでは、「いかにも市民を無視した安易な一方的な押しつけであることを如実に物語るものであると思います」（田中和子議員・民主自由クラブ）、「理事者は議会の機能と権限について、大変なる事実誤認をしているのではないか」（関根宗四郎議員・昭和新政会）、「全く市の御都合主義であり、朝令暮改、どろなわ行政の最たるものと言わざるを得ません」（平本昇策議員・民主自由クラブ）といった厳しい批判が相次いだ。そして、健全財政のもとで税率引き上げをする必要があるのか、自治省は都市計画税と事業所税との相関関係を否定する見解を示しているにもかかわらず、なぜ事業所税を引き合いに出して説明しようとするのか、公共料金の値上げの前に、増税だけを図ろうとする意図があるのではないか、あまりにも突然の提案であり、なぜ事前に議会に説明しなかったのか、といった点について、市長をはじめ理事者側の見解を質した。

また、三月二一日の予算等特別委員会七日目の審査においても、この付託議案をめぐって平沢信雄（民主自由

クラブ)、滝沢茂男(昭和新政会)、桜井正平(新自由クラブ)、山口倉吉(民主自由クラブ)、山本捷雄(同)等野党の各委員から、一貫性を欠く提案の仕方について、どのように考えているのか、引き上げを撤回する意思は全くないのか、一〇〇分の〇・二五の税率のまま二〜三年間継続するつもりはないか、据え置きを求める陳情者の切実な声をどのように受け止めているか等の質問が続出した。さらに、与党委員である斉間壽久委員(公明党)や岸本英夫委員(同)からも、特定の問題を抱える地区の住民に対して特例措置を設けるつもりはないか、提案にあたって、市民への対応についてどの程度配慮がなされたのか等の質問が出た。

これらの批判や質問に対し、理事者側は、事実関係や税および財政問題についてはできる限りの数値を示し、逐一詳細な答弁を繰り返した。また、提案にあたって議会および一般市民に対する十分な事前のPRが欠如していた点は率直に認め、反省と謝意を表明した。しかし、引き上げの撤回に応ずる姿勢はなく、「本市の都市計画事業を推進していくうえでぜひとも必要な財源でありますので、御理解を賜りたいと思うわけであります」(葉山市長の三月一二日代表質問への答弁)「少なくとも大所高所から藤沢市政のことを考えながら、提案していくことでございますので、よろしく御理解いただきたいと思えます」(伊草助役の三月二一日予算等特別委員会での答弁)という立場に終始した。このため、野党議員からは、「理事者がどうも私どもの意見を聞こうという耳がないですから、これはいくら話し合ってもなかなか難しい点だと思っております」(山本委員の同委員会での発言)といった皮肉とも慨嘆ともいえる意見まで出るほどであった。

この議案は、後述するように三月二七日の本会議での採決で、民主自由クラブ、昭和新政会、新自由クラブの三会派が反対したが、賛成多数で可決された。けれども、採決前に行われた各会派の代表討論において、野党の各会派が反対意見を表明しただけでなく、与党の各会派からも「大いなる不満を残すものであります…」

（松山三之助議員・公明党）、「まことに不本意ではありますがやむを得ないものと理解するものであります」（長谷川忠勤議員・民社クラブ）、「議案提出のあり方として理事者に強く反省を求めます」（高山年正議員・新清同志会）等の意見および付帯条件が示されるなど、市長側から突然出されてきた増税の提案が与野党を通じて議会に大きな波紋を投げかけたことは明らかであった。とりわけ、直前に行われた市長選挙で葉山市長が無投票で当選し、その施政三期目の出発点であっただけに、議会の側に「市長の独走」に対する懸念や警戒感を生む一つの契機ともなった。

昭和五五年度予算の審議

前述のように、三月一二日の本会議で、予算等特別委員会の設置と、議長指名により二二人の委員が決定された。委員会は同日の本会議終了後の午後一〇時過ぎから第一回の会議を開き、委員長に三堀義一委員（民主自由クラブ）、副委員長に桜井正平委員（新自由クラブ）を選出し、付託された二三議案の審査に入った。昭和五五年度一般会計予算の審査は一三日午前一〇時から始まり、一四、一七両日と一八日夕方まで行われ、一八日夜から一九、二一両日にわたって五五年度下水道事業費特別会計等一四特別会計予算および前述の市税条例の一部改正等八議案、陳情一件の審査、二四日は各会派による討論と採決という日程で、議事が進められた。委員会では、既に述べた都市計画税の税率引き上げ問題のほかに、職員の期末手当増額分を市長の裁量行為としている問題、広報委員の必然性、生きがい福祉事業団の作業と市内表具業者との競合問題、駅前自転車置場の用地確保、市民病院の増床、市の職員定数を決める基準等の諸点を中心にして質疑応答が行われた。

これらの質疑は三月二一日午後八時近くまで終了し、二四日には各会派による討論と採決が行われ、共産党

が競輪事業費特別会計に反対、中央卸売市場事業費会計に態度保留の立場をとった。また前述のように、民主自由クラブ、昭和新政会、新自由クラブの三会派が市税条例の一部改正に反対の意思を明らかにした。採決の結果、付託二三議案のうち、五五年度一般会計予算等二一議案は全員異議なく、また中央卸売市場事業費特別会計予算と市税条例の一部改正は賛成多数で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、都市計画税に関する陳情については趣旨不承と決定した。

二七日の定例会最終日の本会議では、以上の委員会審査の経緯と結果について報告があり、ひきつづいて各会派による代表討論が行われた。そして、浅野明夫（民主自由クラブ）、松山三之助（公明党）、大山正雄（共産党）、中山五福（社会党）、鈴木恒夫（昭和新政会）、関根久男（市政市民会議）、長谷川忠勤（民社クラブ）、高山年正（新清同志会）の各議員が、それぞれの会派を代表して二三議案に対する要望、意見を述べた。主な要望や意見としては、前述の都市計画税問題に関するもの以外に、「長期的展望に立って市財政を検討するための行財政審議会の設置を求める」（公明党）、「北口第三ビルのテナント誘致に十分注意してほしい」（民主自由クラブ）、「行政全般について市民参加のもとで検討する行財政研究会（仮称）を設置してほしい」（共産党）、「多様化する市民のニーズに対応する行政機構の再検討を望む」（社会党）、「生きがい福祉事業団の一層の事業拡大を望む」（民社クラブ）、「市民病院の増床を検討してほしい」（昭和新政会）、「合成洗剤追放のキャンペーンに取り組んでほしい」（市政市民会議）等であった。採決の結果、委員会と同様、五五年度一般会計予算と下水道事業費等一三特別会計予算、少年の森条例の制定等二一議案は全員賛成、競輪事業費特別会計予算は共産党が反対、市税条例の一部改正は、前述のように、民主自由クラブ、昭和新政会、新自由クラブの三会派が反対したが、ともに賛成多数で、いずれも原案のとおり可決され、五五年度予算と条例に関する審議はすべて終了した。

その他の議案、意見書等

右の採決ののち、損害評価会委員の選任について、市長より一七人の提案があり、いずれも原案のとおり同意された。また「国民健康保険の傷病手当を強制給付として法制化を求める意見書」と「国鉄運賃の値上げ抑制に関する意見書」の二意見書も、異議なく原案のとおり可決された。この二件と三月一二日に可決された「電気・ガス料金の値上げ抑制に関する意見書」と合わせて三件の意見書が、本定例会では、内閣総理大臣他関係機関あてに提出されることになった。最後に広谷議長、葉山市長よりそれぞれあいさつがあり、二月定例会はすべての議事を終了し、閉会した。

第三節 昭和五五年度

一 昭和五五年四月臨時会（四月二一日）

四月二一日、一日間の会期で開かれ、市税条例の一部改正と助役の選任の二議案が上程された。前者は、三月三十一日に公布された地方税法等の一部改正に基づくもので、個人市民税の所得割の税率適用区分の変更および均等割の税率引き上げ、電気税・ガス税の免税点の引き上げ等を内容とするもので、個人市民税について自治体の裁量権の及ぶ範囲や、負担増となる低所得者層に対する救済措置等の点に関して質疑が行われた。採決の結果、全員異議なく本議案は可決された。後者の議案については、五月二三日をもって任期満了となる伊草昇助役を、ひきつづき助役として再任したいという市長提案があり、これも全員異議なく同意された。伊草氏は、昭和四七年の葉山市政誕生以来、連続三期にわたって市長を補佐する重職を務めることになった。

二 昭和五五年六月定例会（六月三日～七月二日）

六月三日から七月二日までの三〇日間を会期として、事務分掌条例の全部改正等二九議案、請願五件が上程された。

本定例会の特色は、史上初の衆参同日選挙の影響で、やや変則的な日程が組まれたことである。概観でもふれたように、五月一六日に予期せぬ内閣不信任案が可決成立し、大平内閣はただちに衆議院の解散を決定、一九日

に衆議院は解散した。これにより、かねてから予定されていた参議院選挙と衆議院総選挙との日程が重なることとなり、政府は、六月二二日の日曜日を衆参両院選挙の投票日とすることに決定した。本市議会では当初、六月二九日に予定されていた参議院選挙の投票日に合わせて六月定例会の日程が組まれていた。しかし、投票日が一週間繰り上がるとともに、衆参両院の投票が同じ日に行われるという異例の事態に直面し、五月二七日の議会運営委員会で急速日程の再調整を図った結果、六月三日に初日の本会議を開いて議案の提案説明を行い、一日おいた五日に質疑、六日から一日までにすべての委員会審査を終えて、一二日に委員会報告と採決、一三日に追加議案の審議と続き、一四日から二四日までの投票日を挟む一日間を休会とすることとした。そして、二五日、二六日、二七日の連続三日間に一般質問を行い、七月二日閉会という、初めと終わりが相当窮屈な日程が組まれることとなった。また、これに伴って、一般質問の通告期限が代表質問の場合と同様に取り扱われ、本会議二日目の午後五時までに質問要旨を提出することとされた。

こうした日程に従って審議は滞りなく進み、六月五日に専決処分承認、工事請負契約の締結、財産の取得等一三議案が原案のとおり承認または可決、一二日に五五年度一般会計補正予算、事務分掌条例の全部改正等九議案、一三日には市議会委員会条例の一部改正等三議案がすべて原案のとおり可決された。また請願五件のうち、藤沢市立中央図書館新設の準備についての請願等二件が採択、行き届いた学童保育を求める請願等三件が継続審査となった。

行政組織の再編問題

本定例会に上程された議案第一六号事務分掌条例の全部改正案は、市の行政組織を全面的に改正し、これを七

第3節 昭和55年度

表55—1 議会委員会条例(所管事項)の改正(別表) (昭和55年7月11日施行)

名 称	所 管 事 項	定 数
総務企画 常任委員会	1 市長室及び自治文化室の所管に関する事項 2 企画調整局の所管に関する事項 3 収入役室の所管に関する事項 4 監査委員の所管に関する事項 5 選挙管理委員会の所管に関する事項 6 消防本部、消防署及び消防団に関する事項 7 その他、他の常任委員会の所管に属さない事項	11人
文教厚生 常任委員会	1 教育委員会の所管に関する事項 2 民生局のうち、民生総務室及び福祉部の所管に関する事項 3 市民病院の所管に関する事項	11
経済観光 常任委員会	1 民生局のうち、清掃部、経済部及び中央卸売市場の所管に関する事項 2 農業委員会の所管に関する事項	11
都市建設 常任委員会	1 建設局の所管に関する事項	11

月一日より施行することを目的としたものであった。

本市の行政組織は、四八年五月の条例改正による大幅な改編で、市長室と企画調整局、市民局、建設局の三局制が導入されて以来七年を経た。この間、藤沢市政を取り巻く環境には、二つの点において大きく変化した。すなわち、一方では五万人近い人口増によって生じる新たな行政サービス要求が増大し、他方では石油ショック以後の慢性化した地方財政の危機の進行である。今回の組織再編は、これまで七年間の部分的な機構修正を全面的に見直し、右のような時代環境の変化に十分対応し得るとともに、前年度からスタートした新総合計画の実施に適した行政機構の構築を目的としたものである。

この改正の概要は六月三日の本会議における山本篤三郎企画調整局長の説明によれば、次のよう
にまとめられる。

まず、この組織改正の基本的な目標は、(1)市民にわかりやすく、市民の声が市長によく通る組織、(2)組織の簡素化、能率化をはかり、責任の所在をはっきりさせる、(3)八〇年代の都市がかかえる課題について積極的に対応できる組織にすることの三点に置かれていた。これらの目標を踏まえ、現行の局制を基本として具体的には次のように、機構を再編するものであった。

①局・室・部・課制を確立する。特に室については、市長室、自治文化室、各局総務室（現行の企画室および各局総務担当に代えて新設）のみとし、全庁的な総合調整機能および各局内の総合調整機能を発揮できるように整備する。

②これに伴い、現行の参事・主幹制は、庁舎整備等特定のプロジェクト以外は、原則として廃止する。

③市長室と並ぶ市長直属機関として自治文化室を新設し、従来の企画調整局広報文化部の広報、広聴、相談機能と、各地区の市民センターを自治文化室の所管とし、市民自治活動に対する市の協力体制の充実を図る。

④企画調整局では、文書および情報システム関連の機能を税務管財部から企画総務室に移管し、内部管理機能を強化するとともに、税務管財部門の機能純化を図る。

⑤市民局を民生局と改め、民生総務室のなかに公害課を新設して、全庁的な公害監視部門とする。生活環境部を清掃部に、社会部を福祉部にそれぞれ改組する。経済緑政部を経済部に改組し、緑政部門は建設局に移管する。

⑥建設局においては、下水道路部を下水道部と道路部に分割し、それぞれの機能充実を図る。緑政部を現市民局から移管し、建設行政と緑政行政の一体化を図る。

⑦全体として、係制を全廃してグループ制を採用し、課長がその担当すべき職務を決定する。

⑧ 今回の組織改正を貫く大きな柱は、これまでの人口増および職員増にもかかわらず、組織・職制の枠を拡大しないで、現状維持または縮小の方針で改正を進めることである。

この議案について、五日の本会議は、榊居祐三（社会党）、松山三之助（公明党）、大山正雄（共産党）、内田松男（民社クラブ）、滝沢茂男（昭和新政会）の各議員が、係制の廃止とグループ制の導入と職員定数の算定方法との関係、職員の参加意識と士気、課長中心主義に伴う問題点等について質問し、葉山峻市長および山本企画調整局長が答弁したのち、総務企画常任委員会に審査が付託された。

そして六月一〇日に開かれた委員会での審査ののち、本議案は全員異議なく可決すべきものと決定された。六月一二日の本会議で、委員会の審査結果を報告したのち、桑原正一議員（共産党）から職員組合等との十分な話し合いと合意のうえで執行してほしいとの意見を付した賛成討論があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決された。

なお、この条例改正による所掌事務の変更に対応して、市議会委員会条例も改正されることとなった。一三日の本会議では、提案者一人の議員を代表して関根久男議員（市政市民会議）が、委員会の所管事項の一部を市の機構改革に合わせて表1に示すとおり改正することを提案して、これも全員異議なく原案のとおり可決された。

一般質問での主な論点

本定例会の一般質問では、社会党、公明党、共産党、新清同志会、市政市民会議、民主自由クラブ、昭和新政会の七会派から九人の議員が、藤沢駅周辺の諸問題、放置自転車対策、暴走族対策、北部方面体育館建設計画、厚木基地騒音問題、障害者福祉施策等の諸問題について質問した。

暴走族対策

江の島、湘南海岸を持つ本市では、かねてから暴走族の問題が深刻化しており、深夜の騒音、危険な集団違法走行、事故あるいは暴力事件等の多発によって、市民生活が脅かされる事態が続いてきた。昭和五三年一二月の道路交通法改正による規制の強化によって一時的に鎮静化はしたが、その後ふたたび活動が活発になり、近年では湘南方面のみならず、北部の湘南台駅付近にも暴走族が頻繁に出没するようになってきていた。とりわけ、夏期をむかえ一層強力な取り締まり策が望まれていた矢先、五月一八日の未明に、市内高倉の県道でドライブ中の大学生等が暴走族による集団暴行を受けて重傷を負うという事件が起きていただけに、内田末吉（公明党）、宮地淳子（共産党）、野島一三（民主自由クラブ）の三議員が、一般質問でこの問題を取り上げた。

内田（末）議員は、右の事件を具体例として挙げ、市民ぐるみの暴走族対策のあり方、および暴走行為を生む背景としての学校教育上の問題点等について、市当局と教育長の見解を質した。これに対し福田完男広報文化部長は、県警による取り締まり強化に呼応して、市の交通安全対策協議会を中心とする対策会議の開催、広報による暴走行為防止の呼びかけ、家庭・学校・職場・地域の連携による相互情報交換等、暴走族追放の市民運動を高めていきたいと答えた。また丸山一雄教育長からは、暴走行為に走る高校生に共通する心理的特徴が示され、中学生の段階から適切な指導を行うことが重要で、中高一体的な指導の機会を持つよう努力したいとの答弁があった。さらに、内田議員が警察の取り締まり強化の効果について質したのに対し福田部長は、県警が六月一日から七月一五日までを暴走族取り締まり強化月間に指定して一斉取り締まりを実施した結果、六月の第二、第三土曜日には暴走行為がほとんど見られなかったと報告した。宮地議員は、この問題を青少年非行問題の一環としてとらえる見地から、社会的な諸問題の解決の必要、父母に対する指導のあり方等について質問した。これについ

て、湯山学社会教育部長は、高校生を対象とする指導・教育という点では、他市の高校の生徒も多数含まれているため、対応が困難であることを明らかにしたうえで、今後とも高校当局、PTAおよび関係団体との協力を得て非行問題に取り組みたいと答えた。また野島議員が、六月一日にも市民を巻き込んだ暴走事故が発生している件で市長の見解を質したのに対し、市長は、暴走行為追放のために全市民・全国的な立場で、法改正への働き掛けも含めて取り組む姿勢であることを明らかにした。

暴走族問題は、過去の経緯からみても一時的な取り締まりの強化以外に即効性のある対策が乏しく、しかも警察行政および高校教育の所管が県レベル以上にあるところから、藤沢市独自の力で解決できる部分はきわめて限られている。それゆえ、七月二日の本会議最終日には、「暴走族の取り締まり強化に関する意見書」の提出が三堀義一議員（民主自由クラブ）他一三人の議員によって提案され、全員一致で原案のとおり可決された。この意見書は、内閣総理大臣、警察庁長官、神奈川県知事、神奈川県警本部長等七機関あてに提出され、近年の暴走行為の多発状況に憂慮の意を示すとともに、特に江の島、片瀬海岸等観光地を抱える本市の現状を説明し、次のような文言で締めくくられている。

「よって、これら暴走族の絶滅を期すため、政府等関係機関におかれては、さらに取り締まりの強化とこれら青少年の更正・指導など抜本的な対策を講じられ、暴走族による不祥事件を早期に絶滅されるよう、当市議会の決議に基づいて、強く要望する。」

障害者福祉施策

この問題は、五十嵐紀子（社会党）、小沢定雄（民主自由クラブ）両議員の質問で取り上げられた。昭和四〇年代後半の一時期には、「高度成長から福祉社会へ」の呼びかけとともに、社会福祉問題に対して全国的な関心の高まりがあった。それは、一種の社会的・政治的なブームとさえいえ

るような異常な関心の高まりであるという感もあった。しかし、その後数年を経て、社会福祉問題は、時代のトピックス的な要素を脱却し、着実な施策の積み重ねのなかで議論されるべき問題として、自治体行政の各分野に定着してきた。藤沢市においても、生きがい福祉事業団や総合訓練施設太陽の家、白浜養護学校等を中心とする障害者福祉施策が積極的に実施され、成果を上げるに至っている。しかしその一方で、経済の低成長という時代環境のもとで「高福祉高負担論」や「福祉見直し論」が声高に叫ばれるようになり、また政府の財政再建との絡みで「福祉か増税か」といった二者択一論も主張される傾向も生まれてきていた。こうしたなかで、身体や精神に障害を持つ人々については、依然社会的弱者という言葉に表されるように、その社会参加や生活権の保障が十分に達成されているとはいえないのも事実である。

おりしも、第三一回国連総会の決議に基づき、一九八一年を国際障害者年として、障害者の完全な参加と平等を実現するための国際的な運動が予定されている。五十嵐議員は、国際障害者年を翌年にひかえ、継続的な障害者福祉事業を実施する考えの有無、また障害者雇用問題にどのような姿勢で取り組むかについて、市の見解を質した。これについて、柴幹夫市民局長から、国際的な事業を契機として国や県から示されるであろう事業計画を積極的に取り入れてゆく方針であること、雇用については、現行の諸事業に加え、横須賀市でモデル事業として実施されている在宅障害者家庭内作業指導事業の成果を見て、これを検討していきたいとの答弁があった。また小沢議員は、民間の商店で働く精神薄弱の少年の労働時間や給与をめぐる差別的現状を例に挙げ、障害者の勤労の場を確保するために市内にモデル工場を創設する考えはないかと質問した。これについて市長は、県内では横浜と川崎の二箇所にもモデル工場があるが、いずれも一般企業であり、この種の施設設置には経営者の理解が不可欠であること、福祉工場の設置主体は県および指定都市の社会福祉法人であるため、市レベルで独自に設置する

第3節 昭和55年度

表55-2 各委員会正副委員長一覧

(昭和55年6月選出)

委 員 会 名	委員長(会派名)	副委員長(会派名)
総務企画常任委員会	平沢 信雄 (民主自由クラブ)	梶居 祐三 (日本社会党)
文教厚生常任委員会	西条 節子 (市政市民会議)	宮治 政弘 (民主自由クラブ)
経済観光常任委員会	瀬川 進 (日本社会党)	二見 友久 (新清同志会)
都市建設常任委員会	大山 正雄 (日本共産党)	内田 末吉 (公明党)
西・北部地域開発特別委員会	斉間 壽久 (公明党)	滝沢 茂男 (昭和新政会)
交通改善対策特別委員会	津田萬次郎 (市政市民会議)	杉山 幸春 (民主自由クラブ)
公・水害・地震対策特別委員会	井上正一郎 (民主自由クラブ)	鈴木 明夫 (民社クラブ)
議会運営委員会	長谷川忠勤 (民社クラブ)	山本 捷雄 (民主自由クラブ)
議会報編集委員会	平本 昇策 (民主自由クラブ)	宮地 淳子 (日本共産党)

ことには困難があることを説明したうえで、今後は関係障害者団体と一体となって、県に強く働き掛ける運動を展開していく考えであることを明らかにした。

委員会の再編と委員の改選

七月二日の本会議最終日では、北口整備、西部地域開発、北部地域開発の三特別委員会からの報告があり、つづいて西・北部地域開発についての特別委員会の設置を求める議案が提出され、いずれも全員異議なく原案のとおり可決された。これにより市議会の特別委員会は現行の五つから、西・北部地域開発整備特別委員会、交通改善対策特別委員会、公・水害・地震対策特別委員会の三つに再編されることになった。なお、四つの常任委員会と議会運営委員会、議会報編集委員会は従来どおり継続することとなった。そして六月二七日の各派交渉会の結論に沿って、各委員会の委員が広谷議長から指名された。互選の結果、各常任・特別委員会の正、副委員長は表2のとおり決定した。

この日は、前述の「暴走族取り締まり強化に関する意見書」の他、「失業対策事業制度の再確立並びに定年延長の促進等に関する意見書」の提出、「航空機騒音の解消に関する要望決議」が提案され、いずれも全員異議なく原案のとおり可決された。また、任期満了に伴う監査委員の選任についても、市長提案のとおり同意され、六月定例会はすべての議事を終了した。

議員表彰

本定例会に先立つ四月二四日に、山口倉吉議員（民主自由クラブ）が関東市議会議長会より、議員勤続三五年の特別表彰を受けた。

三 昭和五五年九月定例会（九月八日～九月二五日）

九月八日から二五日まで一八日間を会期とし、市営住宅条例の一部改正、太陽の家（心身障害者福祉センター）条例の一部改正、昭和五五年度一般会計補正予算等一九議案、五四年度市民病院事業等四特別会計決算の認定、請願三件が上程された。そして、八日に開かれた第一日の本会議で、理事者が提案理由を説明、一〇日に質疑ののち、採決あるいは常任委員会への付託の決定、一日から一七日までの間に各常任委員会で審査、二二日に委員会報告と採決、同日から二四日、二五日の三日間に一般質問を行うとともに、二五日には追加議案の質疑と採決も合わせて行うという日程で、議事が進行した。

この結果、一〇日の本会議で葛原最終処分場浸出液処理施設工事請負契約の締結等七議案、二二日には市営住宅条例の一部改正等六議案が原案のとおり可決され、四事業の特別会計決算も認定された。このうち太陽の家



昆明市友好訪問団としてあいさつする李原市長

昆明市友好訪問団の来藤をめぐる問題

(心身障害者福祉センター) 条例の一部改正は、心身障害者施設太陽の家に付設された体育館が一〇月一日をもってオープンするにあたり、その使用目的や使用方法、料金等を明示する規定を加えるために、条例を一部改正するという議案である。これについては、一〇日の本会議および一六日の文教厚生常任委員会における質疑で、身障者以外の人々の利用の可能性、使用料の減免規定の適用範囲、専門職員の勤務体制等の問題が主な論点となったが、委員会および本会議での採決ではいずれも全員異議なく原案のとおり可決された。またニチイ辻堂店の出店についての請願他二件の請願は、すべて継続審査となった。

中華人民共和国雲南省昆明市は、古くから別名「春城」の名で呼ばれる雲南省の省都で、ベトナム、ラオス、ミャンマー(旧名ビルマ)との国境に近い標高一九〇〇メートルの高原に位置する人口三三〇万人(一九八六年現在)を持つ大都市である。同市と藤沢市との関係は、昭和一〇年七月一七日に始まる。この日、昆明市出身の音楽家で中国国歌「義勇軍行進曲」の作曲者として知られる聶耳(ニエ・アル)が、鶴沼海岸で遊泳中に死亡するという不幸な事故が起きたのである。戦後、藤沢市では、若くして異国の地に生涯を閉じたこの偉大な



中華人民共和国雲南省昆明市の位置図

音楽家を偲び、昭和二九年一月に当時の中国赤十字会会長李徳全氏を迎えて、市民の浄財を集めた聶耳の記念碑を建設した。

この記念碑は三三年の狩野川台風により流出したため、四〇年に鶴沼海岸の国道一三四号線沿いに新しい碑が建てられ、現在に至っている。

このように藤沢・昆明両市は、四七年の日中両国の国交正常化の実現よりも遙か以前から、一人の音楽家の死を通じて深い関係で結ばれていたのである。すでに日中間では、東京都と北京市、横浜市と上海市等の間で姉妹都市の関係が結ばれている。そこで、藤沢市においても、アメリカ合衆国フロリダ州マイアミ・ビーチ市、長野県松本市に続く第三の姉妹都市としてイアミ・ビーチ市、長野県松本市に続く第三の姉妹都市として六月定例会の一般質問では五十嵐紀子議員（社会党）がそれぞれ、この問題を取り上げ、今後の取り組みについて市長の見解を質した。これについて市長は、いずれの質問に対しても、友好促進のためにできる限り努力する意向を明言した。また五月には、葉山峻市長を団長とする湘南各界の友好代表団が一二日間にわたって中国各都

市を訪問し、とりわけ昆明市では李原市長はじめ同市市民から熱烈な歓迎を受けた。そして葉山峻・李原両市長の会見の席で、昆明市の代表団一行が藤沢市を訪問する話が提起され、その後の協議を経て、藤沢市制四十周年の記念式典が行われる十月一日に合わせて、藤沢市を訪問することが実現する運びとなった。

藤沢市では、早速歓迎実行委員会を組織してこれに対応することとなり、李原市長はじめ五人の訪問団一行の九月二十九日から一〇月八日までの滞在費五〇〇万円を総務費として計上した五五年度一般会計補正予算案を、今定例会に提案した。後に触れるように昆明市との都市提携が正式に調印されるのは、翌五六年一月であるが、この予算措置は、小額ながらも、藤沢市が都市提携に向けて具体的な取り組みを始めた第一歩を示すもので、その意味で注目されたのであった。

しかし、右のように、すでに一カ月以上も前から具体的な協議が進められていながら、本議案提出の通告があった八月三〇日まで、この件に関して議会に説明がなかったことから、九月一〇日の本会議では平本昇策議員（民自由クラブ）が、議会を軽視するものではないかと市側の姿勢を質した。また、田中和子議員（同）も関連質問で、今回の来藤は藤沢市側の正式な招待によるのか、それとも昆明市からの申し入れを受けたものなのかを明らかにするように市長に求めた。これについて市長は、すでに二月定例会と六月定例会における質問に対する答弁の形で、昆明市との友好促進を図る意向を明確にしており、決して議会軽視という態度でことを運ぼうとしたわけではないと釈明するとともに、今回の来藤は、前回の訪中時に市長の名で招待する旨を伝えたことに先方が応じたものであると説明した。さらに平本議員が、市長が五月に中国を訪問したのは、藤沢市民の代表としての市長ではなく、あくまでも日中友好協会の主催する訪問団の一員として参加した筈であったことを指摘し、「市の代表でない市長さんの呼びかけで、市が公費を出すということについては納得がいきかぬますので、その辺は

もう一度お答えをいただきたい」と重ねて質問した。これについても市長は、国際交流の契機は公私のいかにかわらぬ生かしていくべきだとの考え方を明らかにして、私的な形で訪問したときに決めたことを、公的な形で迎えるということではなくて、今回が公的なものの始まりであると答え、今後は相互平等の立場で友好関係を結んでゆく方向であることを強調した。また山本捷雄議員（民主自由クラブ）が、海外からのこの種の来訪者に関する経費について、どこまで公費負担とするかの基準を明確にしておくべきではないかと質したのに対し、市長は今後の重要課題として検討しなければならぬと答弁した。

本議案の付託を受けた総務企画常任委員会は、九月一七日に開かれた。その審査で、三堀義一、野島一三、加藤三郎（以上、民主自由クラブ）、高山年正（新清同志会）、滝沢茂男（昭和新政会）の各委員と理事者との間で、五〇〇万円という額の妥当性、昆明市との交流による具体的なメリット、歓迎実行委員会の運営についての手続上の問題等の諸点について質疑が行われた。

委員会における採決では、滝沢委員が、国の施策を待たないでの国際的な儀礼費を計上することは基本的に了解できず結論を出せない、として態度を保留した他は、全員異議なく可決すべきものと決定した。九月二二日の本会議では、総務企画常任委員会の報告に続き、関根宗四郎（昭和新政会）、大山正雄（共産党）両議員による賛成討論があり、採決の結果全員一致で本議案は原案のとおり可決された。これによって、本市においては、昆明市との都市提携に対する本格的な取り組みが正式に開始されることとなった。

なお、李原市長はじめ昆明市訪問団一行は、予定通り九月三〇日に議会を公式訪問し、広谷甲二議長、浅野明夫副議長等と懇談した。また一行はその後鶴沼海岸の聳耳記念碑を訪れ、国境を越える二つの市の仲立ちとなった偉大なる音楽家を偲びつつ献花を行った。

一般質問での主な論点

本定例会の一般質問は、九月二二日、二四日、二五日の三日間に、民社クラブ、共産党、公明党、市政市民会議、社会党、民主自由クラブの六会派から一〇人の議員が、市民病院の増床問題、中央卸売市場開設までの対応、藤沢駅周辺の諸問題、地下街のガス爆発防止対策、東部下水処理場建設の進行状況、市街化調整区域内の下水道整備、国際障害者年の行動計画、合成洗剤追放への取り組み、新庁舎建設の財源問題、中小企業の近代化対策等の諸点を取り上げた。

国鉄藤沢駅 すでに述べたように、藤沢駅北口再開発事業は前年九月に一応の完成をみたが、これに並行する**駅ビル問題** 形で国鉄サイドで進められてきた国鉄藤沢駅の新しい駅舎の建設が、昭和五二年三月の着工以来

三年二カ月間の工事を経て完成した。本年六月一日から使用が開始された新駅舎は、北口人工広場とつながる南北自由通路を持った橋上型の建物である。国鉄ではかねてより、新駅舎の完成に伴って取り壊される南口旧駅舎の跡地と、北口に残る旧貨物ヤード跡地を含む国鉄用地とに、新しいターミナル・ビルの建設を計画していた。

そして、本年三月末には東京南鉄道管理局内に「藤沢駅ターミナル担当室」が設置され、新駅舎開業と同時にビル建設計画が具体的な動きを見せ始めていた。

しかしながら、計画通りに駅ビルが完成すれば、駅を挟む南北両側に計八〇〇〇平方メートルの物品販売スペースが生まれることになる。前年秋の「丸井」開店によって激化したといわれる駅前商戦が、この駅ビルの出現で一層過熱することは必至であるだけに、商工会議所初め地元の商店は、強い警戒感をもって計画のなりゆきを見守ってきた。市議会においても、一歩対応を誤れば三年前の北口再開発ビル核テナント問題と同じような紛糾



国鉄藤沢駅の橋上駅舎落成式（昭和55年6月1日）

事態になりかねない要素を孕む問題であるだけに、市側の対応を注目し、すでに昨年一二月定例会および本年六月定例会の一般質問において、この問題が取り上げられていた。

二四〇の一般質問では、桑原正一議員（共産党）が、右に述べた国鉄側の動きや担当者の説明を紹介したうえで、具体的なプランが国鉄から示される以前に、市としての統一見解を固めておく必要がある、そのためには建設局のみに任せず、市の各局と商工会議所、地元商店街、土地問題専門家、市民代表等を集めた市独自の駅前プランづくりに取り組むべきではないかと質問した。これに対して大林順一郎建設局長は、建設局だけの問題ではなく民生局や企画担当部局でも取り組んできた問題であり、国鉄側の計画が順次明確になってくるのに対応して、全庁的に検討を進めてゆきたい、と答えた。さらに桑原議員が、八〇〇〇平方メートルの物品販売スペースを取りたいという国鉄側の希望について、市の商工サイドとしての見解を質したのに対し、柴幹夫民生局長は、物販フロアーを最小限にとどめ公共的スペースを増やすように国鉄に申し入れており、八〇〇〇平方メートルという物販スペースについては現在の商業環境からみて消極的に受けとめている、と答えた。また二五日の一般質問で、山本捷雄議員（民主自由クラブ）は、建設される駅ビルが商業的側面のみならず、景観や機能の面でも十分考慮されたものとなるように、市の見解を国鉄側に訴えるべきではないかと質問した。これについて大林局長は、藤沢の玄関口と

して風土にあった景観をつくりあげるよう関係機関と協議したいと答えた。さらに山本議員が、駅南口広場が機能的にも景観上も好ましくない状況にあることを指摘し、これを市民に利用しやすい形で北口と同様の整備ができないかと質問したのに対し、大林局長からは、今後江ノ電側と名店ビル側に一本ずつ二階デッキを繋ぐ予定ではあるが、北口のように大きくかぶせる形は考えていない、との答弁があった。

この駅ビル建設計画の具体的内容が国鉄側から明示されるのは、翌年六月のことであるが、それ以前に、商工会議所や地元商店街の意向、消費者の意見、人や車の流れの予測等を十分に勘案し、市の都市計画や商工行政に支障をきたすような事態の生じることを防ぐため、市として適切な準備体制を整えておく必要がある。そうした認識が、前に北口再開発ビル問題で苦い経験を持った市議会にも広まりつつあることを、以上の一般質問は示すものであった。

市民病院の増床問題 藤沢市民病院は、昭和四六年に開設されて以来ベッド数三〇〇床、医師四八人、看護婦二二三人の総合病院として、市民の健康を守る最前線の役割を果たしてきた。しかし他方では、市が単独で運営する病院事業という性格上、設立当初から厳しい財政状況を余儀なくされ、毎年度の赤字額を一般会計からの繰入れで補うことがなれば永続的に行われてきている。本年度の病院事業費決算においても一般会計からの繰入れは約七億九一三万円に上り、前年度の繰入額よりも約三四九万円も増加している。

すでに述べたように、この事業費決算は九月二二日の本会議で認定された。しかし、この審査を付託された九月一六日の文教厚生常任委員会では、各委員から病院の運営のあり方と経費に関する問題が、多面的に取り上げられた。このなかで、浅野明夫委員（民主自由クラブ）は理事者側に対し、「都市医療施設本来のあり方と財政とをいかに調和を図るべきか、このへんで改めて見直すべき時期にあると思料される」という監査委員の指摘を

挙げ、これらの点を踏まえてどのように取り組んでいるかを質した。これについて荻原万寿則市民病院事務局長は、医療内容と採算のかねあいは難しい問題であるが、実質的な赤字をいかに減らしていくかが最大の課題であり、現在病院内で薬の購入方法や診療件数を増やす方法等各種の見直しを行っている、と答えた。

二四日の一般質問では、桑原正一議員（共産党）が病院のベッド数不足の実態を指摘し、市民病院運営協議会のなかで示された一五〇床増床計画案について、市長および病院長の基本的な考え方を質した。これに対し、市長は三〇万都市における基幹病院としての位置付けを明確にし、県の保健医療計画（かもめ計画）と本市の地域保健医療計画とを含めた全体の医療体系の中で市民病院の役割を考えていくことが必要であると答えた。また、山岸三木雄市民病院院長は、この増床案が市民の医療ニーズと経営改善の二点を主な目的としたものであり、五五年度予算書の方式にならって試算するならば、この増床によって経常支出が減少することはほほ自信をもって言えると答弁した。二五日の一般質問では、舛居祐三議員（社会党）が、現在の市民病院の機能のなかで欠けている部門を充実させながら増床を図ることによって、採算面との両立を可能とする方法があるのではないかとし、市長の見解を質した。これについて市長は、今後の計画のなかで、総花的になるよりもできるだけ重点的に考えていくという姿勢も十分に考慮しながら、内部検討を進めていきたいと答弁した。

下水道整備

この問題は、長谷川忠勤（民社クラブ）、渡辺光男（民主自由クラブ）、宮坂政弘（同）の各議員の質問で取り上げられた。本市の下水道事業は、昭和三〇年七月に藤沢東部・北部・西部、鶴沼東部等八七五・七七ヘクタールを対象として、旧下水道法第二条による事業認可を受けて始まった。そして三九年八月、辻堂西海岸に建設した南部下水処理場が運転を開始するとともに、この年九月には、新たに辻堂北部・南部、浜見山地区等五八二・三三ヘクタールが下水道法第四条によって対象区域として認可された。その後、四

四年三月、四七年三月に江の島、片瀬、羽鳥、鶴沼南部、大庭等の各地域が、五二年九月と五四年二月には東部の柄沢、村岡等がそれぞれ対象地区として認可を受け、南部処理区と東部処理区との対象区域の合計は三一〇九・三ヘクタールの広さに及んでいる。これに伴い、本市の下水道普及率も飛躍的に伸び、五五年度の普及予定は四五パーセントと神奈川県下で第一位となっている。おりしも本年七月一九日には、境川に接する大鋸地区に建設が予定されている東部下水道処理場の起工式が行われ、五六年度から始まる国レベルの第五次下水道五カ年計画に対応した、下水道整備事業推進の新たな一歩が踏み出されていた。こうしたときにあたり、一般質問では、長谷川議員が、第五次五カ年計画を進めるにあたって市としての財源確保の見通し、特に受益者負担について市側の見解を質した。これについて市長は、建設省案による本市の事業費枠は第四次計画の約二倍の四六〇億円になる。しかし、大蔵省の査定を受けた最終結果が現時点では不明であるので、市費の財源投入見込みも含めて、国の枠の決定後に明らかにしたいと述べた。また受益者負担について、平川秀雄下水道部長は、南部処理区の受益者には、事業費の四分の一を負担してもらおうという現行の受益者負担制度を建設省令に基づいて行ってきただけで、都市計画法の改正により今後は条例で行うことになったため、条例案を一二月議会に上程する予定で検討を進めている、と答弁した。渡辺議員は、前述の東部下水道処理場の起工式以後の状況について住民の関心が高まっていることを指摘し、今後の進め方を含めて現在までの進捗状況を質問した。これに対して市長からは、五九年度の処理開始を目標とした計画のもとで今年度は場内の地盤改良と揚水施設の基礎および仮設工事を行うこと、用地の未買収部分については今年度中に取得すべく努力していること、管渠については汚水を主体として処理場、ポンプ場周辺から整備を進めること等を説明した。宮治議員は、市西北部の市街化調整区域内にある住宅に對する下水道整備問題を取り上げ、「都市計画決定がなされていないから接続はできない」というたてまえ論だけ

では市民は納得することはできないと考えます」と述べて、相模川流域下水道の調整区域を通る幹線との接続の可能性について市の見解を質した。これについて平川下水道部長は、市街化調整区域内は現行の都市計画法上公共下水道として事業認可を受けられないので国庫補助の対象とならないため、市の単独事業として行うしかないが、財源調達の方法などに問題があることを説明したうえ、今後は流域の関連都市と連絡をとって検討を進めていきたいと答えた。

その他の追加議案および意見書等

本会議最終日の二五日には、一般質問の終了後、三件の工事請負契約の締結についての議案が上程され、質疑ののち、いずれも原案のとおり可決された。つづいて、任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員について、市長から提案があり、異議なく同意された。また、「福祉施策の推進に関する意見書」と「金大中氏の助命救援の緊急措置に関する要望決議」について、提案者を代表して長谷川忠勤議員（民社クラブ）から提案理由の説明があり、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決された。

四 昭和五五年一二月定例会（一月二六日～二月一九日）

一二月定例会は、一月二六日から二月一九日までの二四日間を会期として開かれ、石けん利用推進委員会の設置および運営に関する条例の制定、藤沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の制定、中央卸売市場電気工事請負契約の変更等三四議案と、昭和五四年一般会計等一二決算の認定、行き届いた学童保育を求める請願等請願三件が上程された。

昭和五十四年度決算の審議

五十四年度一般会計と北部第一土地区画整理事業費等一特別会計決算の認定は、一月二十六日の本会議初日において、議事日程の決定と議長報告にひきつづき一括上程された。今回上程された決算の総額は、一般会計では歳入総額四六二億三三四七万円、歳出総額四三九億三二八八万円、一特別会計の合計は歳入総額二五三億五一六一万円、歳出総額二二三億七八一五万円であった。この日、決算審議に先立って葉山峻市長が五十四年度の主な施策の成果と予算の執行状況について約三〇分間にわたって説明し、日程を終了した。一日おいた二十八日には、舛居祐三（社会党）、大山正雄（共産党）両議員による質疑ののち決算特別委員会の設置が決定され、広谷甲二議長から指名された一四人の委員によって全決算の審査が行われた。

同特別委員会は、同日の委員会で委員長に小沢定雄委員（民主自由クラブ）、副委員長に小川竹次郎委員（市政市民会議）をそれぞれ選出したのち、一月一日から四日までの四日間にわたり、一般会計から順次、日程に従って審査を行った。これらの審査において、市職員と地域労働者との賃金の比較、市民会館の利用者減少の原因と対策、自主防災組織の拡充強化策、五十四年度工場排水調査の内容と結果、荒廃農地の面積とその解消策、漁業経営および水揚げ高・出荷のルート、小学校の学内事故防止対策、公債費の状況と今後の見通し、超過負担の現状と解消のための国への運動、交通災害共済事業の今後のあり方等の諸点が、主な質疑の対象として取り上げられた。決算特別委員会の審査は、一月四日の討論と採決で終了し、この結果は一七日の本会議に報告された。

本会議では、委員会報告に続き、藤谷昌男（共産党）、宮治政弘（民主自由クラブ）、舛居祐三（社会党）、岸

本英夫（公明党）、津田萬次郎（市政市民会議）、鈴木明夫（民社クラブ）、関根宗四郎（昭和新政会）、高山年正（新清同志会）の各議員が決算に関する代表討論を行った。これらの討論では各会派から「自転車についての条例を制定し置場を増設してほしい」（共産党）、「北口再開発事業は多額の債務負担行為を専決処分て処理したとなどで問題を残したといえるが、今後は第三ビル問題の早期解決を求める」（民主自由クラブ）、「中央卸売市場は断固たる決意で開場まで全力をつくしてほしい」（社会党）、「総合病院の誘致や、市民病院の増床に積極的に取り組んでほしい」（公明党）、「工場排水とともに家庭雑排水についても計画的な取り組みを望む」（民社クラブ）、「校内暴力に対し、教育現場の教師を中心とする教育の原点に立ち戻った取り組みを望む」（市政市民会議）、「高齢化社会に対する施策の充実を期待する」（昭和新政会）、「公債費比率の上昇を抑制するために努力してほしい」（新清同志会）等の要望、意見が出された。採決の結果、認定第八号と第一五号の競輪事業費関連二決算は賛成多数（共産党が反対）、第一六号の中央卸売市場事業費特別会計については態度を保留した共産党以外の全員が賛成、五四年度一般会計と他の八特別会計の決算は全員異議なく、いずれも認定された。

合成洗剤追放に関する条例制定の直接請求

本定例会において最も注目を集めた議題は、議案第六二二号「藤沢市石けん利用推進委員会の設置および運営に関する条例の制定について」であった。これは、市内における合成洗剤の使用を全面的に禁止する条例の原案を起草するために、市長の諮問機関として右の名称をもつ委員会を設置することを目的とし、同委員会の性格、構成、活動期間、活動内容等を定めた条例を制定しようとするものである。この条例案の特色は、その内容もさることながら、それが藤沢市議会史上初めて行われた、住民による条例制定の直接請求に基づくものであるという

第3節 昭和55年度

表55—3 藤沢市石けん利用推進委員会の設置および
運営に関する条例制定請求の経過

年月日(昭和)	事	項
55. 9. 8	請求代表者証明書の交付申請	
55. 9. 16	同証明書の交付及び交付した旨の告示	
55. 9. 17	署名の収集開始	
55. 10. 16	署名の収集期間終了	
55. 10. 20	署名簿の提出及び受理	
55. 10. 21	署名の審査開始	
55. 11. 8	署名簿の縦覧期間及び場所の告示	
55. 11. 9	署名の審査期間終了	
55. 11. 10	署名し印をおした者の総数(27,912人)及び有効署名総数(25,132人)の告示	
55. 11. 10	署名簿の縦覧開始	
55. 11. 16	署名簿の縦覧期間終了	
55. 11. 17	署名簿の返付、異議の申出のない旨及び有効署名総数の告示	
55. 11. 20	条例制定請求	
55. 11. 25	同請求の受理	
55. 11. 25	請求の要旨等の告示及び公表	

点にある。すなわち、さる一月二〇日、地方自治法第七十四条第一項の定めるところに基づき、市の有権者二万五一三二人の署名をもって直接請求された条例案が、市に受理され、同法第七十四条第三項の規定に従う市長の意見が添えられて、本定例会に上程されたのである。それゆえ、議会がこれをどのように審議し、如何なる結論を出すかという点については、広く市民やマスコミの多大な関心を呼んだのであった。

合成洗剤の使用が、工場排水と並んで、河川や湖沼の水質汚染の大きな原因となっていることは、早くから一部の科学者や公害問題の専門家によって指摘されていた。しかし、これが大きな社会問題として人々の関心を集めるに至った契機は、京阪神地区の水源である琵琶湖における、ここ数年来の急激な水質汚染とアオコの大量発生事件であり、またこれに対処するために滋賀県が前年九月に行った「琵琶湖富栄養化防止条例」の制

定であった。全国で初めて合成洗剤の使用規制が盛り込まれたこの条例は本年七月から施行されたが、これを先駆けとして、以後同様の対策（例えば、公共施設での合成洗剤の使用をやめ石けんに切り替えるなど）に取り組む自治体が相次ぐことになった。

神奈川県でも、問題は深刻であった。前年九月に、相模川の上流にある相模湖の水のなかで、大量のアオコが発生していることが発見されたのである。県では、一時的な取水制限処置を講じるとともに、抜本的な対策にのりだし、本年三月から県の施設での有リン合成洗剤の使用を禁止すると同時に、県内各市町村長に対して合成洗剤対策への協力を呼びかける通知を発した。

言うまでもなく、相模川の水を水道水として利用している藤沢市民にとって、この事態は、合成洗剤による水質汚染問題がもはや他人事ではなくてきてきていることを意味した。それゆえ、消費者運動や環境保護運動に携わる人々および主婦層を中心とした合成洗剤追放運動への本格的な取り組みが、藤沢市においても始められるようになったのである。そしてこの年の一二月には、早くも合成洗剤追放に関する二件の陳情が提出された。これらの陳情は、翌五五年三月の総務企画常任委員会で、いずれも趣旨了承と決定されたが、以後本会議の質問のなかでもこの問題が三回にわたって取り上げられることとなった。すなわち、本年二月定例会の代表質問では黒江貞子議員（社会党）と村上伸議員（公明党）が、滋賀県での実践例や科学者によるマウス実験の結果等を参考に、市長にこの問題に対する基本姿勢を質している。また本年九月定例会の一般質問でも西条節子議員（市政市民会議）が、アオコの発生した相模湖の水を議場に持参して汚染状況を示し、市当局の早急かつ徹底した対策の必要を指摘した。

こうした事態のなかで藤沢市では、本年六月四日付で市長通達を庁内に出し、市の公共施設での合成洗剤の使

用を止め暫時石けんに切り替えていくことを決定した。しかしながら、市の公共施設のなかだけでの使用規制では、水質保全にとって実質的效果が望めないことは、誰の目にも明らかである。しかも合成洗剤は、食器や衣類の洗濯のみならず洗髪や歯磨きに至るまで、市民生活のあらゆる部分に浸透し、その年間生産シェアも石けんを遙かに上まわる率に達するといわれている。それだけに、より徹底的・長期的・包括的な対策を講じる必要があると同時に、広く市民全体への啓蒙活動が不可欠であり、それらは市が先頭に立って推進してこそ効果的たりうるとする市民の意識が、前述の運動に携わる人々の直接行動を促し、今回の直接請求に結実したといっべてよいであらう。なお、この運動は隣接する鎌倉市においても展開され、同様の内容をもつ条例制定の請求が、時期を同じくして鎌倉市議会にも提出されている。

本市における直接請求のための実際の活動は、九月八日の請求代表者証明書の交付申請に始まった。以後一月二五日の請求の受理、要旨の告示および公表に至るまでの約二カ月間の経緯は、表3に示されるとおりであり、署名の収集は九月一七日から一〇月一六日までの一カ月間に行われた。この結果、地方自治法第七四条の規定するところの、市内有権者総数（昭和五五年九月一〇日付で告示されたもの）の五〇分の一にあたる四〇三五人を大きく上まわる、二万七九一二人の署名が集められた。市選挙管理委員会による規定の審査および署名簿の縦覧等の結果、有効署名数は二万五一三二人と認められた。こうして、一月二〇日に、市内在住の山田宗睦氏他六人の請求代表者の名のもとに、条例制定請求書および「藤沢市石けん利用推進委員会の設置および運営に関する条例（案）」が提出されたのである。

すでに述べたように、この条例案は議案第六二号として一二月五日の本会議に上程された。結論からいうと、本条例案は議会での審議の結果否決され、本市の条例として日の目を見ることなく終わっている。けれども、本

市議会史上初めての住民による条例制定直接請求であるという歴史的意義に鑑み、また当時の合成洗剤問題に対する市民の危機意識を端的に伝える意味においても、本市議会史の記述のなかに記録しておく価値があらうと思われる。したがって以下少しく長文にわたるが、条例案の全文と市長の意見を記載しておく。

「藤沢市石けん利用推進委員会の設置および運営に関する条例（案）」

（前文）

わが国は、戦後の高度成長経済によって世界でも屈指の工業社会を形成した。一方、市民生活においては、物質的な豊かさが優先する文明が支配的となった。

しかし、同時にそれは、生活環境を悪化させ、人間が生きるための条件を自らが侵してきたことも意味する。今日、生態系の破壊は、生き続けるわれわれにとっても、また、わが子孫たちの生存にも危機を及ぼすものである。われわれが住む藤沢市は、その縮図であり、おそいかかる危害を克服するために、すべての市民の英知と力をより一層結集しなくてはならない。

合成洗剤は、この工業社会が生み出し、市民生活のなかでくり返し、しかも、直接使用される点で、重大な危害の要因となっている。合成洗剤が湖沼や河川、そして海、土壌を汚染していることは、境川・引地川・相模湾の調査をもつても明らかである。

太陽と潮風の街藤沢、そのシンボルであり、東洋のマイアミビーチとして清澄を誇った江の島海岸の姿は今はなく、ヘドロと汚濁の底で、私たちに何をなすべきかを訴えている。そしてまた、漁業においても、漁獲量の低減、奇形魚（アマダイに特に多い）の発生、ノリの収量の減少、養殖ワカメの質の低下等、わず

か二〇数年の間に、目にあまる環境破壊の影響が現れている。

さらに合成洗剤が、使用する人間の身体に皮膚障害をおこした事実は、生活体験からみて枚挙にいとまがない。この事実をもとに続けられてきた研究・実験の結果からは、肝臓障害・奇形児発生・発ガン補助作用・精子破壊への影響などの危険性が明らかとなっている。こうした合成洗剤のもつ反社会性に立ちむかうため、現代を生きる誰もが人間と自然の調和、人間自身の保全を回復する方策について、その努力を惜しまず、責任をもつべきである。

そこで、まず、わが藤沢市において、生活者一人ひとりが石けんの使用へ切り替えることは、危険な合成洗剤を追放する基本となる。また、それにより、市民による市民のための健全な生活と住み良い街づくりのための新たな展望が開けることを確信する。ここに、人間の健全な社会生活を求めて市内における合成洗剤の販売及び使用を禁止する条例化をはかるための石けん利用推進委員会の設置および運営を目的とする本条例を制定する。

したがって、この条例の制定は、合成洗剤を追放するために行政・議会・市民が一体となって努力し、県に対しても働きかけることの始まりであって、結果ではないことも付言し制定するものである。

(目的)

第一条 この条例は、人間生活と自然の調和ある営みを守るため、人の健康の破壊と生活環境の汚染の原因となつてゐる合成洗剤の、市内における販売および使用を禁止する条例（以下「禁止条例」という。）が、できるだけ近い将来に制定されることを期し、かつ、禁止条例の制定までの間、市長が、その制定の実現のためにとるべき有効かつ適切な諸施策の立案および推進のため、市長の附屬機関として、石けん利用推進委員

会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営の基本を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「合成洗剤」とは、家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第一〇四号）の規定の適用を受ける合成洗剤で同法第三条の規定に基づく告示によるものをいう。

2 この条例において「石けん」とは、家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第一〇四号）の規定の適用を受ける石けん、同法第三条の規定に基づく告示によるもののうち、純石けん分以外の界面活性剤が含まれないものをいう。

3 この条例において「公共用水域」とは、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第一三八号）第二条第一項に規定するものをいう。

（委員会の設置）

第三条 市に委員会を置く。

2 委員会は、一八名の委員をもって構成する。

（委員の任命）

第四条 委員は、市長が任命する。ただし、委員には、次に掲げる者が各一名以上参加しなければならぬ。

(1) 市を代表する者

(2) 議会の議員

(3) 商工業者

(4) 農漁業従事者

(5) 学識経験者

(6) 労働団体の推せんする者

(7) 一般住民

(委員の任期)

第五条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることが出来る。

(委員長・副委員長)

第六条 委員会に委員長および副委員長各一名を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会議を主宰し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、委員長の職務を行ひ。

(会議)

第七条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、その委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(議事の決定)

第八条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（会議の公開）

第九条 委員会の会議は、公開する。

2 委員会の会議の経過および議事は、市公報に掲載して公表する。

（委員会の職務）

第一〇条 委員会は次の職務をおこなう。

（1） この条例施行の日から二年以内に、禁止条例の草案を作成し、市長に提出する。

（2） 禁止条例が制定されるまでの間、市長が市の諸施設および公共施設の関係者が、合成洗剤の使用を漸次廃止し、石けんを使用するよう、関係機関に対しておこなう勧告や、諸施策の推進のために、事実を調査し、諸施策案を作成して、市長に提出する。

（3） 禁止条例が制定されるまでの間、市長が、学校、病院、集団給食事業等の関係者が、合成洗剤の使用を廃止し、石けんを使用するよう、関係機関に対しておこなう勧告や、諸施策の推進のために、事実を調査し、諸施策案を作成して、市長に提出する。

（4） 公共用水域におけるりん、窒素、界面活性剤等による水質汚染の実態を調査し、その結果を市長に提出する。

（5） 禁止条例が制定されるまでの間、市長が、市民に対して、合成洗剤の使用を漸次廃止し、石けんを使用するよう促し、合成洗剤のおよぼす害毒についての啓蒙のための教育・宣伝活動をおこなうために、事実を調査し、諸施策案を作成して、市長に提出する。

（6） 神奈川県全域における合成洗剤の販売および使用を禁止する条例の制定を実現するため、市長がお

こなう教育・宣伝活動および関係機関への勧告・提案のために、事実を調査し、諸施策案を作成して、市長に提出する。

(市長の責務)

第一条 市長は、委員会が求めるときは、委員会の会議に出席しなければならない。

2 市長は、前条各号の規定により委員会から提出された条例草案、諸施策案および調査結果を尊重し、禁止条例の制定のために努力しなければならない。

3 市長は、委員会が前条各号の職務をおこなうにあたっては、委員会の求めに応じて、適切な援助その他の処置を講じなければならない。

(施行期日)

第二条 この条例は、公布の日から起算して六か月を超えない範囲において、規則で定める日から施行する。

「藤沢市石けん利用推進委員会の設置および運営に関する条例制定についての意見」

今回の地方自治法第七十四条第一項の規定にもとづく条例制定の直接請求は、合成洗剤による人体と環境に及ぼす影響を憂慮し、人と環境とが調和した良好な生活環境を求めようとする趣旨と思われる。

このことは、本市のめざす都市像「みどり」と太陽と潮風のまち藤沢、市民による人間都市藤沢」の基本理念とも一致するものである。

したがって、全国に先がけ、河川をきれいにする都市宣言を行い、以来、境川、引地川を中心に河川浄化に努め、また、リンによる水質汚濁を考慮して、すでに有リン合成洗剤の市施設からの追放、市職員の家庭

における使用禁止、さらに市民への使用自粛の呼びかけを行っている。

しかしながら、合成洗剤の人類、その他生物の生存に及ぼす影響等については、さらに科学的考察が要求されると同時に、広域的立場から対応することが適当であると考えられる。

本市としては、疑わしきは使用せずの原点にたち、合成洗剤は使用しない方向で市民と一体となって運動をすすめていくとともに、これらをふまえて、今後とも総合的に慎重な検討をしていきたい。

昭和五五年一月五日

藤沢市長 葉山 峻

この条例案と意見書についての、本会議での質疑は二月八日に行われ、山本捷雄（民主自由クラブ）、大山正雄（共産党）、関根宗四郎（昭和新政会）の各議員から質問があった。ここでは主に、次の二点が問題として取り上げられた。第一は、立法論上の解釈の問題である。すなわち、本条例のいう石けん利用推進委員会には二年内に禁止条例の草案を起草するという機能をあらかじめ付与されているが、こうしたことが地方自治法第一三八条の四および第二〇二条の三に定める「普通地方公共団体の執行機関の附属機関」の役割として認められるのかという点である。

これについては、葉山市長および山本篤三郎企画調整局長から、市長の諮問事項をあらかじめ条例で規定するという特異な性格をもつが、基本的には審議会であると解釈している、との説明があった。第二は、市長の意見のなかに、合成洗剤追放に対する賛否両論の見解が含まれているのではないか、すなわち、本条例案について肯定・否定の両方に解釈できる意見が述べられているのではないか、という問題である。この点について市長は、合成洗剤の環境・人体および他の生物に及ぼす影響についての科学的考察、河川の水質汚濁に対する広域的な対

応、住民運動の広がり等を総合的に踏まえて検討する必要があるとの答弁を行うにとどまった。

これらの質疑ののち、本条例案の審査は文教厚生常任委員会に付託されたが、同委員会では同時に、今回の直接請求に反対する立場から出された八件の陳情の審査も行われることになった。これらの陳情は、合成洗剤メーカーの団体である日本石けん洗剤工業会や洗剤などを扱う小売り業者の組合、住民有志等からのもので、いずれも、国民の生活必需品として定着している合成洗剤の高洗浄能力、便益性、安定供給力等を擁護し、その危険性についてはまだ科学的に議論の余地があり、有リン・無リンを問わずすべての合成洗剤の一律な全面使用禁止には反対であり、そのための委員会設置を目的としている条例については議会の慎重な審議を求めるといった内容の陳情である。

こうして真っ向から対立する内容の議案と陳情の審査が付託された文教厚生常任委員会は、一二月一日の午前一〇時から開かれた。審査はまず、理事者側からの合成洗剤の人体および環境に与える影響、石けんの使用状況、合成洗剤と下水道との関係、神奈川県衛生研究所による合成洗剤と石けんとの毒性および洗浄力テストの結果等について、別紙資料に基づき説明から始まった。そしてそれらの説明を踏まえ、他の自治体の対応についての評価、販売禁止条例が制定された場合の罰則規定と憲法第二二条の保障する職業選択の自由との関係、合成洗剤に使用されている界面活性剤の毒性の範囲、石けん使用に切り替えた場合の衛生面の問題等の諸点をめぐって質疑が長時間にわたって交わされた。また午後には、宮地淳子委員（共産党）から「さらに科学的考察が要求される」との市長意見書の文言に鑑み、委員会として専門家を呼んで公聴会を開くべきではないかとの提案が出され、この提案の取り扱いをめぐって、六時間以上もの途中休憩が入った。この提案は、採決の結果反対多数で否決されたが、このため各委員による討論が始まったときは、既に午後九時を大きく過ぎていた。討論は黒江貞子

（社会党）、宮地淳子（共産党）、村上伸（公明党）、関根宗四郎（昭和新政会）、加藤照（新清同志会）、宮治政弘（民主自由クラブ）の各委員によって行われた。ここでは、請求者の意図は十分に理解できるが人体への影響等については科学的に立証されてはいない、環境汚染の問題には広域的な対応が必要であり本条例の制定だけでは実効性に乏しい、住民運動の高まりは評価すべきだがこの問題にはより広範な市民の合意が必要である。本条例案には執行機関の附屬機関としての権限を踏み外している内容も含まれると思われる、一地方自治体が施行しても憲法上の問題も含めて実効性に欠ける、現段階で合成洗剤を全面的に否定することは社会的混乱をもたらす、本条例案には反対だが、二万五〇〇〇人以上もの市民の意思を尊重して、この問題への取り組みを求める意見書の提出を提案する、等の見解が示された。そして挙手による採決の結果、本条例案は賛成者なく、否決されるべきものと決定した。またこれに伴い、前述の八件の陳情については、いずれも取り下げを承認した。この結果は、一二月一七日の本会議で西条節子委員長（市政市民会議）によって報告され、採決の結果、本議案は全員異議なく委員会報告どおり否決と決まった。なお、合成洗剤問題について、市民と一体となった積極的な取り組みを市長に求める「合成洗剤及び石けんに関する決議」は、最終日の一九日の本会議に議案第七九号として上程され、全員異議なく原案のとおり可決された。

その他の議案、意見書および人事案件、一般質問等

右に述べた昭和五四年度一二決算と合成洗剤問題に関する条例制定および決議以外の三二議案の、本定例会における審議の経過は、次のとおりである。すなわち、昭和五五年度一般会計補正予算、専決処分承認、工事請負契約の変更等二六議案が二月五日に上程され、工事請負契約の変更（中央卸売市場電気工事）、職員退隠料

等条例の一部改正について等五議案が八日に原案のとおり可決または承認、藤沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の制定、一般職員の給与に関する条例等の一部改正、市道の認定、五五年度一般・特別会計補正予算等第二議案が一七日に原案のとおり可決となった。このうち、藤沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例とは、前項で触れたように、都市計画法第七五条第二項の規定に基づき公共下水道事業に要する費用の一部について、当該事業の受益者から負担金を徴取するために、受益者の範囲、負担率、徴取方法を定めたものである。条例は全文一九箇条と付則から成り、受益者の負担率は四分の一と定めている。この議案は、一月九日に開かれた都市建設常任委員会における審査を経て、一七日の本会議で原案のとおり可決となった。

本定例会における意見書については、「放射線照射のタマネギに関する意見書」、「灯油の供給と価格の安定に関する意見書」、「自動車関係諸税の増税反対等に関する意見書」、「国際障害者年の国内行動計画の策定等に関する意見書」、「養護学校の児童・生徒の通学に関する意見書」の五意見書が一九日の本会議に上程され、同日いずれも原案のとおり可決された。また、一〇月以来二カ月以上も空席が続いていた教育長の後任者としては、小論文雄県立野庭高校長の任命が提案され、同日同意された。上程された三件の請願については、就園奨励費補助に対する請願が採択、行きとどいた学童保育を求めるとの請願が不採択、ニチイ辻堂店の出店についての請願が継続審査となった。

一般質問は、一月十七日、十八日、十九日の三日間に、昭和新政会、社会党、共産党、公明党、新清同志会、民主自由クラブ、新自由クラブ、市政市民会議の八党派一一議員によって行われた。そして、駅前放置自転車対策、羽鳥踏切立体化工事計画、中央卸売市場の入場問題、新総合計画の初年度実績と後期の財源確保の見通し、下水に関する諸問題、農地の宅地並み課税への対応、老人の生きがい事業の推進状況、環境アセスメント条

例制定の可能性、総合病院誘致の経過、厚木基地への対潜哨戒機（P3C）の導入問題等が、主な論点として取り上げられ、質疑が交わされた。

五 昭和五六年二月定例会（二月二十五日～三月二十六日）

二月二十五日から三月二十六日までの三〇日間を会期とし、中央卸売市場業務条例の制定、下水道条例の一部改正、市税条例の一部改正、昭和五五年度一般会計補正予算他八特別会計補正予算、五六年度一般会計予算および下水道事業費特別会計等一五特別会計予算、教育委員会委員の任命等六八議案、農地等の固定資産税に関する請願等六件の請願が上程された。

これらの議案のうち、五六年度に関わる予算と条例の一部改正等二三議案については、二月二十五日の本会議で、葉山峻市長から施政方針の説明が行われた。このなかで市長は、五六年度を「財政再建元年」とする政府の緊縮財政の方針によって、地方自治体の行財政運営に新たな困難が生じてきていること、輸出依存型の自動車、電気産業を中心とする本市の法人税収入に減少の傾向が見られることを強調し、限られた財源のなかで財政の健全性に留意しながら、市民の要望をできるかぎり配慮して五六年度予算を編成したと述べた。また市長は、限られた資源の有効な利用によって国民生活の向上を図るためには、地方の経済社会の発展に見合った市民の生活環境と福祉に対して優先的に公共投資を行うように転換すべきであると述べ、分権と参加を保障する民主的な地方行財政制度の改革に向けて、粘り強い運動を進めていく決意を明らかにした。三月一日、一日、一二日の三日間に各会派の代表質問が行われ、つづいて一三日より二三日までの間の予算等特別委員会での審査を経て、最終日の二六日に代表討論と採決、人事案件および意見書等について審議と採決を行うという日程で、議事が進めら



完成した中央卸売市場（昭和56年4月2日開場）

れた。

また三月五日の総務企画常任委員会、江の島関係の浮世絵の購入、物価抑制を求める請願四件等、二月二〇日と三月二日の都市建設常任委員会では資源再処理工場建設の陳情、大庭地区での下水圧送管亀裂事故の処理問題等がそれぞれ審査された。三月三日の経済観光常任委員会では、次に述べる中央卸売市場業務条例の他、ニチイ辻堂出店に関する請願と陳情、三月四日の文教厚生常任委員会では市民病院事業会計補正予算等が、主な審査の対象となった。

中央卸売市場業務条例の制定

藤沢市中央卸売市場は、昭和五二年九月の敷地造成工事の着工以来三年六カ月を経て、ようやく本年四月二日より業務を開始する運びとなった。これに伴い、卸売市場法第九条第一項の規定に基づいて、市場の業務運営および施設の管理等基本的な事項について定めた業務条例が議案第一一六号として、本定例会に上程された。

この卸売市場は、藤沢・茅ヶ崎両市を開設区域として、青果物およびその加工品を扱う市場で、市内稲荷の引地川に程近い約一四万平方メートルの敷地に、約九〇億円の費用をもって建設された、県下で三番目の中央卸売市場である。言うまでもなく野菜や果物等の青果物は家庭において日常的に消費される生活必需品でありながら、生産が自

然条件に左右されやすく、しかも貯蔵がきわめて困難であるという特性をもつ。したがって、新鮮な青果物の安定供給を確保するためには流通機構の整備が不可欠となる。昭和三〇年以来、藤沢と茅ヶ崎の両市では、五カ所の民間の地方卸売市場で市民への青果物の供給をまかなくなってきた。しかしながら、この十数年間に両市の人口は約二倍になる一方で、農耕地面積は半分に、また地場野菜の有力供給源である専業農家数も四分の一に減少してきている。このような消費人口の増加と供給能力の低下は青果物の流通に深刻な影響をもたらし、例えば昭和五三年度では、既存五市場の年間取り引き高に占める県内産の割合は三五・九パーセントにまで落ちこみ、他は県外からの集荷および京浜大手卸売市場からの転送荷に依存する状況となっている。

こうした事態に対処するには、国の価格補償制度の適用を受けることができ、大量取り引きによる流通経費の節減と安定取り引きのできる強力な集荷能力を持った大型中央卸売市場の開設が急務であり、生産者・卸売業者、小売業者、消費者のすべてに便益をもたらすものとしてその設置を求める声は、早くから上がっていた。すなわち、すでに一五年前の昭和四一年一二月に市内四市場から「中央卸売市場早期開設」についての陳情が出されたことに始まり、翌四二年六月には市民二五〇〇人から中央卸売市場建設の請願が出され、同年九月定例会会において採択されている。その後四七年一月には、卸売業者・小売業者・生産者・行政当局の代表者で構成される卸売市場近代化研究会が設置され、市場開設に向けて本格的な取り組みが始まった。そして五一年四月に国の第二次中央卸売市場整備計画の決定により、本市の計画が農林水産大臣から発表され、これを受けて五二年三月には市長の諮問機関として、市民と学識経験者で組織する中央卸売市場開設準備協議会が設置された。こうした経緯を経て五二年九月の敷地造成工事が始まり、本年四月の開場に至ったのである。

このように、中央卸売市場建設は、藤沢駅北口再開発、西部土地区画整理事業、東部下水処理場建設と並ぶ業

山市政二期目の四大プロジェクトの一つに位置付けられ、いわば藤沢市の地域経済発展の目玉として準備が進められてきただけに、この間の議会においても度々議論の中心として取り上げられてきた。今期の市議会だけを見ても、五年の六月定例会から五年の一二月定例会までの間、本会議での一般質問や代表質問で、次に示すように延べ一〇人の議員が中央卸売市場に関連する問題について質問を行っている。

五四年六月定例会一般質問 大山正雄議員（共産党）、井上正一郎議員（民主自由クラブ）

同一二月定例会一般質問 三堀義一議員（民主自由クラブ）、杉山幸春議員（同）

五五年二月定例会代表質問 田中和子議員（民主自由クラブ）

同六月定例会一般質問 鈴木恒夫議員（昭和新政会）

同九月定例会一般質問 大山正雄議員、宮治政弘議員（民主自由クラブ）

同一二月定例会一般質問 杉山幸春議員、井上正一郎議員

そして、これらの質問のなかで、建設工事の進捗状況、取付道路の整備、既存五市場の統合問題、地元生産者対策、開場後の運営方針等多岐にわたる問題について、各議員が市当局の見解を質してきた。特に市場統合問題については、藤沢市内の最大手市場である金中市場が、五五年五月になって新しい荷受け会社の役員人事をめぐる問題から中央卸売市場への参加を取り止めることを決定し、また茅ヶ崎の民間市場も参加に消極的な姿勢を見せ始めたことから、その後は本会議のみならず経済観光常任委員会においても、市側の対応に対する疑問がしばしば取り上げられることになった。例えば、五年の六月定例会で鈴木恒夫議員が、金中市場の不参加に市がどのように対応するかと質したのに対し、伊草昇助役は、同市場の翻意を促すために行政との一致点を見出せるようにできるだけ努力したいと答えている。また同年九月定例会の一般質問では、大山正雄議員が金中市場の不参加

の原因として小売り業者と市の話し合いが十分ではなかったのではないかと質問したのに対し、比留川久満中央卸売市場開設事務局長は、市場規模の拡大により一般売買参加人（小売り商）が競りに参加しにくくなるのではないかと不安をもっているので、小売り商が不利な立場にならないように十分に考慮して話し合っている、と答弁した。さらに一二月の定例会では杉山幸春議員が、全議員のなかでただ一人「地下足袋をはいて、一所懸命野菜をつくっている」生産者としての立場から、この問題の收拾に対して市長あるいは助役がどのように取り組んできたかを質した。これについても、伊草助役から、それまでの経緯を説明して、今後も精力的に話し合いの努力をする旨の答弁があった。

今定例会に上程された条例案は、全文八七カ条で、市場の適正かつ健全な運営を確保することを目的として、開場の期日、市場関連業者、売買取り引きおよび決済の方法、市場施設の利用、監督機関、市場運営協議会の組織等を定めたものである。二月二五日の本会議で、柴幹夫民生局長が提案を説明し、この条例案は中央卸売市場開設準備協議会の答申内容を十分に反映したものであることを述べた。この説明を受けて二月二七日には、桑原正一、大山正雄（以上、共産党）、内田末吉（公明党）各議員による質疑ののち、経済観光常任委員会に付託された。

同委員会は、前述のように三月三日午前一〇時五〇分から開かれ、本議案とともに議案第一二五号五五年度中央卸売市場事業費特別会計補正予算案の審査もあわせて行われた。ここでは、中央卸売市場開設準備協議会答申内容の検討をはじめ、小売り業者の市場参入手続き、出荷奨励金、卸売り業者の預託すべき保証金のあり方、地場物売り場の確保、事業計画の概要と取り扱いは高い予測、取付道路および周辺関連道路の整備状況等の諸問題をめぐって、各委員と理事者との間に熱心な質疑が交わされた。なお、出荷奨励金問題については、五六年度予算

との関連で、のちに触れる予算等特別委員会においても議論が集中することとなった。最後に、桑原正一委員から、開設準備協議会の答申を十分に尊重した運営を求めるという賛成討論があり、採決の結果本議案は全員が可決すべきものと決定した。この結果は、三月一〇日の本会議で、瀬川進委員長（社会党）から報告され、そして、大山正雄議員が賛成の討論を行ったのち、本議案は全員異議なく原案のとおり可決された。これにより中央卸売市場業務条例は、三月下旬に予定されている農林水産大臣の市場開設認可と同時に施行されることになった。

代表質問での主な論点

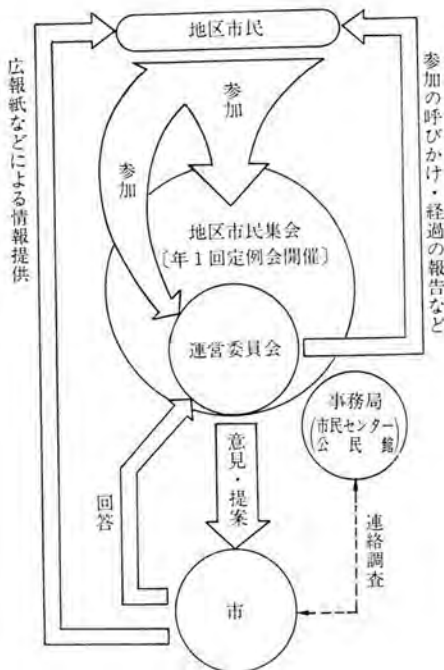
本定例会の代表質問は、前述のように三月一〇日、一日、二日の三日間に、平本昇策（民主自由クラブ）、黒江貞子（社会党）、松山三之助（公明党）、津田萬次郎（市政市民会議）、桑原正一（共産党）、滝沢茂男（昭和新政会）、長谷川忠勤（民社クラブ）、渡辺光男（民主自由クラブ）、瀬川進（社会党）の九人の議員によって行われた。新清同志会は質問を予定していたが、当日質問者が欠席したため、取り止めとなった。代表質問では、例年の代表質問と同様に、初日の本会議で行われた市長の施政方針説明に対し、市長の政治姿勢を中心として次年度の予算および重要政策に関するさまざまな問題が取り上げられた。具体的には、市の長期財政計画、教育問題、交通事故防止対策、市役所の昼休み窓口事務の実施如何、国際障害者年と障害者福祉、市民参加のあり方等问题になったが、ここでは特に多くの質問者に共通して取り上げられた二つの問題を取り上げておこう。

市民集会和市民参加　すでに述べたように、藤沢市の新総合計画は、その基本目標の一つとして、「市民の参加と連帯でつくるまち」がうたわれている。五六年度は、この新総合計画の後期実施計画を作成するため

の見直し時期にあたっており、地域における計画の作成と実施により多くの住民の意見や要求を反映させてゆくための新しい仕組みとして、本年二月に市から提案されたのが、「市民集会」の制度である。これは、従来行われてきた市政モニター、市民対話集会、広報委員等さまざまな広聴機能を一本化し、恒常的な市民参加のための集団広聴制度の確立を意図したもので、市内一二箇所の地区ごとに運営委員を選出し、新総合計画実施に伴う各地域の諸問題を話し合う場とすることを目的としたものであった。この制度は、当初「市民会議」と名づけら



「市民参加のシステムを考える市民集会」の様相（明治地区）



地区市民集会のしくみ

れ、二月一〇日付の広報に骨子案が発表されるとともに、本年四月からの実施を目指して、市自治文化室を中心とする準備作業が進められてきた。

けれども、この種の集会の性格や機能と既存の市議会の権能との関係に多少とも不明確な部分があれば、当然議会側からの反発が生じてくることは、他市の例からみても明らかであろう。すなわち「選挙」という住民の審判を受けることなく選出された各地域の代表者が集会を構成し、そこでの決定があたかも住民の総意に基づくものであるかのように独り歩きを始めることになれば、まさに議会機能の形骸化と議会制民主主義の基盤の崩壊をもたらしかねないという批判である。今回の「市民会議」の構想についても、事前に議会側との相談なくいわば行政主導型で提案されてきたことに、議会は強く反発することとなった。このため本定例会の初日にあたる二月二五日の本会議開催前の午前一〇時過ぎから議員全員協議会が開かれ、この問題について理事者側との質疑応答が行われた。そして、冒頭で市長が発言を求め、「市民会議」という名称から生じたイメージと運営について十分な理解が得られず迷惑をかけたと釈明し、「市民集会」と名称を変更することを明らかにした。しかしながら、続いて行われた質疑応答では、野党議員のみならず与党中道会派の議員からも、市民会議の性格がきわめて曖昧で参加メンバーが特定の住民に偏る懸念があり、本来住民の代表者で構成されているはずの市議会の役割を軽視するものとなるのではないか、という批判が相次いで出され、改めて本会議の代表質問等において議論をつくすことになった。

このような経緯を踏まえ、三月一〇日の代表質問で、平本議員は市民集会運営委員の選出方法、運営委員と特定の利益団体とが結びつくことについての懸念、議会の役割との関係等について市の見解を質した。これに対して、市長および福田完男自治文化室長は、運営委員の選出にあたっては民主的な方法を第一とし、特定地域に偏

らないようにする、集会の活動が、本来の趣旨から逸脱しないように配慮する、議会の権能は十分に尊重し、市民集会を広聴活動の場として政策形成に生かしていきたいと答えた。津田議員は、今回の提案に対して基本的に賛成の立場から、運営委員の選出に公募制を採用できないか、地域問題だけでなく、全市民的な課題別の地区集会の開催についてどのように考えているかを質した。これについて、福田室長からは、前回の総合計画策定時における公募委員の出席状況等を勘案して、今回は公募制は見送ったこと。全市民的な課題に関する集会を並行して進めることについては、弾力的に対応してゆきたいとの答弁があった。桑原議員は、住民参加の基本的意義について市長の考え方を質すとともに、市民集会を広聴機能に限定せず計画から実施までの全段階における住民参加のシステムとして発展させるような展望をもつべきだと述べ、理事者側の考えを質した。これに対して市長は、自治と連帯に基づく民主主義のシステムを作りあげていくことの重要性を強調し、そのための継続的・系統的な取り組みの一つとして市民集会を位置付けていくという考えを明らかにした。また滝沢議員が「市民会議」から「市民集会」に名称を変更した理由を質問したのに対し、市長は参加と連帯のための新しい動きという意味を持たせるために当初は「市民会議」の名称を考えたが、従来から最も親しまれている「市民集会」のほうが適切であると判断し変更した、と答えた。

なお、五六年度の市民集会は、「新総合計画の見直しについて」を共通テーマにして、片瀬、鶴沼、辻堂、辻堂南部、村岡、藤沢、明治、善行、西部、六会、遠藤、長後、御所見の一三地区において、延べ一六七〇人の市民が参加して行われている。

国際障害者年 前年六月定例会の部分で触れているように、本年は国際連合の決議に基づいて国際障害者年と**福祉施策** 定められ、障害者の権利の保障と参加のための施策の充実が、全世界的な目標として提唱され

ていた。今回の代表質問でも、多くの議員が何らかのかたちでこの問題を取り上げ、本市における障害者福祉施策の現状と問題点、今後の計画と展望等について、さまざまな角度から質問した。

黒江議員は、障害者の福祉のためのまちづくりについての基本理念、太陽の家における相談機能の充実の必要性、障害児の早期発見のための対応等について質問した。これに対して市長は、市民全体で支え合い、地域の福祉を増進するという風土をつくり上げていく必要があるとの考えを示すとともに、黒江議員の諸提案については十分前向きに検討していきたいと答えた。松山議員は、法の谷間に置かれて十分な援護措置を受けることができないう複数の重度障害を持つ人々に対する市の対応を質し、障害者福祉都市の指定申請を提案した。これについて市長は、重度心身障害者の処遇を改善するために国や県に積極的に働き掛けると同時に、本市独自の施策の推進を図っていくことを言明し、障害者福祉都市については五六年度に指定を受けるべく現在県を通じて国に申請中であることを明らかにした。さらに松山議員が、本市における障害者雇用状況と対策について質問したのに対し、山本篤三郎企画調整局長は規模別に見てほとんどの企業でまだ法定雇用率を達成し得ていない状態であることを説明し、民間企業での雇用拡大のために五六年度においてはガイドブックの作成、障害者求職情報の周知徹底および求人情報収集の充実、障害者雇用優良企業および個人の表彰等の施策を考えていると述べた。また津田議員が、国際障害者年にあたっての施策が総花的な記念行事に終始することなく、充実した長期計画を市民ぐるみでつくりあげていくことを求めたのに対し、市長はなるべく早い時期に障害者福祉推進協議会を設置して検討に入る予定であると答弁した。滝沢議員は、一般市民の間に国際障害者年についての理解が十分ではない事実を指摘し、市は啓発のために、どのような努力をしているかを質問した。これについて柴幹夫民生局長は、「藤沢の福祉」と題する冊子を作成して全戸に配付すること、広報や公民館活動によるPR活動、特別講演会や障害者

と健常者との交流集会等を五六年度に予定している、と説明した。

昭和五六年度予算の審議

本定例会に上程された昭和五六年度予算の規模は、一般会計で五一億八千四〇〇〇円（対前年比一九・〇パーセント増）、特別会計で四〇億七千四四一萬一〇〇〇円（同五・四パーセント増）、合計して九二億七千五二二萬五〇〇〇円（同一二・六パーセント増）であった。これらの予算および関連議案を審査するために予算特別委員会を設置することが、三月一二日の本会議で代表質問の終了後に決定され、広谷甲二議長の名指する二人の議員によって構成されることとなった。委員会は、同日ただちに第一回目の会議を開いて、委員長に松山三之助委員（公明党）、副委員長に井上正一郎委員（民主自由クラブ）を選出するとともに、付託された二四議案の審査期間を翌一三日から二三日までとし、その間の七日間を実質審査日数とすることに決定した。

予算特別委員会の審査は、議案第一二六号昭和五六年度一般会計予算の歳出の部から順次行われ、新庁舎建設の工事予定と地元業者に対する優先策、石名坂焼却施設の選定経過と環境対策、老人医療助成費の継続、中央卸売市場の出荷奨励金、下水道条例の改正等の諸点について、活発な質疑が交わされた。質疑は、二〇日までにはすべて終了し、二三日には各会派の討論と採決が行われ、下水道条例の一部改正、五六年度下水道事業費特別会計予算、競輪事業費特別会計予算の三議案については共産党が反対の立場をとったが、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決まった。その他の二二議案については全員異議なく可決すべきものと決定された。また二件の陳情のうち、事業所税導入についての陳情は全員異議なく趣旨了承となったが、市内生産者に対する出荷奨励金についての陳情に関しては委員の間で意見が分かれ、結論を得るにいたらなかった。

二六日の本会議では、特別委員会での審査経過と採決結果が報告され、ひきつづいて各党派による代表討論が行われ、宮地淳子（共産党）、平沢信雄（民主自由クラブ）、矢島豊海（社会党）、内田末吉（公明党）、関根久男（市政市民会議）、内田松男（民社クラブ）、高山年正（新清同志会）、関根宗四郎（昭和新政会）の各議員から五六年度一般会計予算等二四議案についての賛否、要望、意見等が述べられた。主な要望や意見としては、「今回の下水道料金改定は値上げ率が過去二回の約二倍にもなること、従来の傾斜料金制に逆行することなどから賛成できない」（共産党）、「市役所の昼休み窓口開設に積極的に取り組んでほしい」（民主自由クラブ）、「石名坂新焼却炉建設にあたっては公害防止への強い取り組みを望む」（社会党）。「情報公開制度の導入の検討を積極的に進めてほしい」（民社クラブ）、「中小企業への制度融資については実効性のある制度づくりに向けて抜本的検討を行うよう強く要望する」（新清同志会）、「福祉専門職の増員を図ることを求める」（市政市民会議）、「国民健康保険制度の改正に向けて努力を払うとともに低所得者に対する配慮を望む」（公明党）。「放置自転車対策のための条例制定等を真剣に検討してほしい」（昭和新政会）等があった。採決の結果、五六年度一般会計予算、市税条例の一部改正等二二議案については全員賛成、また五六年度下水道事業費特別会計予算、同競輪事業費特別会計予算、下水道条例の一部改正については共産党が反対したが、賛成多数でいずれも原案のとおり可決された。

その他の人事案件、意見書等

最終日の二六日の本会議では、以上の議事の他、教育委員会委員、監査委員、損害評価会委員の選任議案が上程され、いずれも市長が提案した原案のとおり可決・同意された。また、「物価抑制に関する要望決議」、「一般

消費税の新設反対等に関する意見書」、「最低賃金改定等に関する意見書」、「労働時間短縮の推進を求めめる意見書」、「農地等の固定資産税に関する意見書」、「ジェット機騒音の解消に関する要望決議」、「住宅政策確立に関する意見書」、「湘南海岸の美化清掃に関する意見書」の各議案は全員異議なく、「物価調整減税を実施し、課税最低限の引き上げを求める意見書」については賛成多数で、それぞれ原案のとおり可決された。最後に広谷議長と葉山市長からあいさつがあり、本年二月定例会はすべての議事日程を終了した。

第四節 昭和五十六年度

一 昭和五十六年四月臨時会（四月六日）

四月六日の一日間を会期とし、市税条例の一部改正の一議案のみが上程された。これは、三月三十一日に公布された地方税法の一部改正（法律第一五号）に基づくものであり、個人市民税の負担軽減、法人市民税の税率および適用基準の改正、軽自動車税賦課徴収等の特例の廃止、特別土地保有税の税額変更、市たばこ消費税に対する特例の廃止等が主な内容である。本会議では、今回の改正に伴う税額増減の見込みについて、あるいは、法人市民税の均等割の税率適用基準を、従来の資本金から資本金と資本積立金の合計額に変更する場合の、資本積立金の把握の困難性等について質疑が交わされた。採決の結果、本議案は全員異議なく原案のとおり可決された。

二 昭和五十六年六月定例会（六月九日～六月三〇日）

六月九日から三〇日までの二二日間を会期とし、工事請負契約の締結（教育研修センター（仮称）新築、市営遠藤第二住宅新設（建替）、滝の沢小学校増築、北部方面消防署新設等）、老人医療費助成条例の一部改正、昭和五十六年度一般会計補正予算、同藤沢駅北口市街地再開発事業費特別会計補正予算等二二議案、請願三件、報告一件が上程された。九日の初日の本会議では各議案の提案理由説明、一二日の本会議にはこれらの質疑と採決および各所管の委員会への付託の決定が行われた。この結果、専決処分承認、工事請負契約の締結等一一議案が

原案のとおり承認または可決され、それら以外の議案は総務企画常任委員会および都市建設常任委員会にそれぞれ付託された。

これらの議案のうちでは、議案第一五号の一般会計補正予算と第一八号の北口市街地再開発事業費特別会計補正予算について質疑が集まった。これは、北口特別会計で発行した地域開発事業債の償還金とさいか屋からの保留床処分金の分割納付による時期のずれに対処するため、当初は金利四・五パーセントの一時借入れを予定していたところ、最近の市中金利が七パーセント台にまで上昇し、このままでは北口特別会計に不足を来す恐れが生じてきたため、市中金利より低い五・五パーセントの金利で一般会計より北口特別会計に貸付を行うことを目的とし、両会計の補正予算に計上するという内容の議案である。一二日の本会議では、五年から五九年にわたって一般会計から北口会計に貸付を行うことは、市の公共事業費の圧縮や市民へのサービスの低下という事態を招き、新総合計画に支障をきたす可能性を生むのではないかといった点について、平本昇策議員（民主自由クラブ）や大山正雄議員（共産党）と理事者との間で質疑が交わされた。また、本議案の審査を付託された一七日の都市建設常任委員会でも、市が北口特別会計において金融業・不動産業のような状態になっているが、今後自治体として望ましい状態へ改善すべきであるとの強い要望が、討論の場で表明された。

これらの議案を含め、各所管の委員会での審査を経た六議案は、二二日の本会議でいずれも全員異議なく原案のとおり可決された。また上程された三件の請願については、ラグビー専用競技場設置についての請願と県立普通高校建設用地取得に関する請願は採択、日本農業再建・食糧自給率向上のための食糧制度拡充を求める請願は継続審査となった。

一般質問での主な論点

本定例会の一般質問は、六月二二日、二三日、二四日の三日間にわたり、社会党、共産党、公明党、昭和新政会、民社クラブ、民主自由クラブの各党派から八人の議員によって行われた。そして、核疑惑と基地問題、昆明市との都市提携、市民病院の増床と経営改善のあり方、国の行政改革と地方自治、湘南ライフタウンの商業施設および通過交通対策、石名坂焼却場の整備計画、高齢化社会と老人福祉・医療対策、今後の公園整備計画と秋葉台公園の建設状況、中央卸売市場の運営状況、固定資産税評価替えに伴う問題点、入札制度の改善方法等の諸点について質疑が交わされた。

核疑惑と厚木 本市の北部に隣接する綾瀬市には、終戦後間もなくから在日米軍の厚木基地が置かれている。

基地飛行問題 そして、ここに発着する米軍機によって生ずる騒音や墜落事故等のトラブルは、すでに長年にわたって近隣各市の住民生活を脅かす深刻な要因となっている。本市議会においても、市民の生活の安全を守るための強力な対策や政府および米軍への申し入れの必要性等の論点があり、これまでにもしばしば取り上げられてきており、今期市議会を振り返っても五五年六月定例会で「航空機騒音の解消に関する要望決議」、本年二月定例会で「ジェット機騒音の解消に関する要望決議」がそれぞれ可決されている。

おりしも、六月五日に米極東軍の最大級原子力空母ミッドウェーが、横須賀港に入港した。同空母は、F4Fファントム等核ミサイルを装備する戦闘機の母艦として機能しており、その日本への寄港に対しては革新政党和市民団体等が常々強く抗議していた。とりわけ今回の入港をめぐっては、元駐日アメリカ大使のライシャワー氏や元アメリカ国防総省職員のエルズバーク氏から、同空母には実際に核兵器が搭載されている旨の発言があり、そ



民家の上空を飛ぶ厚木飛行場からの米軍機（市内）

れらが新聞やテレビを通じて日本に伝えられたことから、大きな波紋をよぶこととなった。すなわち、我が国の国是ともいえるべき非核三原則が、なしくずしに空洞化されつつあるのではないかという疑念が、国民全体の間を広まっていったのである。本市は、横須賀と厚木基地を結ぶ米軍機の飛行経路の真下であり、上空を通過するこれらの米軍機に核兵器が搭載されているとすれば、本市にとってきわめて深刻な事態であることは言うまでもない。

こうした事態を踏まえ、二二日の一般質問では、矢島豊海議員（社会党）が、市民の平和と生活の安全を守るための今後の対応について葉山峻市長の見解を質した。これに対し市長は、過日全国革新市長会を代表してみずから安孫子自治大臣と瓦官房副長官を訪ねて核兵器配備についての疑惑を明らかにするよう強く申し入れたことを説明し、市民の疑惑と不安を取り除くべくあらゆる機会を通じて政府に迫っていくつもりであるとの立場を強調した。また大山正雄議員（共産党）は、大和市の遠藤市長が核疑惑を解明するため厚木基地への立ち入り調査の要請を米軍に申し入れた経緯を述べ、本市もこの立ち入り調査に積極的に取り組むべきではないかとして市長の意見を求めた。これについて市長は、近隣の各市長と十分に相談して前向きに対処したいと述べるにとどまった。さらに大山議員が、非核三原則の法制化についての市長の見解を質したのに対し、市長は、唯一の被爆国民としての立場から非核三原則の堅持を訴え、その実現を政府に迫っていくべきで

表56—1 藤沢市における年齢構造の推移

(各年10月1日現在)

年次 (昭和)	総人口 人	0～14歳		15～64歳		65歳以上	
		人	%	人	%	人	%
40	175,183	40,873	23.33	125,655	71.73	8,655	4.94
45	228,978	57,923	25.02	159,776	69.78	11,909	5.20
50	265,975	70,539	26.56	179,272	67.50	15,767	5.94
55	300,248	76,538	25.56	202,507	67.61	20,467	6.83
56	307,431	77,637	25.25	208,348	67.77	21,466	6.98

※昭和40～55年は国勢調査、昭和56年は住民基本台帳による。(『市政白書・人間都市藤沢に向かつて』により作成)

ある、との見解を述べた。

なお、この問題に関連して最終日の六月三〇日には、「非核三原則の堅持に
関する意見書」が、全会一致で可決された。

高齢化社会と 五五年現在、我が国の総人口に占める六五歳以上のいわゆる
老人福祉施策 高齢人口の割合は、九・一パーセントである。今後この比率

は着実に上昇を続け、七五年には一四・三パーセントに達し、さらに八〇年には
はスウェーデンを抜いて世界第一の高齢国になることが推計されている。すな
わち、六五歳以上の高齢者を六四歳以下の国民二・一人で扶養するという高齢
化社会の急速な到来が予測されているのである。藤沢市における高齢人口の比
率は、表1に示されるように全国平均値を下回っているとはいえ、過去一〇数
年の間に着実に増加を続けてきている。こうしたなかで、高齢者のための生活
環境整備、雇用機会の確保、医療制度の整備充実等の施策は、国のみならず地
方自治体においても今後最も重点的に取り組まねばならない課題の一つとなっ
ていくであろう。このような見地から、今回の質問では内田末吉(公明党)、
鈴木明夫(民社クラブ)、田中和子(民主自由クラブ)の各議員が、これに関
連する問題を取り上げた。

内田議員は、高齢化社会についての将来展望に立った政策づくりについて市
長の基本的見解を質すとともに、老人向け市営住宅建設の必要性を指摘した。

これに対し市長は、高齢化社会の基本的課題として雇用機会の確保、所得保障のための年金、医療体制、核家族化と孤独の問題、高齢者の社会参加の五点を挙げたうえで、新総合計画をベースにした施策の充実に努めていく意向を述べた。また老人向け住宅については、小坂隆三建築部長から、五年の公営住宅法の改正および同年九月本市市議会での条例改正に基づき、本年五月の市営住宅の入居募集によって四人の高齢者が入居できた旨の説明があった。鈴木議員は、国会で継続審査となっている老人保健法案を取り上げ、同法の制定によって患者一部負担金制が導入された場合に本市で実施している六七歳以上の医療費無料化施策を堅持していくか否かを市長に質した。これについて市長は、財政的には厳しい事態が予想されるが、できる限り六七歳以上の医療費無料化を堅持するよう最大限努力したいと答えた。さらに田中議員は、高齢者が所有する不動産を担保として在宅のサービスを受けることのできる、いわゆる「武蔵野方式」による老人福祉施策のあり方について、その評価を市長に尋ねた。これに対し市長は、支払い能力を前提にした契約であることから生じる問題点を指摘したうえで、時代に対応した新しい施策のあり方として今後も注目していきたい、と述べた。

意見書、人事案件、各委員会委員の改選

六月三〇日の最終日の本会議は、午後四時四一分に開会されたがわずか一分で休憩となり、実質的な審議が再開されたのは六時間後の午後一〇時四〇分であった。このような長時間にわたる休憩のために本会議再開が深夜に及んでしまった理由は、この日に予定されていた議長選挙をめぐって各党派間の交渉や協議が長びいたためにはかならない。これについては改めて後述するが、ともかくも午後一〇時四〇分に再開された本会議では、まず初めに「難病対策の抜本的強化・拡充に関する意見書」等四意見書が上程され、それぞれ提案理由説明と採決が

表56-2 各委員会正副委員長一覧

(昭和56年6月選出)

委 員 会	委 員 長 (会派名)	副委員長 (会派名)
総務企画常任委員会	井上正一郎 (民主自由クラブ)	津田萬次郎 (市政市民会議)
文教民生常任委員会	高山 年正 (新清同志会)	野島 一三 (民主自由クラブ)
経済観光衛生常任委員会	大山 正雄 (日本共産党)	矢島 豊海 (日本社会党)
都市建設常任委員会	内田 松男 (民社クラブ)	岸本 英夫 (公明党)
交通改善対策特別委員会	二見 友久 (新清同志会)	鈴木 恒夫 (昭和新政会)
西・北部地域開発特別委員会	小川竹次郎 (市政市民会議)	三堀 義一 (民主自由クラブ)
公・水害・地震対策特別委員会	平沢 信雄 (民主自由クラブ)	藤谷 昌男 (日本共産党)
議会運営委員会	中山 五福 (日本社会党)	平本 昇策 (民主自由クラブ)
議会報編集委員会	山本 捷雄 (民主自由クラブ)	鈴木 明夫 (民社クラブ)

行われた。この結果、右の意見書のほか「老人医療有料化反対と総合的な医療・保健制度の確立を求める意見書」、「郵便貯金の金利一元化に反対する意見書」および前に触れた「非核三原則の堅持に関する意見書」が、いずれも全員異議なく可決された。

ついで監査委員の選任に移り、市長から渡辺光男委員(民主自由クラブ)の後任として同会派の田中和子委員の選任が提案され、全員異議なく同意された。また農業委員会委員の推薦については、議長指名によることと決定し、広谷甲二議長から指名された関根久男(市政市民会議)、斉間壽久(公明党)、宮治政弘、杉山幸春、三堀義一(以上、民主自由クラブ)の五人の議員に決まった。各常任・特別委員会委員の選出についても、例年通り事前の各会派の交渉結果にそって、それぞれ広谷議長からの指名によってすべて決定した。なお、新たに決まった各委員会の委員長および副委員長は表2のとおりである。

議長選挙

注目の議長選挙は、各委員会正副委員長の互選結果を報告後、一分間の「暫時休憩」で一息入れたのち、午後一時四分から始められた。まず浅野野夫副議長が、広谷議長より副議長あてに辞職願が出されていることを議場に報告し、これを認めるか否かを諮った。そして全員異議なく広谷議長の辞職を承認し、改めて議長選挙の日程追加、選挙方法の決定という手続きを踏んだのち、投票による選挙が行われることとなった。

今回の議長選挙をめぐることは、当初与党六会派のなかでの協議の結果、市政市民会議で六期目のベテラン関根久男議員を候補に立てることで話し合いが進められてきていた。しかしながら、本定例会の終盤に至って、広谷議長の辞職願の提出先の問題に端を発し、同議長の所属する公明党議員団と与党各会派との間の意見対立が表面化した。このため、三〇日夜まで、各派交渉会場の場やその他非公式な折衝が続けられたが、結局与党六会派内部での意見の一本化にこぎ付けるには至らなかった。そして最終的に公明党は、他の与党会派とたもとを分かち、最大会派である民主自由クラブおよび昭和新政会の野党二会派と結んで、同党議員団所属で五期目の松山三之助議員を、議長候補に推すことを決めたのである。こうして最終日の本会議の議場において、与党五会派の推す関根（久）議員と、公明党と保守系野党二会派の支持する松山議員との間で、投票による決着がつけられることとなった。投票はこの日の出席議員四三人によって行われ、次のような結果となった。

投票総数 四三票

有効投票 四二票

有効投票中

無効投票 一票



本会議での松山三之助議長

松山三之助議員（公明党）

関根久男議員（市政市民会議）

二二票
一九票

こうして、四票の差をもって、松山議員の第一九代議長就任が決定し、公明党は広谷前議長にひきつづいて議長職を占めることになった。松山議員は、このとき六四歳、昭和三八年の選挙で初当選して以来連続五期本市議會議員を務め、その間、昭和五二年度と五三年度の二期にわたり文教厚生常任委員会委員長、五六年度予算等

特別委員会委員長、四六年度議事報編集委員会委員長、四八年度から五一年度まで連続四期にわたり総務企画常任委員会副委員長等を歴任している。

最後に、松山新議長の就任あいさつと広谷前議長の退任あいさつがそれぞれ行われ、本定例会は閉会となった。

議員表彰

本定例会に先立ち、四月二三日甲府市で開催された第四七回関東市議會議長会定期総会において、西条節子（市政市民会議）、大山正雄（共産党）、黒江貞子（社会党）、長谷川忠勤（民社クラブ）、内田松男（同）、高山年正（新清同志会）、加藤照（同）、岸本英夫（公明党）、田中和子（民主自由クラブ）、渡辺光男（同）、小沢定雄（同）一一議員が、議員在職一〇年以上の表彰を受けた。また、五月二七日に全国

市議会議長会第五七回定期総会が東京で開催され、山口倉吉議員（民主自由クラブ）が議員在職三五年以上の特別表彰を受けたほか、右の一議員と野島一三（民主自由クラブ）が同じく議員在職一〇年以上の表彰を受けた。

三 昭和五六年九月定例会（九月八日～九月二十五日）

本定例会に先立ち、九月一日付で新清同志会と新自由クラブ議員団の二会派が解散された。そして新清同志会の高山年正、加藤照両議員と新自由クラブの桜井正平議員の三議員によって、新会派「新自由クラブ同志会議員団」（代表高山議員）が結成された。また、これまで新清同志会に所属していた二見友久議員は、この機会に民主自由クラブに所属することとなった。この結果、本市議会における会派数は従来の九会派から一会派減少して八会派となった。

九月定例会は九月八日から二五日までの一八日間を会期とし、工事請負契約の締結（石名坂焼却施設建設工事）、昭和五六年度一般会計補正予算、市民会館条例の一部改正、都市提携を結ぶことについて等二議案と五五年度下水道事業費特別会計決算等四特別会計決算の認定、報告一〇件、請願三件が上程された。そして、例年と同様に八日の初日の本会議で議案の提案理由説明、一〇日の本会議にこれに対する質疑、討論、採決および各常任委員会への審査付託の決定、二二日に委員会報告と採決、同日から二四日、二五日の三日間にわたり一般質問を行うとともに、最終日には人事関係の議案および追加議案についての質疑と採決も行うという日程で、議事が進行することとされた。

この結果、専決処分承認等八議案が九月一〇日に、五六年度一般会計補正予算等七議案と四特別会計決算が

九月二二日に、いずれも原案のとおり可決または認定となった。また三件の請願については、日本農業再建・食糧自給率向上のための食糧制度拡充を求める請願が採択、国への塩専売制度の廃止に反対する意見書の提出を求める請願が継続審査、行政改革についての請願が不採択となった。

昆明市との都市提携

昭和五五年九月定例会の項で述べたように、中国雲南省昆明市と本市とは、戦前の音楽家盛耳を通じて古くから結ばれ、昨春秋には李原昆明市長等一行が本市を訪問したことで両市の交流は一層の深まりをもつようになった。そして、この来藤に対する返礼として本年四月七日から二二日まで、葉山峻市長と広谷甲二議長および浅野明夫副議長等五人の訪中団が昆明市を訪問したが、この際に李原市長から、これまでの友好関係をさらに進めて両市の間に友好都市としての提携を結びたいとの提案が出された。このことは、既に本年の六月定例会の一般質問での矢島豊海議員（社会党）や関根宗四郎議員（昭和新政会）の質問に対する市長の答弁において明らかにされ、このなかで市長は都市提携に向けて積極的に努力していきたいとの意向を表明している。

こうして両市において都市提携に向けての具体的な準備が進められるなかで、李原市長の跡を継いだ朱奎市長から葉山市長宛に八月七日付で、本年一一月に提携の調印を希望する旨の正式文書が送られてきた。これに対し本市では、①昆明市の希望に沿って本年一一月に調印を行う、②そのための準備機関として市議会・行政・市民団体の代表者によって構成される都市提携委員会を設置する、の二点の方針を定め、これを八月二〇日に開かれた議員全員協議会において議会側に説明した。

このような経緯を経て、今回上程された議案第三八号「都市提携を結ぶことについて」は、「本市は、中華人



昆明市との友好都市締結調印式（市民会館 昭和56年11月5日）

れた同委員会で審査を受けた。このなかで、都市親善費七〇〇万円については、支出内訳、昆明市からの来藤団の滞在日数、調印式の日程等についての質疑があった。採決の結果可決すべきものと決定し、二二日の本会議で同委員会の報告があったのち、これも全員異議なく原案のとおり可決された。こうして、都市提携のための制度的な基盤が確立されたことで、以後調印式に向けての実質的な準備が、都市提携委員会を中心として進められることとなった。

民共和国雲南省昆明市と、経済・教育・文化等の交流を通じて、両市の友好親善を深めるため、都市提携を結ぶものとする」という内容で、八日の本会議で市長からこれまでの経緯を含めた提案理由説明があった。また、一月に予定される調印式の費用およびそのために昆明市から来藤する訪問団一行の滞在費用として見込まれる計七〇〇万円の支出は、同じく八日の本会議に上程された議案第三六号の五六年度一般会計補正予算のなかに計上されている。このうち議案第三八号については、一〇日の本会議の審議において田中和子議員（民主自由クラブ）から、都市提携委員会の活動が議会の議決に先行して行われているのではないかと質疑があった。これに対し市長から、同委員会は準備的な性格をもつもので今後十分に議会の意思を尊重していきたいとの答弁があり、採決の結果同議案は全員異議なく可決された。

また議案第三六号は、総務企画常任委員会に付託され、一七日に開か

調印式は、一月五日午後二時から藤沢市民会館で取り行われた。そして、来藤した朱奎昆明市長と葉山市長が、聶耳の縁を仲立ちとして結ばれた両市の友好関係を発展させるために友好都市提携を締結するという旨の議定書に、それぞれ署名を行った。ついで両市長は、固い握手とともに議定書を交換し、ここに横浜市―上海市、川崎市―瀋陽市につづいて、神奈川県内の市と中国の市との三番目の都市提携が実現したのである。

工事請負契約（石名坂焼却施設の建設）

市内藤沢の国道一号線に沿う石名坂地区には、昭和二九年以来市のごみ焼却炉が設けられていた。既存の施設は、四一年から四三年にかけて建設されたもので、一日（八時間）あたり一二〇トンの焼却能力をもつ施設であった。しかしながら、その後一〇年以上を経て、施設の老朽化が目立つ一方で、四〇年代の急速な都市化の進行に伴うごみの排出量の増加とごみ質の複雑化・高品位化（例えばプラスチックごみや粗大ごみの増加など）のために、五〇年代初頭の焼却能力は一日（八時間）当たり五〇トンが限界のところまで落ち込んでいた。そこで、こうした事態を抜本的に改善するため、五四年に市役所清掃部内に清掃施設整備担当が設置され、新たなごみ焼却施設の整備計画の検討が進められるようになった。そしてさまざまな代替案を検討した結果、既存の石名坂焼却場を取り壊し、その跡地により大規模かつ近代的な施設を再建することになり、専門家の意見に基づき施設計画策定にとりかかる一方で、周辺地域住民への説明と説得が約一年半にわたって繰り返された。この間、地元住民からの強い反対や抵抗もあったが、ようやく本年八月二日に、煙突の長さを当初の計画の八〇メートルから一二〇メートルに変更することで石名坂住民自治会との最終合意に達することができ、新焼却施設建設工事の請負契約の締結が、議案第三九号として本定例会に上程されるに至ったのである。

今回上程された議案は、石名坂焼却場跡地に、一炉一日（二四時間）あたり一三〇トンの焼却能力をもつ流動床式焼却炉三基を備える清掃工場を建設するために、株式会社荏原製作所との間に、契約金額七五億六八〇〇万円で工事請負契約を締結するという内容である。本議案は、定例会三日目にあたる二二日の本会議において上程され、山本篤三郎企画調整局長が提案理由説明を述べた。これに対する質疑は、最終日の二五日の本会議で行われ、通告のあった二見友久（民主自由クラブ）、斉間寿久（公明党）、料居祐三（社会党）の三議員の他、大山正雄（共産党）、桜井正平（新自由クラブ同志会）、内田松男（民社クラブ）の各議員が質問に立った。そして議案上程が遅れた理由、作業上の安全管理と公害防止措置、市内業者への分離発注、余熱利用のあり方などをめぐる諸問題について質疑が交わされた。このうち、本議案の上程が遅れたため委員会での審査ができぬまま最終日の本会議での審議と採決を行わざるを得なくなった理由について、加藤誠夫清掃部長は、地元住民との調整がギリギリまで遅れた一方で、国庫補助申請の期限が九月三〇日と定められているために、やむを得ずこのような日程となった旨の説明があった。

採決の結果、本議案は全員異議なく原案のとおり可決された。そして新しい石名坂焼却施設の起工式は、一月二六日に行われ、五九年三月末日の竣工を目指して工事が開始されることとなった。

一般質問、人事案件、意見書等

本定例会の一般質問は、九月二二日、二四日、二五日の三日間に、共産党、昭和新政会、社会党、民主自由クラブ、公明党、市政市民会議の各会派から一人の議員が出て行われた。そして、第二臨調答申についての市長の考え方、国の行革路線と地方自治体の今後のあり方、補助金見直しに伴う新総合計画の財政面での影響、地区

市民集会の運営方法、市役所の人事管理、スミハツ跡地の住宅建設計画等辻堂駅周辺の整備に関する展望、長後地区の再開発構想および周辺道路の整備計画、新中央図書館の建設構想、農地利用計画、社会福祉協議会の運営と問題点、境川河口のヘドロ対策、湘南ライフタウンの市境変更問題等の諸点について、理事者側との間に熱心な質疑が交わされた。

最終日の本会議には、三件の人事案件が上程された。このうち収入役の選任については、一〇月二一日をもつて任期満了となる宮代広三郎氏の後任として、久保田圭一現議事事務局長を任命することが市長から提案され、全員異議なく同意された。また、教育委員会委員および公平委員会委員については、それぞれ現委員を再任することが同意された。さらに「日本農業再建、食糧自給率の向上のための食糧管理制度拡充を求める意見書」および「行政改革に関する意見書」の二意見書についても全員異議なく原案のとおり可決された。

四 昭和五六年一二月定例会（一二月二五日～一二月一八日）

一月二五日から一二月一八日までの二四日間を会期とし、工事請負契約の締結（庁舎新館新築工事等）および変更、市道の認定、昭和五六年一般会計補正予算、一般職員の給与に関する条例等の一部改正、国民健康保険条例の一部改正等市長提出議案二七件と、五五年度一般会計および一〇特別会計決算の認定、学童保育に関する請願等三件の請願が上程された。

昭和五五年度決算の審議

五五年度一般会計と北部第一土地区画整理事業費特別会計等一〇特別会計の歳入歳出決算の認定は、本会議初

日の一月二五日に一括上程され、市長から五五年度における主要な施策の成果と予算の執行状況についての説明が行われた。今回の決算総額は、一般会計では歳入総額五三二億一八二七万円、歳出総額五〇七億三八九八万円、一〇特別会計では歳入総額二二六億四五九一万円、歳出総額二〇九億一八二八万円となっている。これを歳出で見ると、一般会計では一五・四パーセントの伸びを示しているのに対し、特別会計では一〇・六パーセントの減少となっているが、これについて市長は、北口市街地再開発事業と墓園事業等の事業の進捗による歳出減のためであり、この結果、墓園事業費特別会計は実質収支において赤字に転換することができたと説明した。こうした説明を受けて二七日の本会議では、通告のあった大山正雄（共産党）、長谷川忠勤（民社クラブ）、岸本英夫（公明党）の各議員から、市債および債務負担行為の増加、特別会計の繰り出し問題、収入未済額の増大への対応、経費節減の実質的な成果等について質問があった。そしてこれらの質疑ののち、決算特別委員会の設置が決定され、松山三之助議長から指名された一四人の議員で同委員会を構成し、付託された全一一決算の審査にあたることとなった。

委員会は一月三〇日の午前一〇時から第一回目の会議を開き、委員長に斉間壽久委員（公明党）、副委員長に五十嵐紀子委員（社会党）をそれぞれ選出し、同日から一二月三日までの四日間を審査日として、審査に入った。

初日午後の審査では、職員研修費および研修の成果との関連で、特定の市議会議員を励ます会の準備会賛同者のなかに市の幹部職員が名を連ねている件が取り上げられ、伊草昇助役が陳謝するという一幕もあったが、以後の審査は一般会計の人件費から始まり、順次特別会計の審査まで滞りなく行われた。そして、本市の職員給与とラスパイルズ指数や県下他市との比較、国の職員給与に関する指導への対応、生きがい福祉事業団の活動と表具

店との間のトラブル、母子寮利用状況と管理体制、資源ごみの回収の充実と価格補償制度の導入について、企業の保有する荒廢地の活用、大型店対策と商工会議所への補助金のあり方、道路の新設と改良にあたっての身障者への配慮、小・中学校新設に際しての適正な通学距離の判定基準等の諸点について理事者側との質疑が交わされた。最終日には各会派委員による討論と採決が行われ、全決算が認定すべきものと決定された。

この結果は、一月二六日の本会議に報告された。これを受け、各会派を代表して桑原正一（共産党）、三堀義一（民主自由クラブ）、矢島豊海（社会党）、岸本英夫（公明党）、小川竹次郎（市政市民会議）、鈴木恒夫（昭和新政会）、加藤照（新自由クラブ同志会）、長谷川忠勤（民社クラブ）の各議員が五五年度決算に関する討論を行った。このなかでは、「国民健康保険料の値上げは見送るべきである」（共産党）、「市内農業の保護育成のために市独自の対策を検討してほしい」（民主自由クラブ）、「市民病院の増床及び北部地域への総合病院誘致に積極的に取り組んでほしい」（社会党）、「駅前放置自転車についての抜本的対策を望む」（公明党）、「委員会や各種審議会のメンバーに多くの婦人の参加を求め幅広い意見の収集に努めてほしい」（市政市民会議）、「保育園への入園待機児をできるだけ早く解消するよう求める」（昭和新政会）、「高齢化社会を迎え老人医療の充実強化をはかるよう望む」（新自由クラブ同志会）、「老人健康診査の受診率向上のために努力してほしい」（民社クラブ）等の意見、要望があった。採決の結果、認定第八号の競輪事業費特別会計については共産党以外の各会派の起立による賛成多数で、そのほかの一〇決算については全員異議なく認定された。

庁舎新館の建設に関連する工事請負契約

今回上程された工事請負契約の締結についての議案のうち、議案第四五号、第四六号、第四七号、第四八号の

四件は、いずれも市役所の新館新築工事にかかわるものである。

本市の庁舎体制は、昭和二五年と三六年にそれぞれ建設された、本館と新館を中心に運営されてきた。しかしながら、近年の市の発展と人口規模の増大に伴う事務量の急増に対しては、仮設庁舎の相次ぐ増設によって対応してきたために、市庁舎全体があたかもタコ足のような複雑きわまりない継ぎ足し状況を呈することになってしまった。このため市民からは、窓口が方々に分散しどこへ行けば用事がたりののか分からないという批判の声がしばしば聞かれるようになってきていた。また、市職員の側からも、事務室のスペースが狭く仕事やりにくいうえに庁舎全体の連絡調整に著しく不便をきたしている、会議室が少なく困るなどの不満が出されていた。こうした事態を根本的に解決するためには、庁舎全体を機能的に建て直すことが急務となり、そのための財源上の準備策として、既に五四年二月定例会において庁舎整備基金条例の制定が可決成立している。そして、この条例に基づく基金の積み立てが行われるとともに、五五年七月には市職員、市議会議員、住民代表等によって構成される市庁舎整備協議会が発足し、三〇万都市藤沢にふさわしい、機能的で市民の利用しやすい新庁舎のあり方の検討が進められてきた。その結果、藤沢駅北口から向かって県道をはさんだ市役所本館手前の旧福祉事務所跡地に、地上七階地下二階延床面積一万二五三二平方メートルの新庁舎を建設し、一階から三階までのフロアーに戸籍、住民登録、福祉関係等の住民生活にかかわる窓口を置き、四階から六階を一般事務室、七階に会議室を配置するという計画が決まった。

今回上程された議案は、新館新築工事とこれに関連する電気工事、空調調和工事、設備工事について、それぞれ入札によって決められた業者と市が工事請負契約を締結することにつき、議会の議決を求めるという内容である。ちなみに、各工事請負契約の契約相手業者と契約金額は次のとおりである。

①新館新築工事 飛鳥建設(株)と小田急建設(株)の共同による藤沢市庁舎新館新築工事特別共同企業体

一八億九五〇〇万円

②電気工事 (株)共栄社 二億六二〇〇万円

③空調工事 三建設備工事(株) 四億二〇〇〇万円

④設備工事 相和設備工業(株) 一億一二〇〇〇万円

これらの議案については、一二月四日の本会議で山本篤三郎企画調整局長から説明があり、これを受けて七日の本会議で質疑が行われた。ここでは通告のあった大山正雄(共産党)、加藤三郎(民主自由クラブ)両議員のほか、桜井正平(新自由クラブ同志会)、宮地淳子(共産党)の各議員からも質問があった。大山議員は、新館新築工事をめぐって、入札価格二〇億円弱程度の工事に大手建設業者二社がジョイント・ベンチャーを組む必要があったのかと質した。これについて秦野篤二税務管財部長は、基本的に公正と機会均等を原則とするが、企業が共同体を組むことでより効率的な仕事の受注の機会を得ることが期待できるためこうした形をとった、と答弁した。加藤議員は、新館建設に伴って予想される片瀬県道の交通渋滞の問題、新館地下駐車場の市民利用の可能性等について質問した。これに対し秦野部長は、片瀬県道から新館への右折による進入を禁止するなど配慮し交通渋滞を最小限度に食い止めるよう県警と協議していること、また新館地下駐車場はスペース的に無理があるため身障者利用と公用車専用とし、市民利用には本館の駐車場をあてる方が適すると判断していると答えた。桜井議員は、市が最低落札限度額を予定価格の八〇パーセントと定めている点について、この限度額では落札した業者が施工に無理を来すような恐れは生じないか、と質した。これについても秦野部長から、市の行う設計金額はすべて統一的な基準で積算していること、八〇パーセントという額は県下の他市と比較しても低い基準ではな

く、現在までこの価格設定で支障なく市の発注工事が行われてきていることなどの点についての説明があった。また宮地議員が、空調工事の入札に市内の業者が一社も指名を受けなかった理由を質したのに対し秦野部長は、市内業者の年間工事量や過去の実績等を勘案し、今回の発注工事への入札には無理があると判断して除外した、と答えた。こうした質疑ののち、これら四議案については委員会付託を省略し、また討論者も予定されていなかったため、ただちに採決に入った。そして、他の工事請負契約に関連する議案六件とともに一括採決に付され、いずれも全員異議なく原案のとおり可決された。これによって、懸案であった本市の庁舎新館建設は、五八年五月の完成を目指して着工の運びとなったのである。

職員給与の改定

一般的に、我が国における地方公務員の給与改定は、毎年夏ごろに出される人事院の国家公務員給与勧告とその取り扱いについての閣議決定を待って、それぞれの地方自治体が職員給与改定案を準備し、地方議会での審議を経て決定される。五六年度の人事院勧告は八月七日に提出され、国家公務員給与を四月一日に遡り平均五・二パーセント引き上げることが勧告された。政府はこの取り扱いについて協議した結果、勧告どおり実施するが本年度支給の期末勤勉手当については勧告前の旧給与で算定する旨、一月二七日に閣議決定した。藤沢市ではこれを受けて今年度の市職員給与の改定に取りかかり、引き上げ率四・九二パーセントとする改定案を、議案第六四号一般職員の給与に関する条例などの一部改正として二月一二日の本会議に上程した。

地方公務員給与の問題を取り巻く状況は、この二、三年の間にきわめて厳しいものとなっている。とりわけ、いわゆる「わたり」運用によって生ずる職階と給与のアンバランスや退職金の高額化の傾向は、政府による「行

政改革」の大号令のもとでの行政の簡素・効率化の風潮が強まるなかで、国民の大きな関心を集めるようになってきた。前述の「四年間の概観」でも述べたように、本年三月に発足した第二次臨時行政調査会は、七月一日に第一次答申を鈴木首相に提出し、このなかで五七年度予算編成に向けて緊急に取り組むべき課題を列挙したが、地方公務員の給与に関しても次のような具体的な指摘がなされている。

ア 給料、退職手当等の適正化

(ア) 地方公務員の給料、退職手当等については、国家公務員、地域の民間事業の従事者等との均衡が図られ、かつ、地域住民の納得が得られるものとすべきであり、そのための一方策として、各地方公共団体において、職員の給与の実態等を住民に積極的に公表するものとする。

(イ) 不適正な給与表の使用、不適正な退職手当制度、職務に対応しない等級への格付け、違法な昇給期間の短縮等給与制度又はその運用に適正を欠く地方公共団体に対し、個別に指導を強化する等是正のための方策を講ずる。

(ウ) 国家公務員の給与水準（退職手当を含む）を著しく上回る地方公共団体に対しては、財政措置を講ずる。

イ 地方公務員の給与抑制

地方公務員の給与抑制については、国に準じた措置を講ずるものとする。

このような答申内容を踏まえて自治省は、一〇月一三日に各自治体の公務員給与の実態を住民に公表するよう指導する通達を、事務次官名で各都道府県知事と指定都市市長に発した。ついで前述の閣議決定のあった一一月二七日に、国・民間を著しく上回る地方自治体は給与改定の見送り、改定率の調整等で給与水準の適正化に留意

すべきであるとする内容の「地方公務員の給与改定に関する取り扱い」の通達を発し、翌二八日には、給与水準が国を著しく上回る約一五〇団体と退職手当が国よりも高い約二〇〇〇団体を対象とする個別指導の具体的実施を決め、各都道府県知事に通知を行った。さらに、一二月一日に至って自治省は、給与水準が著しく高いため適正化の個別指導の対象とすべき全国一五三の団体名を公表したが、そのなかには藤沢市の名も含まれていた。本年の藤沢市のラスパイルズ指数（国の平均給与額を一〇〇とした場合の当該地方自治体の公務員給与額を示す指数）は、一一八・五であったが、今回の自治省の公表措置は、あたかも本市の給与改定案の上程にタイミングを合わせたような措置であった。（以上、地方自治研究資料センター編「地方自治年鑑・一九八二年」を参照した。）

こうしたことから一二日午後の本会議では、本議案をめぐって渡辺光男（民主自由クラブ）、大山正雄（共産党）、関根宗四郎（昭和新政会）の各議員が質問に立った。このなかで渡辺議員は、国によるこれまでの指導の経緯と今後の個別指導についての予想および対応について質問した。これに対し村山俊博市長室長は、前述の自治省通達や個別指導の通知が県を通じて本市に届いた経緯を説明するとともに、今後の個別指導については来年二月か三月に自治省に給与実態についての報告を提出する予定であり、それを待って何らかの指導があるであろうことを明らかにした。また大山議員は、今回の人事院勧告に対する政府の方針や自治省の通達等が地方自治体の自治権に対する侵害にあたるのではないかととして、理事者側の見解を質した。これについても村山室長は、給与は基本的には自治体が自主的に定めるべきものだが、地方公務員法第二四条の規定にもあるように周囲の状況や国の考え方なども十分に参考にすべきであるとの考えを述べた。

これらの質疑のうち、本議案の審議は同時に一括上程されたほかの一二議案とともに総務企画常任委員会に付

託された。同委員会は、一二月一四日の会議で本議案の審査を行った。そして、①本年度期末勤勉手当を旧ペー
 スで算定すると職員一人あたりと予算全体でどれくらい節約になるのか、②地方公務員は住民生活に直結する多
 様な業務を担っており、国家公務員とは行政サービスの質量が異なっているのに、ラスバイレスという単純な指
 数で比較することについてどのように考えているか、③自治省の指導によるのではなく、本市が自主的に職員の
 給与について市民に理解を求めることが必要ではないか、④今後の国による人件費攻撃の強まりを防ぐため
 も、自治省による指導・干渉に対して、革新市長会等を通じて何らかの意思表示をすべきではないか、などの諸
 点について質問があった。これに対し理事者側からは、①予算的には一億八〇〇〇万円、職員一人あたり平均は
 五万九〇〇〇円の減額になる、②ラスバイレス指数の算出は勤続年数と学歴が同じ職員を比較したもので労働密
 度・地域的要素が数値に表れないため、国・地方の職員給与を比較する絶対基準とすることには異論の余地があ
 るうが、一つの統計数値として意味があることは否定できない、③市民に対し年に一回は公表する必要があると
 考えており、今回は全職員の平均数値を公表する予定である、④総合的に見て、国家公務員の給与水準を上回っ
 ていることは事実なので、まず給与の適正化に努力することが第一であり、国の干渉等への対応はその後の問題
 と考えている、などの説明および答弁があった。

最後に桑原正一委員（共産党）と鈴木明夫委員（民社クラブ）からそれぞれ「自治権の侵害に対しては毅然た
 る態度をとってもらいたい」、「今後は退職金・年金等も含めた生涯賃金についても労使間で十分に話し合うべき
 だ」などの意見を付した賛成討論があり、採決の結果本議案は全員異議なく可決すべきものと決定された。これ
 らの審査経過と結果については、一六日の本会議で報告があり、そののちただちに採決が行われた結果、本議案
 は全員異議なく原案のとおり可決された。

一般質問での主な論点

本定例会の一般質問は、二月一六日、一七日、一八日の三日間に、民主自由クラブ、公明党、共産党、民社クラブ、社会党、市政市民会議の各会派から九人の議員が出て行われた。そして、臨調答申にみられる国・地方の行政改革案と本市の対応、職員給与の公表、昼休みの窓口開設問題、昆明市との今後の友好促進のあり方、湘南ライフタウンへの新交通システム導入の可能性、辻堂ニチイ出店と環境問題、羽鳥踏切立体化、国鉄駅ビル計画案、台風二四号による浸水被害と治水対策等の諸問題について、質疑が交わされた。

「親分、子分」 これは、一六日の一般質問に立った平本昇策議員（民主自由クラブ）の質問のなかで使われ、**発言をめぐる紛糾** された言葉をめぐって、与野党間に相対立する動議が提出され、議会日程に一時的な中断が生じたケースである。平本議員の質問内容は、市長の政治姿勢、新総合計画と財政問題、放置自転車対策、空き缶回収、昼休み窓口問題等について行われたが、冒頭で本市の自衛隊員募集事務に関連し、ソ連のアフガニスタン侵攻事件やアメリカ上院議員の唱える「ソ連ホテル泥棒説」、民社党委員長による社会党の非武装中立論批判等を引き合いに出し、すぐれてイデオロギー的側面にかかわる市長の政治姿勢を質した。このなかで平本議員は、去る一月三日に相模湾上で行われた海上自衛隊の観艦式の際に、招待客輸送のための江の島湘南港岸壁の使用を長洲知事が許可したにもかかわらず、葉山市長がこれについて使用中止を申し入れた件を取り上げ、次のように述べた。

「長洲知事と葉山市長とは、巷間親分子分の間柄ともっぱらの評判ですが、親分が許可を与えたものに対し、子分がそれに反対するとはどうも腑に落ちません。」

そして平本議員は、大地震等の災害発生時に海上自衛隊が救急物資輸送のために湘南港を使用することさえ拒否するつもりであるのか、と市長に迫ったのである。

この発言は、与党とりわけ社会党議員を刺激することとなり、平本議員の質問が終了すると同時に、梶居祐三議員（社会党）がただちに発言を求めた。梶居議員は、平本議員が民社党委員長の非武装中立論批判を引用した発言を、公党に対する誹謗・中傷にあたる指摘するとともに、「知事、市長という公人に対して、親分、子分といった名称をかぶせたということも、適切な発言であるかということ、本人の意図、釈明を十分に聞きたださなければならぬと思います」と述べ、議長に対し、平本議員に発言の適切さを期するよう注意すべきである、との動議を提出した。これに対し渡辺光男議員（民主自由クラブ）は、平本発言を擁護する立場から、マスコミなどで言われている議論を引き合いに出した発言を停止させるならば「議会での議事人としての発言も停止されることになる」として、注意の必要なしとする反対動議を提出した。前者の動議については大山正雄議員（共産党）と矢島豊海議員（社会党）が、また後者の動議に対しては田中和子議員（民主自由クラブ）がそれぞれ支持する旨の発言を行った。このため松山議長は、両者の動議はともに所定の賛成者を得て成立したと判断し、これについての取り扱いを協議するため午後三時二〇分に暫時休憩を宣言した。

この日の本会議は、午後四時五〇分に一旦再開して会議時間延長決定があったのちふたたび休憩に入った。この間各会派間での非公式な折衝が続けられたが、結局この日のうちに本会議を再開するまでには至らなかった。翌一七日の本会議は、午前中に開かれた議会議運営委員会での日程調整等についての協議を経て、午後一時四〇分に開会され、冒頭で前日の相反する二つの動議の採決が行われた。この結果、渡辺議員の動議については賛成者多数（起立二三人）、梶居議員の動議については賛成者少数（起立一四人）となり、渡辺議員の動議が可決される

ことで、よりやくこの問題の決着をみた。しかしながら、平本議員が本定例会の一般質問の一番手であったために、この中断によって以後の一般質問の日程において大幅な時間的制約が生じ、残る八人の議員のほとんどが再質問を省略し、要望を述べる形にとどめることとなった。

行財政改革問題 題をめぐって

前述の市職員給与改定問題を扱った際に指摘したように、鈴木内閣が最大の緊急課題としてきいて、本格的な動きが始まった。そして、「増税なき財政再建」の基本方針のもとに、従来の国と地方自治体との間の行財政関係についての全面的な見直しも重要な課題の一つとして臨調の審議の場に取り上げられ、第一次答申の「今後の検討課題」のなかでは、「国と地方公共団体との機能分担、費用分担及び財源配分、国の出先機関の整理、広域行政需要への対応方式、地方公共団体の組織・定数管理方式等を始め、国と地方公共団体及び地方公共団体相互のかかわり方を全般的に検討する必要がある」との指摘がなされている。また、翌年夏にはこうした議論を踏まえて、包括的な基本答申（第三次答申）の提出も予定されている。

このような状況のなかで、本定例会の一般質問では多くの議員の質問のなかで、行財政改革問題に関連する諸点を取り上げられた。平本昇策議員（民主自由クラブ）は、国の行財政改革のしわ寄せが本市の新総合計画後期事業計画に、財政面でどのような影響を及ぼすかという点について、理事者の見解を求めた。これについて山本篤三郎企画調整局長は、本市の公共事業の多くは継続事業であるため直接的な影響は少ないと予想されるが、新規事業については、その必要性を国に十分訴えて補助金獲得に努力し、万一補助金削減となった場合には繰り延べなどで対応しつつ事業計画の実現を図る方針である、と説明した。長谷川忠勤議員（民社クラブ）は、臨調第一次答申の内容を踏まえて今後の市の行財政改革に対する市長の基本姿勢、事務事業の外部委託のあり方等の諸

点を質した。これに対し市長は、基本的に地方分権の確立を目指しつつ総合計画を柱として事務事業の総点検、予算編成システムの改善、権限委譲、行財政問題研究会と対策本部による検討等を進めていくなかで、市独自の行革を行い自己革新に努力したい、と答弁した。また事務事業の外部委託に関しては山本局長から、昭和四二年以降に実施された外部委託として電算機関連業務、タイプ・印刷業務、国民健康保険の審査、庁舎ビルの管理、学校・市民センターの夜間警備等があり、今後は市民への直接的なサービスを担当する部門については市職員が責任をもつという基準で考えていくとの説明があった。さらに長谷川議員が、給与表の公表を求める自治省の指導にどのように対応するかを質したのに対し村山俊博市長室長は、今年度については一二月二五日の広報紙において公表する予定であることを明らかにした。榎居祐三議員（社会党）は、国が地方公務員給与是正の指導にあたって抛り所としているラスパイレス指数の妥当性について、理事者側の見解を質した。これについても村山室長は、一四日の総務企画常任委員会での答弁と同様に、ラスパイレス指数には職員の仕事の質量、密度等の要素は含まれず比較基準としては問題があるけれども、一つの統計数値として参考にすべきもので、今後の藤沢市の職員給与については、この指数の他に一〇年後や二〇年後を考えたモデル賃金等を含めて総合的に検討していきたいと答えた。また二見友久議員（民主自由クラブ）は、昨年七月に実施された本市の機構改革について、職員間でどのような評価がなされているのか、課によって職員数と仕事量にアンバランスが生じているのではないかと、事務の省力化と機械利用はどのくらい進んでいるか等の諸点について質問した。これに対し山本局長から、現行の機構に対する評価については、毎年予算編成時に各局総務室と企画総務室との間で協議しており、おおむね現在の機構が定着していると考えられること、職員再配置については事業の遂行状況を踏まえて絶えず最適な配置を実現するよう努力するつもりであること、機械利用に関しては各種証明書交付事務等を中心に電算機利用



住宅公団が取得した羽鳥踏切に隣接する住友発条跡地

が進められていること、等についての説明と答弁があった。

なお、以上の質疑の他に行財政改革に関連する質問が、小川竹次郎議員（市政市民会議）、渡辺光男議員（民主自由クラブ）の一般質問でも予定されていたが、前述のような時間的制約が生じたことや重複を避けるとの理由で割愛されたことも付記しておかねばならない。また、長谷川議員の質問に対する答弁にあった職員給与の公表については、一二月二五日付の「広報ふじさわ」で、一般行政職に関する人件費総額、職員一人あたりの給与費、平均給料月額、学歴別初任給、期末手当、退職手当等が、前年一〇月一三日の自治省通達のモデルに沿って発表された。

辻堂駅周辺 藤沢駅周辺地区が、北口を筆頭とする大規模な再開発の諸問題 事業によって整備が進んできているのに対し、同じ藤

沢市内にありながら辻堂駅周辺については、これまで都市基盤整備がやや立ち遅れてきていた。五五年三月には辻堂駅北口広場が完成したが、この地域において残された中心的な課題は、おおむね次の三点に大別できる。第一にスミハツ跡地の住宅建設問題、第二に羽鳥踏切立体化工事、第三にニチイ出店問題である。

第一の問題は、辻堂駅北側のスミハツ工場の跡地に、日本住宅公団が建設を予定している高層住宅計画をめぐる問題である。戦前からこの土地に工場を持っていた住友金属発条（旧山本発条）は、五四年七月に茨城県筑波

へ工場を全面移転することを決め、その跡地は住宅公団が買い上げることとなった。同工場の移転は五七年三月末に完了を予定しているが、その跡地は、約三万五〇〇〇平方メートルの面積をもち、ここに大規模な公団住宅が建設されることになれば、本市としても小学校、道路および下水道等公共施設や商業施設等の整備のための対策に取り組むことを迫られることになる。そして何よりも、住宅公団との協議のうえで、辻堂駅北口地域全体を網羅する何らかの包括的な再開発計画の策定が必要になってくるのである。そこで最も大きな問題となるのが、第二のポイントである羽鳥踏切立体化工事である。この踏切は、辻堂駅東側の県道辻堂停車場辻堂線と東海道本線が交差する踏切で、いうまでもなく湘南のベッドタウンから京浜方面への通勤路の真只中に位置する。このため、東海道本線の過密ダイヤの影響をまともに受ける朝夕の通勤時間帯のピーク時には、文字通り「開かずの踏切」と化し、特に南側の県道には激しい車の渋滞が繰り返されるという状況が続いている。そこで、こうした状況を改善する抜本的対策として、踏切の立体化が早くから望まれ、地元住民からいく度もこの問題に関する請願や陳情が市議会に提出されてきていた。もとより県道と国鉄との踏切であるため、工事の主体となるのは国鉄と神奈川県であるが、本市としても羽鳥踏切の立体化は辻堂駅周辺地区再開発の要であるとの認識から、その実現に向けて国鉄や国および県に強く働き掛けてきた。その結果、ようやく本年一〇月一六日に地元の関係地権者に対する県の説明会が開かれ、立体化工事のための用地買収が着手されることになったのである。第三のニチイ出店問題とは、大手スーパーマーケットのニチイが、辻堂駅北側の東海道本線に隣接する京楽園跡地に出店を希望し、大店法第三条に基づく申請を五四年八月に提出したことに端を発する問題である。大型スーパーマーケットの進出が、消費者には歓迎される反面、顧客のシェアを侵食される地元商店からは強い反対を受けるのは、全国各地に共通する現象である。今回のニチイの場合も、その出店に関する賛成と反対のそれぞれの立場で住民から

提出された請願や陳情は、五四年九月定例会、同一二月定例会、五五年六月定例会、同九月定例会、同一二月定例会において、本会議や経済観光常任委員会での議論の的となっていた。この間、市商工会議所を中心とする様々な折衝も続けられた結果、本年八月二十五日に、大店法第三条に基づく商業活動調整協議会（商調協）の審査が結審し、五八年三月末日までに出店することを条件として、ニチイ出店が事実上承認されたのである。

このような状況のなかで、本定例会の一般質問では斉間壽久議員（公明党）と大山正雄議員（共産党）が、辻堂駅周辺地域に関する問題を取り上げた。斉間議員は、スミハツ跡地の土地利用について商店街も含めた一体的な再開発が必要であるとの認識から、この点に関する市と住宅公団との協議の経過について質問した。これに対し大林順一郎建設局長は、跡地を南北二ブロックに分け当面北側から着手していくことで公団との話し合いを進めている、と答弁した。斉間議員はさらに、八月二十五日の商調協の結論が、五八年三月末日までに出店と決まったことについて、羽鳥踏切の立体化が実現せぬまま開店となれば、周辺の交通環境に深刻な事態になると述べ、商調協特別委員でもある伊草昇助役の見解を質した。これについて同助役は、ニチイ出店に関して交通問題が最大のネックであることを認めため、羽鳥踏切立体化工事が用地買収の関係や行革に絡む国庫補助金削減の動きのために早期実現が困難である一方で、ニチイ出店を望む多数の住民の意向もあることから、今回の商調協の結論になった旨を述べ、今後この問題について地元住民や警察関係者と十分に話し合っただけで済ませたいと答えた。大山議員は、商調協結審の参考資料となった「辻堂地区商業動態調査」の内容において、ニチイ出店を可能とするような意図的な数値の操作が行われており重大な疑義があるとして、市の見解を質した。これに対し加藤昭経済部長は、市としてもこの調査に疑問を抱いている旨を明らかにするとともに、市商工会議所とも協議のうえ再度この調査に関する説明会をもつ予定であると答えた。

なお、昭和五八年二月定例会で扱うように、ニチイ出店問題が、これより約一年後に重大な不祥事に結びつくことになった。

五 昭和五七年二月定例会（二月二四日～三月二六日）

二月二四日から三月二六日までの三二日間を会期とし、昭和五七年度一般会計予算および下水道事業費特別会計等一五特別会計予算、専決処分の承認、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正、消防本部等設置条例の一部改正、教育文化センター設置条例の制定、学校設置条例の一部改正等五一議案、報告二件と、行政改革による市民への負担増を行わない請願等七件の請願が上程された。

これらの議案はすべて二月二四日の初日の本会議に一括上程され、議案第七二号専決処分の承認から順次理事者による提案理由の説明が行われた。また午後からは、五七年度予算に関連する二三議案について、市長による施政方針の説明があった。つづいて二六日の本会議では、専決処分の承認、財産の取得、農業共済条例の一部改正等一一議案の審議と議決（すべて原案のとおり可決）、一三議案の各常任委員会への付託の決定があり、翌二七日から三月八日までを休会として各常任委員会での審査日程にあてることがとされた。

本定例会における各常任委員会の主な活動は次のとおりである。三月一日に開かれた都市建設常任委員会では、下水道事業費特別会計補正予算等五議案と辻堂西海岸に計画されている高層マンション建設反対の陳情等四件の陳情が、また二日の経済観光常任委員会では中央卸売市場事業費特別会計補正予算と塩専売制度廃止に反対する意見書提出を求める請願、ニチイ辻堂店出店をめぐる二つの陳情等が、それぞれ審査された。文教厚生常任委員会は三月三日に開催され、教育文化センター設置条例の制定等二議案と学童保育に関連する二件の請願、湘

南ライフタウン教育事務委託継続についての陳情等三件の陳情が審査された。三月四日に開かれた総務企画常任委員会では、消防本部設置条例の一部改正等五議案と核競争に反対し非核三原則遵守の決議を求める請願等三件の請願、国連軍縮特別総会に向けての陳情等が主な審査の対象となった。このうち消防本部設置条例の一部改正は、本年四月一日より新しく湘南台に藤沢北消防署が開設されるにあたって、本市の消防体制を南署と北署の二署制にするとともに、従来の消防本部の名称を消防局に改めるという内容であり、管轄区域を二分した際の線引き基準と今後の指令系統の問題について質疑が交わされた。

これらの審査の結果は三月九日の本会議で報告され、採決の結果、全ての付託議案が原案のとおり可決された。また請願については行政改革による市民への負担増を行わない請願等四件が採択、国への塩専売制度の廃止に反対する意見書の提出を求める請願等二件が継続審査と決まった。

施政方針説明と代表質問

前述のように葉山峻市長の施政方針説明は、二月二四日の本会議に行われたが、このなかで市長は、五七年度予算と重点施策の説明に先立って、現下の政府が直面する行政改革問題に言及し、第二次臨時行政調査会の第一次答申とそれに基づく政府の対応を「国の赤字財政再建のためのつじつまあわせに終わっている」と批判した。そして分権と参加を保障する民主的な地方行政制度の改革に向けて、全国の自治体と連携するとともに、長洲県政とも相互に協力して粘り強い運動を推進する決意を明らかにした。さらに市長は、本年六月に予定されている国連軍縮特別総会に向けて、平和のための行動に積極的に参加していく意思をも表明した。

これを受けて三月九日、一〇日、一一日の三日間にわたり代表質問が行われ、三堀義一（民主自由クラブ）、

中山五福（社会党）、村上伸（公明党）、大山正雄（共産党）、西条節子（市政市民会議）、鈴木明夫（民社クラブ）、関根宗四郎（昭和新政会）、高山年正（新自由クラブ同志会）、田中和子（民主自由クラブ）の各議員が、それぞれの会派を代表して質問に立った。そして五七年度予算および諸施策についての市長の基本姿勢をはじめ、行財政改革の今後の推進、中央卸売市場の統合問題、青少年非行防止と教育施策、湘南ライフタウンの市境問題、米軍機事故と安全対策、心身障害者福祉施策等多面的な問題が取り上げられ、熱心な質疑が交わされた。

このうち三堀議員は、国の行政改革についての市長の考え方を質すとともに、国・県・近隣都市が緊縮予算を組んでいるにもかかわらず本市の五七年予算が一般会計で一四パーセント増の積極予算であることを指摘し、本年度の市税収入の見込みについて質問した。これに対し市長は、施政方針説明と同様に臨時行政調査会答申を批判し、中央政府に過度に集中している権限の地方委譲によって活力のある地方自治体活動づくりを進める方向で対応していきたいと答えた。税収に関しては山本篤三郎企画調整局長から、個人市民税と固定資産税の増収に加え事業所税収入が一三億円程度見込まれるとの説明があった。

中山議員は、今後のまちづくりの問題を取り上げ、二一世紀に向けての都市デザイン構想について市長の基本的な考え方を質した。これに対し市長は、二月に発足した都市デザイン検討委員会の活動について説明し、市民の実生活に根ざした藤沢市独自の都市デザイン構想を策定していきたいと述べた。また中山議員が、二月一三日の辻堂海岸で起こった米軍機部品落下事故について言及し、市民の安全対策と今後の基地問題への対応を市長に尋ねたのに対し市長は、事故後ただちに内閣総理大臣と米軍厚木基地司令官に抗議した経緯を説明し、神奈川県基地関係市町連絡協議会を通じて、安全対策と騒音対策に万全を尽くすよう政府に要望していきたいと答えた。

村上議員は、近年の青少年非行問題の深刻化にもかかわらず、施政方針説明で市長がこの問題について言及し

ていなかった点を指摘し、市長の基本姿勢を質した。これについて市長は、全般的な説明では触れなかったが、中学校の部活動活性化のための予算投入等実質的な施策において取り組んでいることを説明し、教育的見地からの問題を追及すべきだとする考えを示した。

西条議員は、教育行政を取り上げ、東京都中野区で実践されている教育委員準公選制度を、本市においても取り入れる考えはないかと市長に質問した。これに対し市長は、中野区の事例が開かれた教育の実現のためには研究に値する方法であるとしながらも、準公選方式にはさまざまな形があるので今後検討していきたいと述べるにとどまった。また西条議員が、藤沢市独自の今後の障害者福祉施策の計画と実施について質したのに対し柴幹夫民生局長は、基本的に県の計画との整合性を図りながら、県内の自治体間の格差も考慮しつつ本市の方式を進めていくよう努めたいと答えた。

鈴木（明）議員は、本市における行財政改革との関連で、今回行われたし尿収集運搬手数料等使用料・手数料の値上げの理由について質問した。これについて市長は、今回の料金見直しは特定の人についての受益者負担的な性格のもので、負担の公平化と所得の再配分の観点から適正な負担を願うものである、と説明した。

この他、大山議員の質問では厚木基地対策と平和についての市長の基本姿勢、湘南ライフタウン市境問題や中央卸売市場運営、関根（宗）議員の質問では保育料値上げや職員配置等本市の行政運営の諸問題が質問の対象となった。また高山議員は立法機関と執行機関との関係における審議会のあり方、中小企業対策を中心とする商工行政等、田中議員は緑化対策、老人福祉施策、都市基盤整備に関する諸問題等をそれぞれ取り上げ、市長および理事者側との間で質疑が交わされた。

昭和五七年度予算の審議

今回上程された昭和五七年度予算の規模は、一般会計で五九〇億五四八万九〇〇〇円、一五特別会計で四二億八〇一〇万八〇〇〇円で、予算総額は一〇二億三四五九万七〇〇〇円となり、本市においては初めて一〇〇億円台に達した。これを対前年比で見ると、一般会計は一四・〇パーセント、特別会計では四・七パーセント、総額で九・九パーセントの増加となっている。

これらの予算および関連二三議案を審査するため、三月一日の代表質問終了後、松山議長によって指名された二人の議員で構成される予算等特別委員会が設置された。委員会は同日午後第一回目の会議を開き、委員長に平沢信雄委員（民主自由クラブ）、副委員長に津田萬次郎委員（市政市民会議）をそれぞれ選出した。そして翌二日から二三日までのうち七日間を審査期間として、あらかじめ定めた日程に従い一般会計予算歳出の部から順次審査を行った。これらの審査のなかでは、職員の適正配置、辻堂駅周辺の放置自転車対策、し尿処理手数料の値上げ幅の妥当性、中小企業の実態把握と今後の商工政策のあり方、県労働福祉センター建設にかかわる本市の補助金負担額、中央卸売市場の出荷奨励金問題、ブロック塀等防災事業の実施方法、湘南台公園前保留地の利用計画策定の必要性、藤沢駅北口再開発事業費特別会計への一般会計からの繰り入れなどの諸点に質疑が集まった。審査は一九日までにすべて終了し、二三日には各会派による討論と採決が行われた。この結果、競輪事業費特別会計予算については賛成多数（共産党が反対）、そのほか二三議案については全員異議なく可決すべきものと決定した。

これらの審査の経過と結果は、二六日の本会議の冒頭で報告され、ひきつづいて各会派による代表討論が行わ

れた。そして藤谷昌男（共産党）、渡辺光男（民主自由クラブ）、黒江貞子（社会党）、岸本英夫（公明党）、関根久男（市政市民会議）、関根宗四郎（昭和新政会）、長谷川忠勤（民社クラブ）、桜井正平（新自由クラブ同志会）の各議員から五七年度予算および関連諸議案についての賛否、要望、意見等が述べられた。これらの要望や意見の主なものとしては、「保育料の値上げにあたっては中間層の値上げ幅を抑えるように望む」（共産党）、「中央卸売市場の市場統合と地場物の全量集荷に努力して欲しい」（民主自由クラブ）、「苗木の無料配付や樹木の植栽等緑化対策に努めて欲しい」（社会党）、「国民健康保険の財政負担が自治体や被保険者にしわ寄せされていることに鑑み、老人医療制度の抜本的改革を国に要請すべきである」（公明党）、「平和を愛する正しい教育に積極的に取り組むことを切望する」（市政市民会議）、「放置自転車対策の条例化を進めてほしい」（昭和新政会）、「湘南ライフタウンの商業施設づくりに努力せよ」（民社クラブ）、「自治法の示す立法・執行両機関のチェック・アンド・バランスを確認し、議会機能の強化に努めて欲しい」（新自由クラブ同志会）などがあった。採決の結果、五七年度一般会計予算、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正等二二議案は全員賛成、五七年度競輪事業費特別会計予算は賛成多数（共産等が反対）でいずれも原案のとおり可決となった。

意見書および請願

三月二六日の本会議では、右の予算審議の終了後次の四件の意見書が上程された。すなわち、「平和を貫く国際軍縮に関する意見書」、「行政改革に関する意見書」、「年金のスライド時期の延期に反対する意見書」、「一兆円減税を求める意見書」の四件であり、それぞれ提案者を代表して津田萬次郎議員（市政市民会議）、井上正一郎議員（民主自由クラブ）、中山五福議員（社会党）が提案理由説明を行った。採決の結果いずれも原案のとおり

可決された。また西部地区ショッピングセンター早期建設に関する請願について、内田松男議員（民社クラブ）から紹介理由の説明があり、経済観光常任委員会に付託することに決定した。最後に松山議長と葉山市長からのあいさつがあり、二月定例会はすべての日程を終了した。

第五節 昭和五七年度

一 昭和五七年四月臨時会（四月六日）

四月六日の一日間を会期とし、議案第一号専決処分承認、第二号市税条例の一部改正の二議案が上程された。前者は、大庭城址公園用地取得のため、西部土地区画整理事業施行地区内の合計面積一万一〇三二平方メートルの土地を三億八六二二万円で取得したが、国庫補助金の交付決定日の関係で議会を召集するいとまがなかったため、三月三十一日付で専決処分とした旨の承認を求める議案である。これについては岸本英夫議員（公明党）から二月議会に間に合わず年度末までずれこんだ理由等について質問があったのち、採決の結果全員異議なく原案のとおり承認された。後者は、地方税法等の改正に伴い、個人市民税均等割の非課税基準額の引き上げ、固定資産税・都市計画税の負担調整措置、特別土地保有税の課税対象外措置等のために市税条例の規定を一部改正するという議案である。これに対し大山正雄（共産党）、岸本英夫（公明党）、藤谷昌男（共産党）の各議員から農地の宅地並み課税の影響、負担調整率における市長裁量の問題等の諸点についての質問と、宮地淳子議員（共産党）による賛成討論があった。採決の結果、この議案についても全員異議なく原案のとおり可決となった。

二 昭和五七年六月定例会（六月八日～六月二十九日）

六月八日から二十九日までの二二日間を会期とし、専決処分の承認、工事請負契約の締結、五七年度一般会計補

正予算、市議会議員の定数を減少する条例の制定、核兵器廃絶平和都市宣言について等一八議案と、土地開発経営公社の経営状況等の報告一四件、農産物輸入自由化・枠拡大阻止に関する請願等七件の請願が上程された。そして、六月八日に議案の提案理由説明、一〇日に質疑と一部議案についての採決および各常任委員会への付託の決定、二二日に各常任委員会報告と追加議案の説明および採決を行ったのち、同日から二二日、二三日の三日間にわたり一般質問、最終日の二九日には追加議案等の審議と採決という日程で議事が進められることになった。

しかしながら、六月二七日に市立駒寄小学校電気工事をめぐって発生した汚職事件は、最終日の議事日程を変させた。この事件とその後の市議会の対応については本定例会やその後の八月臨時会を含め、次の第三項で一括して詳述するが、二九日の本会議ではこの不祥事について市長の見解やこれまでの経緯、市の対応等の諸問題について七人の議員による緊急質問が行われた。すでにこれまでの記述で明らかのように、例年六月定例会では、議会役職者および各常任・特別委員会委員の選任が行われることになっており、今回も副議長職の選出をはじめ各委員会の構成や正副委員長の選出等役員人事の決定が本会議最終日に予定されていた。このため、これらの人事についての各会派間の交渉と突発した汚職問題とが相まって、この日の本会議の開会は著しく遅れ、漸く午後四時五〇分に開かれたが、会議時間延長の決定の後わずか一分で休憩に入り、午後六時一五分になって再開されるといふ異例の事態になった。そして本定例会最終日のすべての議事日程の終了時間は、実に午後一時四二分に及んだのであった。

市議会議員の定数を減らす条例の制定

これは、本市の市議会議員の定数を地方自治法の定める基準よりも減らす旨の条例の制定を求めたもので、議案第一二号として上程された。

戦後一貫して増え続けてきた本市の人口は、五五年の国勢調査の時点で三〇万二四八人となり、市制施行以来初めて三〇万人を超えた。ところで地方自治法第九一条第一項では、市町村議会議員の定数を、人口三〇万人の市については四八人と定めている。したがってこの基準を適用するならば、本市の市議会議員の定数は現行よりも四人増えて四八人とせねばならなくなる。しかしながら議会の側に見れば、ここで一挙に四人も議員定数を増やすことは、臨調答申や政府の行革論議で強調されているところの「地方行政の簡素・効率化」の要請に反すると見なされることになるし、また納税者たる市民の十分な理解を得ることも容易ではないと予想された。このため、他市の状況等も勘案した結果、本市市議会議員の定数を現行どおり四四人にとどめるべきである、とする見解が与野党間で合意され、地方自治法第九一条第二項の「前項の議員の定数は、条例により特にこれを減少することができる」との規定に基づいて、八日の本会議に議員提出議案として上程された。本会議では、中山五福議員（社会党）が提案理由説明に立ち、大山正雄議員（共産党）の賛成討論があったのち採決を行い、全員異議なく原案のとおり可決となった。なお、この条例は次回の一般選挙（昭和五八年に予定）から施行することとされた。また施行後の次の一般選挙（同六二年に予定）までに定数の適正を図るための再検討を行う旨も、付則として定められている。

「核兵器廃絶平和都市宣言」をめぐる議案の統合、撤回および再提出

前回の二月定例会における市長の施政方針説明のなかで触れたように、本年六月には国連軍縮特別総会が開催されることになったが、これに時を合わせるかのように、全国各地で反核・平和のための市民運動が高まりを見せてきた。地方自治体レベルでも東京の武蔵野市等いくつかの自治体において反核・平和都市宣言を行うところが目立ちはじめてきた。神奈川県内でも、本市に先立って川崎市では、六月定例会において市長の提案による核兵器廃絶平和都市宣言が全会一致で可決されている。本市においても、すでに昨年九月定例会での「非核三原則の堅持に関する意見書」と本年二月定例会での「平和を貫く国際軍縮に関する意見書」の二意見書が全会一致で可決され、それぞれ内閣総理大臣他に提出されている。こうした背景のもとに本定例会では、六月九日に予定される国連軍縮総会の開会にあわせ、核兵器廃絶平和都市宣言を議会で可決することとし、そのための原案づくりが市長サイドで進められていた。このことは、六月五日に平塚市において、本市をはじめ伊勢原市、平塚市、茅ヶ崎市等神奈川県内五市三町の首長が集まって開かれた「平和を語るシンポジウム」の席上でも、葉山市長から公にされた。

こうしてつくられた宣言文の原案は、「藤沢市不戦・核兵器廃絶平和都市宣言」と名付けられ、次のような内容であった。

「わが国は世界で唯一の核被爆国であり、核兵器廃絶と恒久平和の実現は全国民共通の願いである。しかし、すでに地球上には人類を滅亡させてなお余りある核兵器が貯えられている。その上になお、世界的に核軍拡競争は果てしなく続き、新たな核戦争の脅威が一段と強まっている。このような中で、今全世界に核兵器廃絶と軍縮

を求める声が高まっている。このときにあたり、ヒロシマ、ナガサキの被爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを世界の人々に訴えることは、現代に生きる市民の責務である。藤沢市は、日本国憲法の精神と平和こそが地方自治の根本的条件であることに基つき、核兵器の廃絶と軍縮という人類共通の大義に向かって不断の努力を続けることを誓う。われわれは核兵器をつくらず、持たず、持ちこませず、核攻撃を認めない不戦・核兵器廃絶の平和都市となることを、ここ緑と太陽と潮風につつまれた湘南の地から永遠に宣言する。」

この理事者原案は、本定例会開会前の五月末に議会側に示され、各会派の意見も取り入れたうえで、全会一致で可決し得る最終案を作成し、本会議に上程する段取りとなっていた。しかしながら、この原案に対する議会側特に野党保守系会派の批判や修正要求は、市長および理事者側の当初の予想をはるかに超えるほど強く、右の原案は多くの部分で修正や削除を求められ、大きく文言を変えることになった。すなわち、表題と本文から「不戦」の文字が消え、「世界的に核軍拡競争は果てしなく続き」や最後の「ここ緑と太陽と……永遠に」の文言が削られ、「このようなかで」から始まり世界的な反核運動やヒロシマ、ナガサキに言及し「現代に生きる市民の責務である」に至る文言は全面削除となった。この結果、最終的に理事者側がまとめた都市宣言の文案（便宜上以下市長案とよぶ）は、「藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言」のタイトルとなり、次のように原案の約三分の二の長さの内容となった。

「わが国は世界で唯一の核被爆国であり、核兵器廃絶と恒久平和の実現は全国民共通の願いである。

しかし、すでに地球上には人類を滅亡させてなお余りある核兵器が貯えられ、新たな核戦争の脅威が一段と強まっている。

藤沢市は、日本国憲法の精神と、平和こそが地方自治の根本的条件であることに基つき、核兵器の廃絶と軍縮

という人類共通の大義に向かって不断の努力を続けるとともに、核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませず、また、使用を認めない核兵器廃絶の平和都市となることを宣言する。」

この間、松山三之助議長（公明党）もあっせんに入り調整が続けられたが、右の市長案がまとめられてからもなお、民主自由クラブ側からタイトルの「核廃絶」を削除すること、非核三原則の内容を盛りこまないことなどの要求が出されるに及んで市長側も、革新市政の特色を示すという立場からこれ以上の譲歩はできないと判断し、右の市長案を議案第一〇号として上程することに踏み切ったのである。

他方、市長案に同意できないとする野党民主自由クラブは、八日の本会議までに「藤沢市平和都市宣言」と題する独自の宣言文案（以下民主自由クラブ案とよぶ）を用意し、山口倉吉議員他九人による議員提案の議案第一三号として上程した。これは、次のような内容である。

「わが国は世界で唯一の戦争を放棄した国家であり、全世界の恒久平和は国民の共通の願いである。

われわれ藤沢市民はここに日本国憲法の崇高な理念に基づき、国家の安全と平和こそが地方自治存続の根本的条件であることに立脚し、全世界の人々に核兵器をはじめすべての兵器の廃絶を訴え、人類の永遠の平和という理想に向かって不断の努力を続ける平和都市であることを宣言する。」

一見して明らかのように、ここではタイトルから「核廃絶」の文字が外され、世界で唯一の被爆国であることや非核三原則についての言及も消えており、代わって「国家の安全」あるいは「核兵器をはじめすべての兵器の廃絶」という文言が挿入されていることが目をひく。

こうして、本定例会初日には二種類の平和都市宣言が同時に上程された。これについての質疑は一〇日の本会議で行われたが、議案第一三号は議員提出議案であるため、民主自由クラブの平沢信雄、平本昇策、渡辺光男の

三議員が答弁席に着いた。午前一一時二〇分に開会された本会議では、民主自由クラブ案についての質疑から始まり、通告にしたがって大山正雄（共産党）、榎居祐三（社会党）、津田萬次郎（市政市民会議）、高山年正（新自由クラブ同志会）、桑原正一（共産党）、桜井正平（新自由クラブ同志会）の各議員が質問に立った。そして、既に二度にわたって反核・平和についての意見書を全会一致で可決しているにもかかわらず今になって市長案に反対するのか、「核兵器廃絶」をタイトルから外さねばならない理由は何か、核兵器に反対の立場を宣言文のなかで何故明確にはいけないのか、「すべての兵器」とは何を意味するのか、またそれとの関連で自衛隊の存在や国防費の増大についてどのように考えているか等、多岐にわたる質疑が民主自由クラブの三議員との間で交わされた。また市長案に対しては広谷甲二（公明党）、山口倉吉、田中和子（以上、民主自由クラブ）等の議員から、全会一致で支持できる議案を上げできなかったことについて市長の責務をどう考えているか、国家の安全と地方自治の問題をどのように思うか等についての質問が出された。

これらの質疑は、途中休憩もなく二時間以上にも及んだが、ほとんどの部分で議論が十分に噛み合わないまま終始した。もとより、この種の議案の性質上、多数決によっていずれか一方を可決し他方を否決するという形をとることは、あまりにも不自然であり、今後の議会運営を考えても、また対外的に見ても極力避けねばならないことは明らかであった。それゆえ、今後六月定例会の会期中に両案を一本化することができると否かが、この議案に関する限り最大のポイントであった。この点について民主自由クラブの渡辺議員は、鈴木明夫議員（民社クラブ）の質問に答えて、「これからの議会の経過で全市民的なものにしていただけるよう、逆に私の方は議員の皆さん方にお願ひしたい」と述べ、また市長も宮治政弘議員（民主自由クラブ）の質問に対し、「虚心担懐にお話することにやぶさかではない」と答え、両者とも今後の折衝に含みをもたせる答弁を残して、本議案について



核兵器廃絶平和都市宣言の碑（市役所新館前）

の質疑を終えた。

この後本会議では、両議案の審査を総務企画常任委員会に付託することが決定されたが、以後この件をめぐる議会内の動きは急速に収束へと向かう。まず、総務企画常任委員会開催の前日の六月一五日付で、市長案、民主自由クラブ案の提案者双方から、議長あてに両議案の撤回書が提出された。そして翌一六日の同委員会では、本会議で承認されることを前提に撤回を承認すべきものと決定、二一日の本会議では市長と渡辺議員の両者による撤回理由の説明があり、採決の結果いずれについても全員異議なく撤回を承認、という手続きを踏んだのち、改めて市長提案の議案第一四号として「藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言」が上程された。この議案については、市長による提案理由説明と全文の朗読ののち、質疑討論および委員会付託はすべて省略され、採決の結果全員異議なく原案のとおり可決され、一〇日の本会議で長時間にわたる論戦が展開されたにもかかわらず、実にあっけない幕切れとなった。

一〇日の本会議から僅か一〇日あまりの間に、両議案の一本化が可能となったのであれば、なぜ本定例会開会前までに一本化できなかったのか、という疑問を残したまま、この議案に関する論戦は決着した。この宣言文を刻み込んだ碑は、市役所新館入り口の右側に小さな木立ちに囲まれて、静かに建っているのである。

「藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言」

わが国は世界で唯一の核被爆国であり、核兵器廃絶と恒久平和の実現は全国民共通の願いである。

しかし、すでに地球上には多くの核兵器が貯えられ、人類の生存に深刻な脅威を与えている。

藤沢市は、日本国憲法の精神に基づく国の平和と安全こそが、地方自治の根本的条件であることにかんがみ、非核三原則が完全に実施されることを願い、核兵器の廃絶と軍縮を全世界に訴え、この人類共通の大義に向かって不断の努力を続ける核兵器廃絶の平和都市であることを宣言する。

昭和五十七年六月二日 藤沢市

その他の議案、一般質問、意見書等

本定例会に上程された二七議案のうち、右に述べた四議案以外の議案については、専決処分承認等五議案が六月一〇日、昭和五七年度一般会計補正予算等四議案が二一日までに、いずれも原案のとおり可決となった。また請願については、国への塩専売制度の廃止に反対する意見書の提出を求める請願等六件が採択、学童保育に関する請願一件が継続審査と決まった。

一般質問は、前述のように二一日、二二日、二三日の三日間に、共産党、公明党、社会党、新自由クラブ同志会、民社クラブ、民主自由クラブの各党派から八人の議員が質問に立った。そして、交通事故防止対策および夏の暴走族対策、長後駅前の放置自転車対策および道路の整備、厚木基地周辺の住宅の航空機騒音防止対策、六会駅西口周辺の整備と道路計画、地区市民集会のあり方と住民の意見の反映の仕方、国の景気浮揚策と本市の対応、新中央図書館の建設計画、湘南ライフトアウンの量販店出店問題および新交通システムの実現可能性、市民病院での停電事故の原因と今後の対策、情報公開制度への今後の取り組み、農業予算の今後のあり方、北警察署の

表57-1 各委員会正副委員長一覧

(昭和57年6月選出)

委 員 会	委員長(会派名)	副委員長(会派名)
総務企画常任委員会	山本 捷雄 (民主自由クラブ)	鈴木 明夫 (民社クラブ)
文教厚生常任委員会	津田萬次郎 (市政市民会議)	杉山 幸春 (民主自由クラブ)
経済観光常任委員会	内田 末吉 (公明党)	五十嵐紀子 (日本社会党)
都市建設常任委員会	桑原 正一 (日本共産党)	宮治 政弘 (民主自由クラブ)
西・北部地域開発促進特別委員会	内田 松男 (民社クラブ)	斉間 壽久 (公明党)
交通改善対策特別委員会	瀬川 進 (日本社会党)	平本 昇策 (民主自由クラブ)
公・水害、地震対策特別委員会	関根宗四郎 (昭和新政会)	長谷川忠勤 (民社クラブ)
議会運営委員会	矢島 豊海 (日本社会党)	平沢 信雄 (民主自由クラブ)
議会報編集委員会	井上正一郎 (民主自由クラブ)	小川竹次郎 (市政市民会議)

設置計画等多様な問題点について、理事者との間に質疑が交わされた。

最終日の二九日には五件の意見書が上程された。このうち「農畜産物輸入自由化反対及び食糧自給率向上等に関する意見書」、「塩専売制度の存続に関する意見書」、「たばこ専売制度の存続に関する意見書」の三意見書は全員異議なく、また「朝鮮民主主義人民共和国の日本人妻の安否調査及び里帰り実現に関する意見書」は賛成多数でそれぞれ原案のとおり可決されたが、「朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化及び全面人事往来に関する意見書」は、採決の結果賛成少数で否決となった。

各委員会委員の改選と副議長選挙

前述のように、午後六時一五分から審議を始めた二九日の本会議は、汚職事件についての緊急質問と五件の意見書の採決の後、休憩を経て午後一時一八分に再開された。そして各常任・特別委員会委員の議長指名、正・副委員長との互選が行われ、いずれも前日の各派交渉会の

結論に沿って滞りなく決定された。新たに決まった各委員会の正・副委員長は表1のとおりである。

委員会人事がこのように決まったのち、松山議長より、これまで三年間副議長の職を勤めてきた浅野明夫議員（民主自由クラブ）から副議長の辞職願が出されていることが報告された。このため、副議長辞職の承認および副議長選挙がただちに議題として日程に追加され、全員異議なく辞職を承認したのち、出席議員四三人によって選挙が行われた。投票による選挙結果は次のとおりであった。

投票総数 四三票

有効投票 三三票 無効投票 一〇票

有効投票中

野島一三議員（民主自由クラブ） 二九票

大山正雄議員（共産党） 四票

この結果、野島議員の第二六代副議長の就任が決定した。そして野島議員の就任あいさつと浅野議員の退任あいさつがそれぞれ行われたのち、閉会中の所管事項の調査・審査、請願第七号紹介議員の辞退申し出の二件についていずれも全員異議なく可決し、深夜に及んだ六月定例会最終日の議事はすべて終了した。

議員表彰

本定例会に先立ち、五月二七日に全国市議会議長会創立五〇周年記念第五八回定期総会が東京で開催され、浅野明夫議員（民主自由クラブ）と加藤三郎議員（同）が、議員在職一五年以上の表彰を受けた。また同総会では、広谷甲二議員（公明党）と松山三之助議員（同）に、建設運輸委員会副委員長感謝状が贈られた。

三 汚職事件の発生と議会の対応

事件の発生と六月定例会での緊急質問

藤沢市立駒寄小学校は、市内大庭の湘南ライフタウンに隣接する地区に、昭和五六年四月開校された新設校で、開校にあたって内部の電気工事は、市内のある電設工事が請け負った。ところが、この工事の入札に際し不正のあったことが、六月九日に有価証券偽造等で逮捕されていたこの会社の社長の供述によって明らかになったのである。そして、六月二七日午後、本市の都市整備部長が、この電設会社に便宜を図りその謝礼として現金数十万円を同社社長から受け取ったとの容疑で、また同部長への贈賄の容疑で同社長と市内の金融業者がそれぞれ神奈川県警に逮捕された。この日の夕刻には、同じ容疑で本市市役所内の都市整備部長室等関連部署が捜索を受け、トラック一台分の書類が押収されたといわれる。こうした事件の経緯は、翌日付けの新聞などに大きく取り上げられ市民各層に衝撃をもたらした。中でも今回逮捕された金融業者が、かねてから北口再開発事業において特別の配慮を受けたのではないかとの噂があり、当時北口再開発事務所長の立場で現場の最前線にあった同部長とともに逮捕されたことで、問題は駒寄小学校に関する部分のみならず北口再開発問題にまで及ぶであろうと多くの市民が予想したのである。

市では、急遽二八日早朝から市長はじめ幹部職員が集まった政策審議会および部長会議を開き、不祥事の再発防止を全職員に徹底させるとともに、伊草昇助役を長とし市長室長等一三人で構成する不祥事防止対策委員会を設置することとした。同委員会は、職員の職務執行および服務規律の厳正を確保するための改善策、契約事務に

かかる不正を防止するための改善策の二点を早急に確立することを目的として、翌二九日に発足した。

議会もまたこの事態を重視し、すでに述べたように、開会中の六月定例会の六月二十九日の本会議でこの問題についての緊急質問を行うこととなった。午後六時過ぎに再開されたこの日の本会議では、冒頭市長が発言を求め、今回の不祥事の事実関係と市の対応について説明があった。そしてこれを受けて、広谷甲二（公明党）、大山正雄（共産党）、野島一三（民主自由クラブ）、関根宗四郎（昭和新政会）、内田松男（民社クラブ）、矢島豊海（社会党）、桜井正平（新自由クラブ同志会）の七議員が質問を行った。

質問の一番手に立った広谷議員は、今回の事件が決して突発的なものでなく数年前から噂されてきた問題が表面化したものであることを指摘し、この事態を市長はどのように受け止め反省しているかを質した。これに対し市長は、就任以来常に職員の自覚を促すように指示してきたが、部長の地位にある者が不祥事を起こすに至ったことについて深く反省し、断固として再発を防止するために努力したいと述べた。大山議員は、今回問題とされている電設会社とこれまでの市の公共事業入札との関連についての資料提出を求め、また野島議員もこの電設会社が経営不振を噂されていたにもかかわらず大規模工事への入札を認めたのかを質した。これらの質問に対し、秦野篤二税務管財部長からは、当該電設会社に関しては少なくとも書類上事前に問題を把握できる状況にはなかったとの答弁があった。関根議員は、二六日夕刻に市長が不在であったことについて連絡体制に不備があったのではないかと質問した。これについて市長は、当日自著についてのインタビューなどのため午前中から東京に出張していた経緯を説明し、やむを得ざる状況であったとして理解を求めた。内田議員は、市長はじめ理事者が今回の事件についていかなる責任をとるのかを質した。これに対しても市長は、当面捜査の進展と警察での取り調べの様子を見守り、その結果を待って市長自身も対象に含む厳正な処分を行いたいと答えた。また矢島議員

が不正防止のための今後の長期的・継続的な取り組みの必要について市長の考え方を尋ねたのに対し、市長は、防止のための制度の確立と同時にそれを支える人間のあり方が根本にあるとの考えを示し、今回のような事態の再発防止に努力していきたいと重ねて強調した。最後に桜井議員から、藤沢駅南部区画整理事業のなかで境川河川管理地内にある問題の金融業者の土地を市の土地開発公社が買収した件について質問があり、これについて大林順一郎建設局長から事実関係に関する説明があった。

議員全員協議会の開催（七月二十八日）

汚職事件発生から一カ月後の七月二十八日午前一時五二分から、市長の要請による議員全員協議会が開かれた。最初に市長から、今回の事件に関する処分と今後の市の対応についての経過説明があった。これによると、逮捕された都市整備部長（七月一七日収賄容疑で起訴）に対しては懲戒免職、監督責任者である建設局長に対しては減給一〇分の一（三カ月）、同じく市長および助役については減給一〇分の一（二カ月）となっている。なお、市長の減給処分については給与減額の特例条例を議会で決定した後に実施しなければ、公職選挙法で禁じられている寄付行為となるため、次の議会に特例条例を上程したいとの説明もあった。次にこれまでの市の対応については、六月二十九日に発足した不祥事防止対策委員会での検討内容の説明があった。そして、①大規模工事には制限付き一般競争入札を採用するよう契約システムを改善すること、②職員への業者からの贈品および職員の業者との飲食・交際を禁止するよう全職員に徹底すること、③暴力・脅迫行為に組織的に対応できるように体制を確立すること、の三点が検討されてきた旨の説明があった。

これらの説明ののち、渡辺光男議員（民主自由クラブ）から出された休憩の動議を挙手による賛成多数で可決

して一旦休憩に入り、これらの処分内容等について各会派での検討が行われた。そして午後一時二〇分に再開された会議では、広谷甲二（公明党）、大山正雄（共産党）、平本昇策（民主自由クラブ）、鈴木恒夫、関根宗四郎（以上、昭和新政会）、桜井正平（新自由クラブ同志会）、滝沢茂男（昭和新政会）、岸本英夫（公明党）、山本捷雄、田中和子（以上、民主自由クラブ）の各議員と市長はじめ理事者との間で、処分内容の妥当性、入札制度改革の方法、北口再開発における一部権利者の権利変換に伴う問題点、今後の人事の刷新と人事管理の方策、職員モラルの確立等の諸点について約三時間半に及ぶ質疑が交わされた。このうち特に北口再開発に絡む問題点については、後日十分な資料を提出するよう議会側から要請があり、この日の議員全員協議会は午後四時四二分に閉会となった。

昭和五七年八月臨時会（八月一九日）

八月一九日の一日間を会期とし、議案第二二号「常勤の特別職職員の給与に関する条例の臨時特別条例の制定について」と議案第二二号「不祥事等調査及び防止について」の二議案が上程された。前者の議案は既に述べたように、市長の減給処分が公職選挙法の規定と抵触することを避けるため、全文三カ条からなる特別条例を定めるもので、八月一日から九月三〇日まで市長の給与月額を規定の額から一〇分の一差し引いた額とするという内容である。これについては葉山峻市長自身が提案理由説明を述べ、採決の結果全員異議なく可決された。

後者の議案は、今回の事件の調査と再発防止を目的として、議会内に地方自治法第一一〇条に基づく特別委員会を設置するという内容である。こうした委員会設置の背景には、前述の議員全員協議会で理事者側から十分な答弁を聞くことができなかったことについての不満、あるいはこの事件について議会としても積極的な真相究明

と再発防止に取り組みべきだとする意見が多くの会派から表明されたこと等があった。そして、八月六日と一〇日に開かれた議会運営委員会での協議の結果、定数一四人で構成する不祥事等調査及び防止特別委員会を設置することに決まり、平沢信雄議員（民主自由クラブ）等一三人の議員による共同提案として一九日の本会議に上程された。本会議では矢島豊海議員（社会党）が提案理由説明を行ったのち、高山年正議員（新自由クラブ同志会）と桑原正一議員（共産党）が討論に立った。このなかで高山議員は、今回の事件の重大さとこれまでの議会での質疑内容等に鑑み、特別委員会を地方自治法第一〇〇条に基づく調査権をもついわゆる百条調査委員会とするべきである、という強い要望を述べた。また桑原議員も、同委員会活動において真相解明に不十分とみなされるような事態が生じた場合には、ただちに百条委員会に切り替えるべきであるという立場を明らかにして、賛成討論を行った。採決の結果、本議案も全員異議なく原案のとおり可決された。そして、松山議長から指名を受けた一四人の議員が委員に選任された。

なお、本会議前日の八月一八日に、市は今回の不祥事を契機としその再発防止を図るべく、建設局を中心とする市役所内の組織改正と人事異動を発表した。しかし、次の九月定例会で詳述するように、このなかで特に、企画調整局内に新設される行政監察担当の職と人事が注目を集めることとなった。

不祥事等調査及び防止特別委員会の活動

不祥事等調査及び防止特別委員会は、八月臨時会終了後の午前一一時四四分から第一回目の委員会を開き、松山議長から座長に指名された小沢定雄委員（民主自由クラブ）のもとで正・副委員長の選任が行われた。そして委員長には加藤三郎委員（民主自由クラブ）が小沢座長の指名により、副委員長には委員一四人の投票による選

挙で斉間壽久委員（公明党）がそれぞれ選任された。ついで、委員会の調査・審査内容についての検討を行った。ここでは、調査および審査の対象をあくまでも今回の不祥事に限定するか、あるいはより広く汚職防止対策一般を含めて考えるか、という点について委員の間で議論があったが、最終的に次の六つの事項が決定された。

- ① 藤沢駅北口市街地再開発事業にかかわる一部権利者に対する権利変換・床移動等の調査
- ② 藤沢市立駒寄小学校電気工事入札に伴う疑惑解明
- ③ 藤沢駅南南部土地区画整理事業と辻堂高砂土地区画整理事業の代替地について
- ④ 藤沢市開発経営公社の土地処分について
- ⑤ 職員の服務規律及び再発防止対策について
- ⑥ その他不祥事に関する事項

委員会は、その後八月二十七日、九月二十九日、一〇月二二日、十一月五日の計四回にわたって開催された。これらの審査の中では、特に調査項目①の北口再開発に関わる問題に最も多くの議論が集まった。そしてなぜこのような不祥事が生じたのか、最高責任者である市長や助役はこの間にどのように対応してきたのか、今後こうした事態の再発を防ぐにはどのような対策が考えられるか等の諸点について、理事者側から提出された各種の資料に基づき熱心な質疑が交わされた。これらの審査内容と各委員から示された意見を踏まえた報告書は、一二月定例会の五日目にあたる一二月一五日の本会議に提出され、加藤（三）委員長が説明に立った。このなかで加藤委員長は、北口再開発事業については藤沢市百年の大計の事業であり市民の期待も大きかったが、一権利者に対し道路使用部分まで権利変換の対象としたことが発端となって不当な要求をされ、都市再開発法に基づく権利変換が行われているにもかかわらず、核テナントの出店条件を満たすために入居が決定している権利者の床を移動させ

るといふ無理を生じたことが、今回の不祥事をもたらした背景として挙げられると説明した。

なお、同委員会の活動はこの報告をもって終了するのではなく、以後の状況の変化に対応し、必要な場合にさらに審査および調査を行えるよう、翌年四月の現議員の任期終了時まで存続することとなった。

四 昭和五七年九月定例会（九月七日～九月二四日）

九月七日から二四日までの一八日間を会期とし、専決処分承認、工事請負契約の締結（秋葉台公園体育館〈仮称〉新設工事）、災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け条例の一部改正、五七年度一般会計補正予算、教育委員会委員の任命等二一議案、五六年度下水道事業費特別会計等四特別会計決算の認定、開発経営公社の経営状況等の報告九件、市町村社会福祉協議会の法制化についての請願等の請願四件が上程された。そして、七日の初日の本会議で理事者による議案の提案理由説明、一日おいた九日に質疑および各常任委員会への付託の決定、一部議案についての討論と採決、一〇日から一七日までの期間に各常任委員会での審査、二一日にそれらの報告と討論および採決、同日から二二日、二四日の三日間に一般質問を行い、最終二四日には追加議案の審議と採決もあわせて行うという日程で議事が進められた。

また、本定例会における各委員会の主な活動は次のとおりである。まず九月一〇日に開かれた都市建設常任委員会では、大和市福田地区中学校建設に伴う搬入路についての陳情および市内各地での高層マンション建設反対に関する陳情が、主な審査の対象となった。前者の大和市の中学建設に関する陳情とは、長後地区住民から出されたもので、隣接する大和市福田地区中学校の建設工事用の大型車両が長後橋から引地川沿いに通行すると、周辺住民に多大な迷惑を及ぼすことになるのでやめてもらいたいという旨の陳情で、審査の結果結論保留となっ

た。一四日には文教厚生常任委員会が開かれ、私学助成の増額を求める請願、湘南ライフタウン教育事務委託の継続についての陳情、学童保育に関する請願等が審査された。総務企画常任委員会は、一六日と二四日の二度にわたって開かれ、五七年度一般会計補正予算等議案四件と陳情一件が審査の対象となった。このうち補正予算審査では、新たに設置された行政監察担当の報酬等について議論が集まった。

なお、経済観光常任委員会は本定例会に先立って閉会中の八月三日に開かれた。そして、長年の懸案であった湘南ライフタウンの大型商業施設として「ジャスコ」の出店が決定した旨市側から報告があり、これについて出店選考にあたっての経緯と評価などをめぐって質疑が交わされたのち、市の報告を了承した。また、本定例会期間中の九月一二日に本市を襲った台風一八号による豪雨で、市内各所に大きな被害が発生したことから、のちに扱うように一七日に公・水害、地震対策特別委員会が急遽開催された。

秋葉台公園体育館（仮称）の新設工事請負契約の締結

市内遠藤地区に造成予定の秋葉台公園は、全体面積一三・四ヘクタールの規模をもち、北部地域のみならず藤沢市民全体のスポーツ・レクリエーションの拠点の役割を担うものとして計画された公園である。この公園は、建設省のカルチャーパーク構想の一つとしての指定を受け、国庫補助金を得て本年度から、公園予定地全体のうち北部第二土地区画整理事業のなかに含まれる六・四ヘクタールの部分を第一期工事として整備することになっており、その中心施設となる体育館建設工事が、昭和五九年秋の竣工を目指して開始されることになった。今回建設される体育館は、観覧席二〇〇〇席のメイン・アリーナをもつ主競技場棟の他、サブ・アリーナ、トレーニング・ルーム、管理事務所等を備える副競技場棟、エントランス・ホールや市民ギャラリーをもつ玄関棟、そ



秋葉台文化体育館の完成予想模型

れに弓道場を加えた四つの建物からなり、総床面積は一万一〇九九平方メートルに及ぶ。これらすべての建築、電気設備工事について、入札の結果株式会社間組横浜支店が落札し、同支店と市との間で、契約金総額二七億八〇〇〇万円で請負契約が締結されることとなり、その承認が議案第二六号として上程されたのである。

今回の工事請負契約は、それが本市で初めて導入された制限付き一般競争入札に基づくものであるという点に特色がある。一般に我が国の地方自治体では、ほとんどの公共事業の工事請負契約の締結にあたって、あらかじめ自治体側が入札参加業者の数を一定に絞り、そのなかで落札させる指名競争入札方式が採られてきた。この方式は、工事実施能力に欠ける事業者が無理に入札に参加することを防ぐとともに、入札期間の短縮と事務の簡素化を図ることができると、本市もこれまでこの方式を採用してきた。

しかしながら、近年公共事業の発注をめぐる業者間の談合および不正入札の問題が各地で表面化し、本市においてもすでに五六年六月定例会の一般質問、五七年二月定例会の代表質問でいずれも大山正雄議員（共産党）が入札制度改善に関する問題を取り上げている。おりしも六月の汚職事件の発生で明るみに出た駒寄小学校電気工事では、入札予定価格が事前に市幹部から特定業者にリークされていたとの疑念が指摘された他、それ以前からも大清水小学校建設工事や東部下水処理場管理棟工事についてしばしば談合の噂が市役所や報道機関に寄せ

られ、市民からの疑惑と批判的となっていた。このため、汚職事件を契機に市政からの不正・腐敗の一掃に取り組むことが緊急かつ最重要な課題となった本市では、もはやこの問題を一刻も放置することはできないとして入札制度の改善が図られることとなった。そして、談合の温床となりやすいこれまでの指名入札制度を改め、大規模事業に関し原則として業者の自由参加を前提とする一般競争入札制度を導入することが、七月二三日付で発表されたのである。

この制度は、建物工事で一〇億円以上、土木工事で五億円以上の大規模工事に適用され、工事規模に応じて市の業者格付けランキング（各企業に対し経営規模、前年度実績、技術水準等の要素に基づいて市がそれぞれ点数化を行いAからEまでの五段階の格付けが行われる）に合致する企業であれば、原則として自由に入札に参加することができるようになるものである。この制度によると、入札の参加者数が大幅に増加するため、入札に関する市の事務は繁雑になるが、反面事前に業者間での談合が行われにくくなるという効果を期待できるとして、本市は神奈川県内ではじめて、また全国的にも珍しいこの制度の導入に踏み切った。今回の秋葉台公園体育館建設工事は、この新しい入札制度適用の第一号となったのである。もとよりきわめて大規模な工事のため、施工能力に鑑み、入札参加企業は市の格付け点数四〇〇点以上の大企業に限られたが、それでも従来の市の公共事業における入札参加者数よりもはるかに多い二二企業が参加した。そして八月二三日に行われた入札の結果、前述の間横横浜支店がこれを落札したのである。

九月九日の本会議では、この議案について藤谷昌男、桑原正一（以上、共産党）、岸本英夫（公明党）、桜井正平（新自由クラブ同志会）の各議員が質問に立った。このうち藤谷議員は、カルチャーパーク構想を具体化するにあたってこれまで市民の声をどのように反映してきたかと質問した。これについて湯山学社会教育部長か

ら、かなり早い時期からスポーツ振興審議会や市の体育連盟その他の場で必要に応じて意見や要望を受けてきた旨の答弁があった。桑原議員は、今回の制限付き一般競争入札をめぐっても八月中に一部業者間で談合があったとの新聞報道について、真相を質した。これについて山本篤三郎企画調整局長は、当初の入札参加業者二三社のうち談合の噂のあった二社が自主的に入札を辞退した経緯を説明し、今後疑惑をもたれることのないよう厳正に執行していきたい、と述べた。さらに桑原議員は、今回間組に一括発注したのは市内の中小業者育成という市の方針に反するのではないかととして、その理由を質した。これについても同局長は、技術的に高度な内容であるため分離発注は難しいと判断したこと、国庫補助事業であるため一括発注が望ましいとする建設省の指導に従ったことの二点を理由に挙げた。また、岸本議員が、契約金総額のみならず建設、設備、電気の各工事の契約金額も明らかにするよう求めたのに対し、同局長は、一括発注のため各工事ごとの契約の形をとっておらず、それぞれの契約金額を明示することはできないと説明した。最後に桜井議員は、設備工事の専門家の立場から、一括発注の理由が技術的な面にあるとする山本局長の説明に対し、「この程度のもものが分離発注、技術的に非常に難しいと言われますと、これからの公共事業は藤沢市の業者では全くできない」ということになる述べ、分離発注されなかった真の理由は、今回の不祥事件のために市が談合や不正入札を恐れるあまり、急遽大手企業に一括発注する方針としてしまったことにあるのではないかと質問した。これに対し同局長は、一括発注の決定は不祥事件が明らかになった時点よりはるかに以前のことであると述べ、あくまでも技術的理由によるものである旨を強調した。

これらの質疑のち、本議案に対して大山正雄（共産党）、岸本英夫（公明党）、長谷川忠勤（民社クラブ）の各議員から、「下請けには市内業者を使うようにしてほしい」、「市の監督、指導を徹底してもらいたい」などの

要望を付した賛成討論があり、採決の結果全員異議なく原案のとおり可決された。

行政監察担当職員の新設

これは、議案第三四号五七年度一般会計補正予算の総務費のなかに第一項として盛り込まれた、行政監察担当の非常勤職員採用のための経費一七五万円をめぐる議論である。

六月の汚職事件を契機に、不祥事の再発防止策を検討してきた市当局は、その一環として、八月一八日付で発表した行政機構の再編と人事異動に伴って、企画調整局内に新たに「行政監察担当」部門を発足させた。この部門は、部長級、課長級、主査級各一人に非常勤の嘱託一人を加えて計四人で構成され、市役所内外でこれまで繰り返されてきた暴力的行為による職員の公務執行妨害に対し、毅然たる措置を講ずることを主な任務とするものとされた。ところが、この非常勤の嘱託に警察官のOBを採用することが内定し、そのことが八月一九日付の各新聞で「汚職に懲り 用心棒？」（神奈川新聞）等のタイトルで一斉に報道されたことから、議会での論議を呼ぶことになった。

九日の本会議の質疑では、大山正雄議員（共産党）が「昔の西部劇やあるいは江戸時代の用心棒ではあるまいし、そういう人に頼って暴力排除という発想ははつきりおかしい」と述べ、安易に警察OBに頼ることをせず、顧問弁護士の拡充等組織的・法的な対応策を図るべきではないかとして、市長の見解を質した。これに対し葉山市長は、今回の事件に見られるような法律問題に触れるか否かのすれすれの場合に対応するための策であり、職員からの要望、横浜や川崎等他市での実例等に鑑みて、行政監察担当の設置を提案したと答えた。また、平沢信雄議員（民主自由クラブ）は、本来職員の士気と情熱を喚起すれば警察OBをあえて採用しなくとも克服できる

問題ではないかと述べ、本当に職員からの要望があったのかを質した。これについて伊草昇助役は、当分の間秩序を守ってゆくためのやむを得ざる措置として、職員組合の理解も得ていると述べた。

これらの質疑ののち、本議案は総務企画常任委員会に付託された。同委員会は、前述のように九月一六日に開かれ、大山委員および榊居祐三委員（社会党）と稲葉企画総務室長との間で、行政監察担当機能の強化の理由、具体策および実現可能性と問題点、議会における不祥事調査及び防止特別委員会での議論との関連、職員組合の意見との相違、警察OBに固執しなければならぬ理由等の諸点をめぐって質疑が交わされた。同委員会での本議案の審査結果は、他の付託議案とともに九月二一日の本会議で山本捷雄委員長（民主自由クラブ）から報告された。これに対する討論では、藤谷昌男議員（共産党）が「警察官僚OBの天下りは、市政への警察権力の介入を許すおそれがある」などの理由を挙げて、本議案については当面態度を保留し採決に加わらない意思を明らかにした。そして共産党議員団が全員議場を退席したのちに採決が行われ、他の会派の全員賛成により本議案は原案のとおり可決となった。

なお、この問題は二二日と二四日の一般質問でも大山正雄議員と瀬川進議員（社会党）によって取り上げられている。大山議員は警察OBの採用に反対する市内の六人の弁護士から市長あてに提出された申し入れ書を読み上げ、改めて再検討を要望し、瀬川議員は「当面の措置として消極的に理解」という立場を明らかにした。これらはいずれも与党議員の発言であるだけに、革新市政への警察官OBの導入という今回の措置の投げかけた波紋の大きさを窺わせるものであったといえよう。



台風18号による濁流（消防本部前の県道）

台風一八号による水害と被害者援護のための条例改正等

九月一二日東日本を襲った台風一八号は、本市にかつてない被害をもたらした。特に一〇日から三日間にわたって降り続いた雨は、一二日午後になって激しさを増し、一時から四時までの三時間に市内北部で一五・一ミリ、南部で一〇・九ミリという凄まじい豪雨となった。このため市内境川下流の白旗川流域を中心に河川の氾濫や崖崩れが相つぎ、同日夜までに床上浸水一五・三一帯、床下浸水五・五八帯、一部破損一・六帯、農地の冠水一七・七ヘクタールという被害を生じた。またこの間、市内三八箇所を設置された避難所へ避難した人数は、一二日午後五時から一時までに延べ三七〇〇人余に上った。

今回の災害をもたらした最大の要因は、言うまでもなく一時間あたり五〇ミリを超える豪雨が短時間に集中したことにある。また、その背景には、河川流域周辺の地域における急速な都市化の進展と開発によって、境川や引地川等市内の主要河川の治水安全度が著しく低下してきたことも挙げられねばならない。しかしながら、こうした状況のもとで、市の対応に必ずしも十分といえない点も数多くあったことが、被害を受けた市民やマスコミなどによって指摘された。すなわち、急激な出水のために災害対策本部の設置が遅れたこと、このため市の防災センターが全く機能できず市民からの問い合わせに対する確かな情報提供ができなかったこと、休日のため職員の配置が遅れ避難命令の

伝達、避難所の開設などに混乱をきたしたことを、そして二〇〇〇世帯以上もの浸水被害が出たにもかかわらず、県への報告が遅れたために災害救助法の適用を受ける機会を逸したこと等の諸点である。さらに、五四年一〇月の台風二〇号や五五年三月の集中豪雨での家屋の倒壊や浸水、本年四月の豪雨による道路冠水等これまで多くの被害が生じていたのに、それらの教訓や体験が市の防災行政に生かされていなかったことに対し、市民から強い批判が寄せられたのである。

こうした事態を重く見た議会では、急遽一七日に公・水害、地震対策特別委員会が開かれることとなった。同委員会は、午前中約二時間にわたって災害地域を視察したのち、午後一時過ぎから議事を開始した。そして、市の対応の問題点や今後の対策等をめぐって各委員から、①県知事への報告内容が、床上浸水八戸・床下浸水一五一戸等実態と全かけ離れた数字となった理由、②災害救助法の適用を受けられなかった事態について、県への報告とその後経緯、③台風は事前に情報を得ることができずにもかかわらず、対策本部設置が遅れたために、これを、防災センターに置くことができなかった理由、④増水して車が通れなくなつてから職員を招集したことなどの点で動員体制にも問題があったのではないか、⑤白旗川および立石・川名地区については、下水道の完備によって根本的な解決となるのか、⑥災害救助法が適用されなかったことに対し、これに代わる救済措置としてどのような方法を考えているか、⑦被害を受けた各地域に相談窓口を開設する考えはあるか、などの諸点について質問があった。これに対し、災害対策本部長である市長はじめ入内島寛次建設局長等理事者側から、①市民への広報活動や避難所対策等に追われ、被害調査を翌朝にしたために実態とかけ離れた数字の発表となった、②県では災害救助法の第二条の「現に災害のある際」でなければ同法を適用できないと主張しており、報告の時期を逸したことについては申し訳なく思っている、③急激な増水のなかで職員がすでに本庁へ集合しており、防

災センター付近の浸水状況、避難所への毛布および食糧の配布等の掌握のためにも本庁内に対策本部を設置することが妥当と判断した、④休日のために動員配備が遅れた点は反省しており、今後十分に検討しなければならぬ、⑤境川の河川改修工事が根本的な解決策であり、県の総合治水対策事業として昭和六五年末までに整備が完了する予定である、⑥災害救助法の不適用については十分に反省しており被災者には同法適用と同等以上の償いをしていきたい、⑦り災証明については片瀬・善行市民センターで取り扱う準備を進めているが、詳しい内容や複雑な相談などについては本庁企画総務課で相談を受けたい、などの説明と答弁があった。

これらの質疑のち、各委員から「動員、通信、救援体制等さまざまな面で問題が残されたので、今後の対策に十分反映してほしい。また防災センターが十分に機能できるよう積極的な活用を図りたい」、「被災者の立場に立った施策が必要であり、災害救助法適用以上の市独自の方策をとってほしい」、「本部長からの避難命令等情報伝達の方法について今後十分に検討してほしい」、「事後処理にあたって、老人や身障者等に対して市独自の援護策を検討されたい」などの意見が出された。最後に関根宗四郎委員長（昭和新政会）が、これらの意見を踏まえ市当局の十分な対応を強く求める旨の要望を述べ、委員会は四時間半に及んだ質疑を終えた。

特別委員会でのこうした議論にひきつづいて、二日から始まった一般質問においてもさっそくこの問題が取り上げられた。そして質問の一番手に立った宮地淳子議員（共産党）は、過去の台風や集中豪雨の例と比較して今回の被害が西俣野地区以南の下流域に集中していること、河川の水位上昇が急激であったことなどを指摘し、緊急かつ総合的な治水対策の具体化のために国および県への働き掛けと市独自の対策が必要であるとして、それについて市の見解を質した。これに対し市長は、今回の水害について深刻に受けとめており、特に境川等の治水対策について今後県や国に対し強く要望していかねばならないと思うと答えた。また滝沢茂男議員（昭和新政

会)が、境川の改修にあたって六五年完成との計画に地元住民が不安をおぼえていることを指摘し、繰り上げ施行や川幅の拡幅を計画に組み込むことを県に要望すべきではないかと述べたのに対し、入内島寛次建設局長はそれらの点について県に強く要望していきたいと答えた。

すでに述べたように、今回の台風によってかつてない被害が生じたにもかかわらず、災害救助法の適用が受けられなかったことから、市では被災者に対する独自の援護措置の検討が急務となった。そして一七日の公・水害、地震対策特別委員会での議論等も踏まえ、具体的な援護措置として災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付条例の一部改正(議案第三七号)と五七年度一般会計補正予算(議案第三八号)の二議案を、二二日の本会議に上程した。前者の議案は、倒壊や浸水などの被害を受けた家屋・店舗・事務所等に対する災害見舞金を、被害の程度に応じてそれぞれ増額するよう条例の内容を一部改正し、九月一二日に遡及して適用するという内容である。後者は、災害見舞金の支給ならびに災害援護資金の貸付事業に要する経費に關し民生費、衛生費、土木費、農林水産業費、商工費等の各部分で補正を行うというものである。

二二日の本会議では、これら二議案に対し渡辺光男、平本昇策(以上、民主自由クラブ)、宮地淳子(共産党)、鈴木恒夫(昭和新政会)、岸本英夫(公明党)の各議員が質問に立った。そして、ここでも災害救助法が不適用となった経緯について市の責任が質されるとともに、増額の基準、災害救助法が適用された場合との比較、本市全体での被害総額の把握、被害者に対する市県民税の減額措置等の諸点について質疑が交わされた。こうした質疑のち、両議案の審査は総務企画常任委員会に付託され、二四日午前に開かれた同委員会でも審査の結果、両議案ともに可決すべきものと決定した。この結果は同日午後の本会議で山本捷雄委員長(民主自由クラブ)から報告されたのち、ただちに採決に入りいずれも全員異議なく原案のとおり可決された。またこの日は、議案第四三三号

として「境川・柏尾川流域の水害に関する抜本的河川改修等を求める要望決議」も上程され、矢島豊海議員（社会党）が提案理由説明を行った。これは、今回の台風による甚大な被害を鑑み、境川の総合治水対策事業の早期完成と柏尾川分水路建設を県に対して要望するという内容であり、全員異議なく可決となった。

その他の議案、一般質問、人事案件、意見書等

以上の議案の他、本定例会に上程された各議案は、九日に専決処分の承認等八議案、二一日に五七年度下水道事業費特別会計補正予算等六議案がいずれも原案のとおり可決された。また五六年度市民病院事業会計等四特別会計決算も二一日に認定された。さらに請願の処理状況に関しては、市町村社会福祉協議会の法制化についての請願が採択、学童保育に関する請願等三件が継続審査と決定された。

本定例会の一般質問は、二一日、二二日、二四日の三日間にわたり、共産党、昭和新政会、民社クラブ、民自由クラブ、新自由クラブ同志会、公明党の各会派から一〇人の議員で行われた。そして、前述の警察OBの行政監察担当職採用問題および水害問題の他、不祥事件と市長の政治姿勢、遠藤緑地の健康と文化の森構想、米軍基地に伴う航空機騒音問題、羽鳥踏切立体化等辻堂駅周辺の整備、市役所の昼休み窓口開設の可能性、市民病院の増床問題、高齢化社会問題研究会の発足とその活動内容、老人保健法への対応、昆明市との今後の交流計画等の諸点をめぐって質疑が交わされた。

人事案件は、現教育委員会委員の任期満了に伴う新委員の任命に関するものであり、最終日の本会議で議案第三九号として市長から提案され、原案のとおり全員異議なく同意された。また同日、「市町村社会福祉協議会の法制化に関する意見書」と前述の河川改修に関する要望決議が全員異議なく、また「北方領土返還促進について

の要望決議」が賛成多数でそれぞれ可決されたが、「歯舞、色丹と全千島の返還を実現するための要望決議」については賛成少数で否決となった。

五 昭和五七年一〇月臨時会（一〇月一九日）

一〇月一九日の一日間を会期とし、市場通り線橋梁工事の請負契約に関する二議案が上程された。そして、交通安全上の諸問題、契約の相手方企業の社会的信用の問題等について、藤谷昌男（共産党）、加藤照（新自由クラブ同志会）両議員と理事者との間で質疑が行われたのち、採決の結果、全員異議なく二議案とも原案のとおり可決された。

六 昭和五七年一二月定例会（一二月二四日～一二月一七日）

一月二四日から二月一七日までの二四日間を会期とし、老人医療費助成条例の一部改正、五七年度一般会計補正予算、固定資産評価審査委員会委員の選任等一〇議案、五六年度一般会計および国民健康保険事業費特別会計等一一特別会計決算の認定一二件、専決処分報告等報告五件、老人医療無料制度の継続を求める請願等請願六件が上程された。

なお、すでに述べたように一二月一五日の本会議では、不祥事等調査及び防止特別委員会からこれまでの活動について、報告が行われた。

表57-2 昭和56年度市税収入の状況

(円)

区 分	予 算 額	決 算 額
市 税	33,625,005,000	36,116,643,884
市 民 税	17,684,159,000	19,191,152,995
固 定 資 産 税	10,528,314,000	10,792,602,214
軽 自 動 車 税	60,708,000	61,079,430
市 民 消 費 税	1,045,009,000	1,157,447,970
電 気 税	1,046,573,000	1,234,832,365
ガ ス 税	51,674,000	56,088,696
特 別 土 地 保 有 税	19,284,000	35,363,660
事 業 所 税	600,624,000	901,189,730
都 市 計 画 税	2,588,642,000	2,686,886,824

※『藤沢市議会史』資料編平成元年3月発行により作成

昭和五十六年度決算の審査と黒字額全国第一位をめぐる
 つて

五十六年度一般会計と一一特別会計の決算は、一月二四日の本会議に上程されたが、今回は予想外の税収の伸びとそれによって生じた大幅な黒字決算に関して、多くの議論が交わされた。

決算の上程に伴う五十六年度の主要な施策の成果と予算の執行状況についての市長の説明は、二四日の本会議の冒頭で行われた。

このなかで市長は、五十六年度の我が国の経済成長率が当初見込みを大幅に下回り、実質二・七パーセントの低成長となったのに対し、本市の市税収入は事業所税導入等の結果良好な伸びを確保することができたと述べたが、事実、今回の決算において示された市税に関する歳入総額は、表2に示されるように、予算額を約二五億円も上回ることとなった。特に注目されるのは、五十六年度から初めて導入された事業所税収入が、予算額を五〇パーセントも超える伸びとなったこと、市民税もまた予算額を一五億円以上も上回ったことであろう。このような要因によって、五十六年度の歳入決算総額は五九一億一三七万九〇〇〇円となり予算額よりも約三五億六〇〇〇万円も増加した。これに対し歳出決算額は五四

八億三九六八万円で、予算額の五五億五五〇九万円を七億一〇〇〇万円も下回った。この結果、五六年度一般会計の黒字総額は実に四二億七〇〇〇万円に上り、これから翌年度に繰り越すべき財源を差し引いても四二億五二〇〇万円で、政令指定都市以外の都市の中では全国一の黒字額を計上したのである。ちなみに、第二位の大阪府堺市における黒字額は三〇億三七〇〇万円で、これに一二億円以上もの差をつけての黒字額第一位となった本市の財政状態は、石油ショック以後の地方財政の危機克服に努めてきた全国の多くの自治体から注目を浴びたのである。なお、このような大幅な黒字が出ることは、すでに九月定例会の時点で明らかとなっており、当時の新聞等で大きく報道されていた。また市側も、こうした事態への対応策として、急遽本年度一般会計の中から一二億五〇〇〇万円を財政調整基金に積み立てる措置を決め、九月定例会に五七年度一般会計補正予算案として上程し、可決されている。

一月二六日の本会議では、大山正雄議員（共産党）が四二億五〇〇〇万円の黒字が生じた理由について説明を求めたのに対し、山本篤三郎企画調整局長から、電器・自動車関連産業の好調が五六年度中も続いたことから法人関係の税収が当初から大幅に上回ったこと、大清水方面小学校の用地取得が国庫補助金の関係で翌年度に持ち越されたことなどが主な理由であり、今後はできるだけ正確な税収の把握に努めていきたいとの答弁があった。この質疑ののち、松山議長から指名された一四人の議員で構成される決算特別委員会の設置が決定され、全一二決算の審査が付託された。

同委員会は、同日午後一時から第一回目の会議をもち、委員長に三堀義一委員（民主自由クラブ）、副委員長に鈴木明夫委員（民社クラブ）をそれぞれ選出した。そして一月二九日から二月二日までの連続四日間を審査期間と定め、一般会計歳出の人員費の部分から順次審査を行った。これらの審査のなかでは、職員給与および

各種手当ての適正化、新庁舎建設の基金の今後の見通し、観光地のごみ対策およびごみ処分場計画、老人介助事業におけるホームヘルパー・ホームコンパニオンの活動状況と将来構想、総合交通体系調査の結果と新交通システムの可能性、工事請負契約等の市内業者への発注率、農業育成と出荷奨励金、中央卸売市場開場の成果、北口市街地再開発事業の終結にあたっての市当局の責任と反省等、本市の一年間のさまざまな施策分野に関連する質疑が行われた。また、一二月一日の歳入に関する審査では、宮地淳子（共産党）、滝沢茂男（昭和新政会）、小川竹次郎（市政市民会議）等の各委員によって、五六年度に行われた国民健康保険料金の改定や都市計画税の税率引き上げなどの増税措置と四〇億を超える黒字との関係、市民の負担軽減についての配慮の必要、事業所税導入初年度から客体把握に五〇パーセントものずれが生じた理由等の諸点を取り上げられ、橋本宰俊税務管財部長や稲葉易祐企画総務室長等理事者側との間で、熱心な質疑が交わされた。最終日の一二月二日には、各会派の委員による討論と採決が行われ、認定第九号の競輪事業費特別会計決算については賛成多数（共産党が反対）、その他一一決算については全員異議なく認定すべきものと決定した。

これらの審査経過と結果については、一二月一五日の本会議で報告された。ひきつづいて各会派の代表討論が行われ、桑原正一（共産党）、渡辺光男（民主自由クラブ）、瀬川進（社会党）、内田末吉（公明党）、関根久男（市政市民会議）、加藤照（新自由クラブ同志会）、長谷川忠勤（民社クラブ）、関根宗四郎（昭和新政会）の各議員が、全一二決算についての賛否および要望や意見を述べた。このなかではほとんどすべての討論者が、何らかの形で今回の大幅な黒字について触れ、「予算編成上に問題点があることは大いに一考を要することである」と思っているのであります（渡辺議員）、「さまざまな見込み違いはあったとしても予算編成技術上の問題でもあり、今後十分留意されるよう要望するものであります」（瀬川議員）、「予算編成技術等について問題があることを強く

指摘しておきます」（内田議員）、「厳しい財政といつてニーズを抑えられた市民にとっては矛盾に満ちて考えられているのが現状であります」（関根久男議員）、「この黒字は市当局が歳入見通しを誤ったことを明らかにしています」（関根宗四郎議員）、「今後十分に注意をすべきであります」（桑原議員）等の意見が出された。採決の結果、委員会での結論どおり認定第九号の競輪事業費特別会計決算は共産党の反対により賛成多数で、一般会計を含む他の一一決算については全員異議なく、いずれも認定された。

老人保健法制定への対応

これは、本年八月に公布され翌五八年二月から施行されることになった老人保健法の規定との関連で上程された、議案第四六号老人医療費助成条例の一部改正、議案第五〇号五七年度国民健康保険事業費特別会計補正予算、議案第五二号老人保健事業費特別会計予算の三議案をめぐる議論である。

我が国の老人医療費の無料化制度は、昭和三五年に岩手県沢内村で始まった国民健康保険一〇割給付によって先鞭が付けられた。府県レベルでは四四年に秋田県で始められたのが最初であるが、本市もまた同年から八〇歳以上の老人を対象とする医療費無料化の実施を開始し、以後四六年に七五歳以上、四七年に七〇歳以上と順次対象年齢の引き下げを行うなど、この分野でのパイオニアとしての役割を果たしてきたのである。一方府県レベルでも、こうした地方での先駆的実験に触発されて、四七年六月の老人福祉法改正により老人医療費支給制度が確立され、四八年一月から七〇歳以上の老人と六五歳以上のいわゆる寝たきり老人を対象とする医療費無料化が導入されたことは周知のとおりである。そして、福祉優先の時代の流れの中で、この制度のもとでさらに六九歳以下の人々にまで対象を広げた無料化施策を積極的に押し進める自治体が全国各地に輩出し、本市においても五〇年

四月から独自に対象年齢を六七歳に引き下げて医療費無料化が実施されてきた。

しかしながら、五〇年代に入ってから人口の高齢化と医療技術の急速な進歩に伴う老人医療費の急速な増大は、特に国民健康保険制度を中心として国庫負担金の急増に直結し、国の財政支出に大きな負担をもたらすこととなった。さらに各種健康保険制度間の負担の不均衡、治療偏重の弊害と予防・検診の拡充の必要等、多くの問題点が指摘されるに至り、おりからの行革の気運とも相まってこの制度の全面的な見直しがなされることになったのである。そして、老人医療全体を包括する統一的な法制度の確立とともに自治体のいわゆる「上乘せ」施策の廃止を目論む中央政府の意向は、行革の推進拠点というべき第二臨調の答申の中にも盛り込まれた。すなわち五六年七月に出された第一次答申（緊急答申）では、緊急に取り組むべき課題の一つに老人保健医療問題が取り上げられ、次のように述べられている。

「①老人保健法の早期成立を図り、組合健康保険、国民健康保険等、保険者の負担の公平化、患者一部負担の導入等を内容とする老人保健制度を早急に実施する。②（中略）なお、老人保健制度において患者一部負担を導入した趣旨に鑑み、地方公共団体は、単独事業としての老人医療無料化ないし軽減措置を廃止すべきである。」

このような経緯から、本年八月一〇日、第九六回通常国会において老人保健法が成立し、同一七日に公布、翌五年二月一日をもって施行することになった。同法は、これまで原則として無料であった七〇歳以上の老人医療費に患者の一部負担金制（外来一カ月四〇〇円、入院二カ月に限り一日三〇〇円）を導入するとともに、四〇歳以上の人々を対象とする予防・保健制度を確立することなどを内容とするものである。そして同法の公布と時期を合わせて八月二四日には、右の臨調答申の内容にそって、老人医療費について地方自治体で行われている「上乘せ」措置の見直しを要請する厚生次官の通告が各地方自治体あてに発せられたのである。このため、従来独自

に対象年齢の引き下げを実施してきた各地方自治体は、翌年二月一日施行という期限までに早急な対応を迫られることになった。

本市の場合、前述のようなバイオニアとして果たしてきた役割と今後より一層の市民福祉の充実を目指す市政の基本理念、さらには革新自治体の一翼を担う立場に鑑みても、ここでただちに国の方針に従って全面的な有料化に踏み切ることが明らかに困難であった。さりとて一度制定された法律の規定を無視して施策を強行することも避けねばならない。そこで、対象年齢の引き下げを実施してきた県内各市とも協議した結果、六七歳以上の老人医療費の助成については独自の施策でこれを継続していく方針を守りながらも、とりあえず老人保健法の規定との整合性を図る必要があると判断し、前期の三議案を準備して本定例会に上程する運びとなったのである。これらの議案の主な内容は次のとおりである。

① 第四六号議案 老人保健法との整合性を図るため老人医療費に一部負担金制度を導入するとともに、六五歳以上で寝たきりの状態にある人および重度身体障害者・IQ五〇以下の精神薄弱者を対象とする医療費助成を行うこととするよう老人医療費助成条例を一部改正する。

② 第五〇号議案 老人保健法の施行に伴い従来为国保会計から老人保健事業特別会計に組みかえるものおよび保健料還付金等について、歳入歳出それぞれに計六〇四万円を国民健康保険事業費特別会計補正予算に計上する。

③ 第五二号議案 老人保健法第三三条の規定に基づき、老人保健事業費特別会計を設置し、五億一九三四万七〇〇〇円の予算を計上する。

これら三議案の審議は、一二月六日の本会議で行われた。ここでは主に第四六号議案の条例改正をめぐって、

桑原正一（共産党）、岸本英夫（公明党）、滝沢茂男（昭和新政会）、榊居祐三（社会党）の各議員が質問に立った。桑原議員は、本市のこれまでの医療費無料化政策の意義を強調するとともに、実質的に無料化を堅持している名古屋市を例をひき、今後の対応についての答弁を市長に求めた。これに対し市長は、今回の老人保健法の五八年二月施行は自治体に十分な準備期間を与えず、あまりにも早急過ぎるものであると批判し、「真に御年寄りの健康保持をできるだけ少ない負担で実施していくにはいかにしたらよいかを、来年度の子算編成において十分に検討してまいりたい」と述べた。岸本議員は、老人保健事業を国保会計から別立てとすることのメリット、実施主体となる市町村の責務および県との関係、保健事業等の進め方等の問題点について市の見解を質した。これらの点に関して山本篤三郎企画調整局長は、メリットとしては概算医療費において年間約二億円程度国保会計の軽減が見込まれると説明するとともに、老人保健法の定める事業は市町村長が国の機関として実施する機関委任事務であるため、本市の責務がきわめて厳しいものとなるとの認識を示した。また同局長は、今後の保健事業について国から明確な方針が全く示されておらず、二次検診等の面で相当深刻な問題が残されているとの懸念も表明した。滝沢議員は、ホームコンパニオンなど本市で行われてきている具体的な老人福祉施策を今後も拡充していく考えがあるのか否かを市長に質した。これについて市長は、基本的には充実していきたいとしながらも、今後十分に検討したいと答えるのに留まった。さらに榊居議員が、様々な問題を抱えている現状のままで翌年二月から本当に混乱なく新しい老人保健事業を実施できるのかを質したのに対し山本局長からは、市民に周知させるために新しい手続きなどについての詳しい解説を載せたリーフレットを六七歳以上の市民全員に配付し、混乱をできるかぎり避けるよう努力するつもりであるとの答弁があった。

これらの質疑ののち、三議案の審査は総務企画常任委員会に付託された。一二月一〇日に開かれた同委員会で

は、これら三議案とともに、湘南建設組合から出された老人医療無料制度等の継続を求める請願と藤沢母親連絡会から出されたおとしよりの医療費無料化制度堅持のための請願の二件の請願の審査も合わせて行われた。そして、老人医療費無料化制度の政策効果、入院時の保険外負担に対する助成、機関委任事務と超過負担の問題、市単独事業としての保健事業と法の規定との関連等の諸点について詳しい質疑が交わされた。委員会での採決では、三議案については共産党が態度を保留したが、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定した。また請願二件については、採択、継続審査、不採択の意見に分かれ結論を得るに至らなかった。この結果は二月一五日の本会議で報告され、ひきつづいて宮地淳子議員（共産党）が討論に立ち、老人の医療費負担増を軽減するため市の具体策が明らかになっていないとして、三議案について態度を保留する旨を述べた。採決の結果、委員会での結果と同様に三議案については賛成多数で可決、請願二件は結論を得るに至らなかった。これにより、本市における老人医療費無料化継続のための独自の施策が、具体的にどのような形で行われるのかをめぐる議論は、翌年二月定例会に上程される五八年度予算の審議をまつこととなったのである。

一般質問での主な論点

本定例会の一般質問は、二月一五日、一六日、一七日の三日間に共産党、社会党、公明党、市政市民会議、民主自由クラブの各会派から七人の議員が出て行われた。そして、五八年度予算編成の見通しと財政問題、湘南ライフトアウンの諸問題、米軍基地対策、平和教育の進め方、災害対策、市民病院の増床、市の行政機構の再整備、海洋公園計画と将来展望、観光地の散乱ごみ対策、適マークの交付状況と旅館・ホテルの防火対策、幹線道路整備の進捗状況、汚職事件の対応と市長の政治姿勢等の諸点について質疑が交わされた。



湘南ライフタウンの南センター建設予定地

湘南ライフタウン 湘南ライフタウンは、本市西部の大庭、遠藤両
 をめぐる諸問題 地区にまたがる三七八・一ヘクタールの土地に
 人口四万五〇〇〇人を想定して計画されたニュータウンで、昭和四二
 年度から着手された西部土地区画整理事業のもとで整備が進められて
 きた。そして住宅・宅地供給も順調にはかどり、五〇年一二月に第一
 次宅地分譲二〇〇〇区画が実施されて以来、現在までの区域内居住人口
 は約二万一〇〇〇人に達している。しかしながら、地方の小都市にも
 匹敵する人口規模をもつニュータウン建設であるだけに、小・中学校
 をはじめとする公共施設の建設や交通機関の整備の立ち遅れ、商業施
 設の不足等の問題点も指摘され、これまでの市議会における一般質問
 や委員会審査等の場でもこれらの問題がしばしば取り上げられてき
 た。

（民主自由クラブ）の各議員が湘南ライフタウンの問題を取り上げた。榊居議員は、現在湘南ライフタウン内の
 地番が仮換地番号で表示され換地終了まで住居表示を確定できないとされている点について、すでに現行の仮換
 地番号が住民に定着しつつあることから、将来の住居表示を見越した地域名の表示を考えるべきではないかと質
 問した。これについて入内島寛次建設局長は、西部土地区画整理事業は飛び換地が大幅に行われているため、住
 居表示をした場合土地表示と町名表示の違いが大きく出て不動産関係の表示に著しく影響するので慎重に対処せ

今回の質問では榊居祐三（社会党）、藤谷昌男（共産党）、二見友久

ざるを得ないと述べたうえで、できるだけ早く換地処分を急ぎたいと答弁した。また榊居議員が湘南ライフトウン内の消防施設整備の状況を質したのに対し加藤昭消防総務室長は、五九年度建設を目指して早急に実施設計等の準備を進めたいと答えた。藤谷議員は、六〇年度完成を予定しているライフトウン内の市民センター建設計画の見通しについて、理事者の見解を尋ねた。これに対し稲葉易祐企画総務室長は、現在西部開発事務局が置かれている地域を中心とする約二万平方メートルを官公施設用地とし、市民センターもこの中に建設を予定していることを明らかにした。二見議員は、住民から長らく要求されていた湘南ライフトウン内の商業施設として南センターに出店が決まったジャスコが、通産省による大型店出店規制措置が採られている中で、予定どおり五八年一月に開店できるのか否かの見通しを質した。これについて西山年雄経済部長から、ジャスコ出店についての市商連の合意を九月二〇日付けで取りつけていること、ジャスコに対しては大規模小売店舗法第三条に規定される手続きの準備を早急に進めるよう指導していることなどの説明があり、国や県および商工会議所等と連携をとり五八年一月開店に向けて鋭意努力する旨の答弁があった。

災害対策

前回の九月定例会で触れたように、本年九月の台風一八号は本市に記録的な被害をもたらし、市の対応における問題点が九月定例会での大きな議論の的となった。今回の質問では、このときの苦い体験に基づく災害対策の強化・拡充がどのように図られてきているかという点に議論が集まり、大山正雄（共産党）、岸本英夫（公明党）、山本捷雄（民主自由クラブ）の各議員がこれに関連する質問を行った。大山議員は、一月に市災害対策本部から出された「台風一八号の概要と今後の対策」と題する報告書の中で、水害の原因についての記述がわずか三行で済まされている点を取り上げ、中央卸売市場建設や西部開発などの大規模な開発プロジェクトによって都市としての保水機能が低下してきている事実に関して、専門家による科学的な調査と原因

究明が必要ではないかと質した。これについて稲葉企画総務室長は、県と関係市町村の担当職員で構成する「総合治水対策協議会」で現在検討を進めているところであると説明した。岸本議員は、特に立石地区等土地の低い地域についての抜本的な対策および境川下流の遊水池の設置について、市の見解を質した。これに対し入内島建設局長は、県独自の治水暫定計画のなかで毎秒七〇トンを調節する遊水池の建設が検討されていることを明らかにし、今後流域協議会等に遊水池確保を強く要請したいと述べた。山本議員は、本市の防災センターの置かれてある場所が地震対策を中心に考えられたために水害の際にきわめて無防備となってしまう点指摘し、今後同センターの場所について災害対策本部の設置に最適な場所という見地から再検討が必要ではないかと質問した。これについては山本企画調整局長から、現在の防災センターの機能を強化することによって災害対策本部の機能を十分に果たしていけるものとの判断から、当面は現在の位置で対応していきたいとの答弁があった。

人事案件、意見書等

一月一七日の最終日の本会議では、一般質問の終了ののち、固定資産評価審査委員会委員の選任および人権擁護委員候補者の推薦の二件の人事議案が上程され、いずれも全員異議なく同意された。また、「不祥事防止及び綱紀粛正に関する決議」は斉間壽久議員（公明党）の提案理由説明ののち全員異議なく可決され、「人事院勧告実施に関する意見書」については、長谷川忠勤議員（民社クラブ）が説明を行ったのち、退席者が出るなかでの採決となったが、賛成多数で可決された。最後に、恒例により松山議長と葉山市長からあいさつがあり、本定例会はすべての議事を終了した。

七 昭和五八年二月定例会（二月二三日～三月二六日）

本定例会の日程は、当初二月二三日から三月二五日までの三二日間を会期とすることとなっていた。しかしながら、後述するように、三月二五日の本会議において、市職員組合が市幹部職員を招き同組合が支持する次期市議會議員選挙立候補予定者への支援を依頼したという問題で、民主自由クラブ議員から緊急質問が行われたことにより、会期が一日間延長され、三月二六日までの三二日間となった。本定例会に上程された議案は、老人入院見舞金の支給及び看護料の助成に関する条例の制定、心身障害者福祉手当条例の一部改正、茅ヶ崎市の学校教育事務の受託期間の延長に関する協議、昭和五七年度一般会計補正予算、五八年度一般会計予算および老人保健事業費特別会計等一五特別会計予算、損害評価会委員の選任等四九議案である。また、優生保護法の改正に反対する請願等九件の請願も上程された。

ニチイ出店に関する不祥事と与党議員の辞職

前回の一二月定例会の部分で述べたように、ニチイ辻堂店出店は五六年八月の商調協審査の結果、本年三月末日までに出店することを条件に認められた。その出店期限を三カ月足らずあとに控えた一月一〇日、一日の両日、藤沢市役所へ神奈川県警職員が訪れ、ニチイ辻堂店に関する事項について経済部と議会事務局の職員に対する事情聴取が行われた。ニチイについては、わずか三日前の一月七日に小田原店出店に絡む不正が明るみに出たばかりであり、前年六月の北口再開発にまつわる汚職事件の記憶がまだに生々しく残る市役所内は、極度の緊張感に包まれた。はたして、一四日金曜日には本市議会の社会党議員の一人が、任意出頭の形で県警の取り調べ

を受けた。そして翌一五日に、同議員がニチイから現金二〇〇万円を受け取り、同社の辻堂出店について経済観光常任委員会での審査に便宜を図ったとの容疑で逮捕されたのである。

こうした事態への対応を協議するため、翌一六日午後一時半から急遽各派代表者会議が開かれた。席上、社会党の黒江貞子団長から、同党議員の不祥事で議会の品位を著しく傷つけたことについての陳謝の言葉が述べられ、今回逮捕された同議員に対して、党の規約に基づき党を除名するとともに即時議員を辞職するよう勧告する、という党藤沢総支部の決定が報告された。この結果、本市議会社会党の議員団の構成は、六人から五人へ変更となった。この日は、ほぼ同時に県警本部による議会事務局や社会党控室の自宅捜査が行われており、ニチイ問題に関連する本会議議事録や請願、陳情の文書を含む一〇一件の書類が押収されている。

二月八日、前日保釈処分となった同議員自身が議会事務局を訪れ、議員辞職願を提出した。これを受けた松山議長は、議会閉会中であつたため、地方自治法第一二六条但し書きの規定に基づいて、同日これを許可した。これにより、きたる二月定例会は、定数四人のところ一人欠員となり四三人の議員で運営されるという異例の事態となった。また、ニチイ側からは、二月二日に取締役副社長等が陳謝の文書を携えて議会事務局を訪れ、今回の事態を招いたことについて陳謝の言葉を述べた。

この間、二月三日と一五日の二度にわたり議会運営委員会が開かれたが、ここでは主として二つの点が問題となった。第一は辞職に伴う議員数減少によって、同議員の所属していた経済観光常任委員会と交通改善対策特別委員会にそれぞれ欠員が生じたことである。これについて一五日の委員会では、すでに現議員の任期が残り三カ月となっている時点で、委員会委員の異動を行うことは望ましくないとのこと、各委員の意見が一致し、新たに補充等の措置は採らないことに決まった。第二の問題は今回の不祥事に議会としてどのように対応すべきかと

いう点である。これについては、北口再開発汚職の場合と同様に特別委員会を設置して事件を糾明すべきであるとの意見もあったが、議会運営委員会の場での結論を得るには至らず、ひきつづき各会派で検討することとなった。そして、二月定例会期間中の三月一日に開かれた経済観光常任委員会において、今回の不祥事と市および市議会の対応、通産省や県の見解、市商工会議所の動向とニチイの対応等について総括的な質疑が交わされるとともに、この事件に関連して提出された二件の陳情の審査も行われた。陳情はそれぞれ、藤沢市商店会連合会からと湘南民主商工会会長からのもので、前者の陳情第四二二号はニチイに大店法の五条申請を自主的に取り下げることとを求めるもので、後者の陳情第五九号は同様の趣旨を市議会で決議するよう求めるものである。審査の結果、陳情第四二二号については趣旨了承、第五九号は結論保留と決まった。

こうした議論を経て、議会として今回の不祥事に関する何らかの意思表示を明らかにすべきであるという意見が、多くの議員から主張された。このため、本定例会最終日の本会議において、内田末吉議員（公明党）等七人の議員により「ニチイ辻堂店の出店に関する決議」が、議案第一〇二号として提案された。この決議は、今回のニチイの行為を批判し、市民の不信感が払拭され、信頼感が回復されるまで大店法の五条申請を取り下げろべきだとする内容で、内田議員の提案理由説明ののち、採決の結果、賛成多数で可決された。

議案の審議と各委員会の主な活動

本定例会に上程された四九議案のうち、人事案件を除くすべての議案は初日の二月二三日の本会議に一括上程された。そして、同日午後からは昭和五八年度の予算および条例等に関連する二六議案について、葉山峻市長から議案の概要と施政方針についての説明が行われた。つづいて二五日の二日目の本会議では、各議案の審議、採

決（専決処分）の承認、特別会計条例の一部改正等七議案が原案のとおり可決または承認）、各常任委員会への付託の決定が行われ、翌二六日から三月七日までを休会とし、各常任委員会審査の日程にあてることとされた。

本定例会における各常任委員会の主な活動は、おおむね次のとおりである。まず二月二十八日には都市建設常任委員会が開かれ、五七年度下水道事業費特別会計補正予算等五議案と高層マンション建設に反対する陳情等二一件の陳情が審査された。三月一日に開催された経済観光常任委員会では、五七年度中央卸売市場事業費特別会計補正予算と前述のニチイ辻堂店出店に関する二件の陳情が審査の対象となった。さらに三月二日の文教厚生常任委員会では、茅ヶ崎市の学校教育事務受託期間延長に関する協議等二議案と学童保育に関する請願等三件の請願および陳情四件の審査が行われた。総務企画常任委員会は三月三日に開かれ、五七年度一般会計補正予算等議案三件と「外国人登録法」の改正を求める請願等五件の請願、優生保護法の改正に関連する二〇件に及ぶ陳情が審査された。

これらの常任委員会における審査経過と採決結果は、三月八日の本会議で報告された。そして採決の結果、付託された一一議案はすべて委員会報告どおり原案のとおり可決された。また請願については、ホールつき子供文化センター建設に関する請願、南部地区小学校の早期改築についての請願、外国人登録法の改正を求める請願、優生保護法の改正に反対する請願の四件が採択され、学童保育に関する請願等二件が継続審査、優生保護法の改正に関する請願が不採択、大幅減税要求、申告納税制度改悪反対に関する請願が取り下げ承認と決まった。

施政方針説明と代表質問

前述のように五八年度予算および関連議案についての市長の施政方針説明は、二月二三日の本会議で行われた

が、このなかで市長は、我が国の地方財政全体の危機的状況と本市の財政状況を対照させ、五八年度の市税収入見込みは、五七年度当初と比べて一・一三・四パーセント程度の伸びを確保できる見通しであると述べた。そして予算編成にあたっては、限られた財源のなかで、身近な生活環境の整備に財源を重点的に配分し市民サービス向上に努めた点を強調した。また市長は、開かれた市政の実現を目指して公文書公開の制度化に関する調査を進めていく意向も今回の説明のなかで明らかにした。

このような施政方針説明を受けて、三月八日、九日、一〇日の三日間にわたり代表質問が行われた。今回は、山本捷雄（民主自由クラブ）、村上伸（公明党）、五十嵐紀子（社会党）、小川竹次郎（市政市民会議）、大山正雄（共産党）、鈴木恒夫（昭和新政会）、内田松男（民社クラブ）の各議員が、それぞれの会派を代表して質問に立った。そして、五八年度の施策および予算についての市長の基本姿勢をはじめ、ニチイ問題、新総合計画の進捗状況と財源問題、市役所事務執行体制の改善、情報公開制度への取り組み、老人医療費をはじめとする高齢化社会への対応、青少年非行と教育問題、都市計画道路や土地区画整理事業等都市基盤整備の問題点、緑化対策の在り方、観光資源の保護、河川管理と防災対策、中央卸売市場の運営状況と今後の展望等市政全体にわたるさまざまな問題について質問が行われた。

このうち特に質疑が集まったのは、全国的に深刻な社会問題となってきた青少年非行と教育問題であった。警察庁の発表によると、五七年一年間の全国におけるいわゆる校内暴力事件数は一九六二件に及び、そのうち九四パーセントを占める一八五一件が中学生によるものであるとされる。このように、教育の現場での暴力事件の続発とその低年齢化の進行が進む一方で、過熱化する受験競争のもとのいわゆる「落ちこぼれ」と呼ばれる生徒の増加という現実が、全国の教育関係者および父兄の間に深い苦悩と混乱を生み出してきているのであった。と

りわけ、本年一月に横浜市で発生した中学生グループによる浮浪者集団殺傷事件は、教育関係者のみならず一般社会全体に強い衝撃をもたらしたのである。こうした状況を反映し、今回の一般質問では七人の質問者のうち山本、村上、五十嵐、小川、大山、鈴木（恒）の六人の議員が非行と教育に関連する問題を取り上げた。そして、市長および小山文雄教育長との間で、本市における校内暴力事件の実態と対応、生活指導のあり方、スポーツをはじめとする課外活動の充実方法、青少年センターの機能強化等行政側の対応、暴走族の検挙等取り締まりの実態、今後の中学教育についての展望等、多岐にわたる熱心な質疑が交わされた。

なお、今期限りで議員生活を勇退する村上議員と、四月に行われる次期地方選挙で県議会議員選挙への出馬を予定している大山議員は、ともに今回が本市議会における最後の質問となった。

昭和五八年度予算の審議

本定例会に上程された五八年度予算の規模は、一般会計で六三四億七七三万八〇〇〇円、特別会計で四六四億四三六六万円、予算総額は一〇九九億二〇九八万八〇〇〇円であり、前年との比較では一般会計で七・五パーセント、特別会計で一〇・一パーセント、予算総額で八・六パーセントの増加となっている。

これらの一般会計および一五特別会計予算案とこれに関連する職員定数条例の一部改正等一〇議案の計二六議案を審議するため、三月一〇日の代表質問終了後、松山三之助議長から指名を受けた二人の議員によって構成される予算等特別委員会が設置された。同委員会は、翌一日に第一回目の委員会を開き、委員長に加藤照委員（新自由クラブ同志会）、副委員長に中山五福委員（社会党）をそれぞれ選出した。そして同日より二二日までのうちの六日間を審査日程にあてることとし、五八年度一般会計予算歳出の部から順次審査に入った。こちらの審

查のなかでは、市職員の人件費に対する市民の批判と今後の対応、都市問題懇話会の意義と機能、緑化対策のための調査活動の成果と今後の活用方法、失業対策事業の実態と市の財政負担問題、老人入院見舞金および看護料助成制度のあり方と今後の老人福祉施策の展望、西部地区における消防機能の充実、境川河口のしゅんせつ工事の現状および土砂の始末の状況、大型店の出店凍結宣言についての市の考え方、市民病院の医療機能の充実と増床計画の可能性、中央卸売市場経営のあり方等の諸点について、市長はじめ理事者との間で質疑が交わされた。審査は三月一七日までにすべて終了し、二二日の委員会では各委員による討論と採決が行われた。この結果、議案第九〇号の競輪事業費特別会計予算については賛成多数（共産党が反対）、その他二五議案については全員異議なく可決すべきものと決定した。

これらの結果は、三月二六日の本会議で報告された。これを受けて、各会派を代表して桑原正一（共産党）、平沢信雄（民主自由クラブ）、内田末吉（公明党）、榊居祐三（社会党）、西条節子（市政市民会議）、高山年正（新自由クラブ同志会）、滝沢茂男（昭和新政会）、内田松男（民社クラブ）の八議員が、五八年度予算および関連議案についての代表討論を行った。そして討論終了後ただちに採決に入り、予算等特別委員会での結論どおりに、競輪事業費に関する議案第九〇号は賛成多数、他の二五議案は全員異議なくいずれも原案のとおり可決された。

緊急質問と会期の延長

言うまでもなく、今期市議会は本定例会を最後に任期を終了し、四月には統一地方選挙に伴う本市市議会議員選挙が予定されている。全国すべての選挙に共通するように、本市においてもまた四月の公示を待つよりはるか

に以前から、すでに選挙戦は本番を迎えているといわれ、現職・新人を問わず立候補を予定している人々の周辺では、何かと慌ただしい動きが目立つようになってきていた。

おりしも三月一六日夜、市内の労働会館において市職員組合の会合が開かれ、出席者に対し、職員組合が応援する市議選立候補予定者への支持が依頼された。ところが、この席に二〇人を越える市の幹部職員が組合OBの名目で招かれていたことが明らかになり、野党派から強い批判を浴びることとなった。特に民主自由クラブは、市職員の選挙運動へのかかわりについてかねてから批判や警戒の念を強めており、過日の予算等特別委員会においても渡辺光男委員（民主自由クラブ）がこれに関する問題を取り上げて、市の対処を求めていただけに、こうした事態を重視し、二五日の本会議で田中和子議員（民主自由クラブ）が緊急質問を行うことを松山議長に通告したのである。

二五日の本会議は、午後三時過ぎから開かれ、冒頭で緊急質問を日程に追加する件が賛成多数で可決された。次いで質問に立った田中議員は、一六日の会合に出席した管理職の職員が、市選挙管理委員会から投票管理者に任命される可能性があり、そうなれば公正な選挙運営に著しく支障を来すことになるとして、会合に出席した管理職の職員の人数と氏名を公表するよう市側に要求した。これに対し福田完男市長は、二等級以上の管理職三〇～四〇程度が出席したが、個々の氏名については把握していないと答弁した。田中議員はこの答弁に納得せず、次の質問に移る前提として出席者の氏名についての資料提供が必要であるとして、「即刻そのお名前をお出しいただきたい」と迫った。しかし福田室長は「個々の名簿につきましては把握いたしておりません」との答弁を繰り返すのみで、両者の質疑は平行線を辿ったままに終始した。このため加藤三郎議員（民主自由クラブ）から、市側に調査の時間を与えるために休憩してはどうかとの動議が出され、これが可決されたことでこの

日の本会議は開会後わずか一〇分で休憩となった。そして、午後四時五十分一旦再会され会議時間の延長が決定されたのち、再び長い休憩に入った。この間議会運営委員会が開かれ、事後の日程の処理等についての協議が重ねられたが、結局同日中に予定されていたすべての議事日程を終了することは不可能であるとの結論に達した。このため、午後一時五〇分に松山議長が会期を翌二六日まで一日間延長する旨を図り、全員異議なくこれを可決して、今期市議会では初めての会期延長が、四年間にわたる任期の最後の定例会において行われることとなったのである。

翌二六日の本会議は、午後一時過ぎから再開された。はじめに市長が答弁に立ち、今回の問題について遺憾の意を表するとともに、職員に対し管理職としての自覚と地方公務員法の規定を遵守するよう徹底していきたいと述べた。ついで答弁に立った伊草昇助役は、一六日の会合に出席した市の管理職が一等級五人、二等級二人であることを明らかにした。そして、氏名については人権上の問題もあるがゆえに「まことに申し訳ないの一語に尽きますけれども、氏名の提出は差し控えさせていただきたく、この点深く御理解賜りたい」と述べたうえで、氏名が確認された管理職については選挙事務従事者名簿から削除してもらおうよう市選挙管理委員会に申し入れることとした旨を説明した。これに対し田中議員から、昨年の不祥事以来藤沢市政に対する市民の信用が失われかけている状況のなかで、公務員の公正・中立が厳正に守られるよう重ねて監督を強化してほしいとの要望が述べられ、今回の緊急質問はようやく決着をみた。

特別委員会の報告、人事案件、意見書等

最終日の本会議では、前述の緊急質問および五八年度予算等二六議案の討論、採決が行われたのち、交通改善

対策、公・水害、地震対策、西・北部地域開発、不祥事等調査及び防止の各特別委員会からの報告があった。ついで、損害評価会委員の任命について市長から一八人の候補者が提案され、全員異議なく同意された。また、「障害者地域移動制度の確立に関する意見書」、「労働者の生活を守るための緊急対策及び措置を求める意見書」、「外国人登録法の改正に関する意見書」、「公団住宅の家賃の値上げに反対する意見書」、「中小企業の経営危機打開に関する意見書」が全員異議なく可決され、「優生保護法の改正に反対する意見書」と、前述の「ニチイ社堂店の出店に関する決議」については賛成多数で原案のとおり可決となったが、「私学助成の拡充を求める意見書」は賛成少数で否決された。

最後に今期限りで議員生活を勇退する松山議長と葉山市長がそれぞれあいさつに立ち、四年間にわたる議会活動での各議員の協力と市政への貢献に謝辞を述べ、本定例会は閉会した。これにより今期市議会の活動は事実上すべて終了し、四月の選挙を待つばかりとなったのである。